特許庁委託

台湾における職務発明の規定
台湾における並行輸入品への法的手当

2011年3月

財団法人交流協会

目　　次

Ａ．台湾における職務発明の規定 ……1

第一章　前書き ……3

第二章　職務発明と職務外発明の定義 ……4

第三章　台湾現行法の職務発明に関する規定 ……6

第一節　専利法 ……6

第二節　営業秘密法 ……9

第三節　著作権法 ……11

第四節　集積回路回路配置保護法 ……13

第五節　まとめ ……14

第四章　台湾における職務発明報酬に関する規定 ……15

第一節　職務発明の報酬とは ……15

第二節　台湾現行法の規定 ……16

第五章　企業によくある職務の発明に関する約定 ……20

第一節　権利帰属 ……20

第二節　報酬請求権 ……21

第六章　台湾における職務発明に関する紛争の救済制度 ……22

第一節　職務発明紛争に関する民事訴訟 ……22

第二節　職務発明紛争に関する刑事訴訟 ……24

第三節　職務発明紛争に関する行政訴訟 ……25

第七章　台湾における職務発明の実務見解 ……27

第一節　台湾における職務発明の紛争類型 ……27

第二節　裁判所の見解 ……28

第三節　結び ……30

第八章　職務発明に関してよくある質問 ……31

問題①：職務発明を会社に帰属させるのに必要な手続きは何か？　31

問題②：実験や評価のみに協力した者を職務発明者とするか？　32

問題③：台湾の子会社社員の職務発明を、直接日本の親会社又はその他の関係企業に帰属させることができる方法はあるか？　32

問題④：台湾の子会社に帰属させた職務発明を、日本の親会社又はその他の関係企業へ譲渡することができるか？ 33
問題⑤：所属が異なる複数の発明者が関与した場合の権利帰属はどのように認定すべきか？ 33
問題⑥：台湾子会社の従業員が離職後に同業他社へ就職した場合、職務発明は保護されるか？ 34
問題⑦：台湾の職務発明制度は、日米欧とどう異なるのか？ 34
問題⑧：職務発明に対する補償方法の態様は？ 35
問題⑨：台湾企業の職務発明に対する補償方法は？ 35
問題⑩：台湾での競業禁止の約定に関する裁判所の認定 35
問題⑪：被用者と雇用契約を締結した時に発明の帰属を約定しなかった場合、どのように発明を会社に帰属させるのか？ 40

Ｂ．台湾における並行輸入品への法的手当 …… 78

第一章　並行輸入の定義 …… 80

第二章　並行輸入のメカニズム …… 83

第一節　並行輸入の現状 …… 83

第二節　並行輸入の原因 …… 84

第三節　並行輸入の問題点：「ただ乗り」 …… 88

第三章　台湾現行法における並行輸入及び権利消尽に関する規範 …… 90

第一節　権利消尽の原則 …… 90

第二節　専利法 …… 92

第三節　商標法 …… 94

第四節　著作権法 …… 96

第五節　公平交易法 …… 98

第六節　その他の法律規範 …… 100

一、植物種苗法 …… 100

二、集積回路回路配置保護法 …… 100

三、商品検験法 …… 100

四、電信管制射頻器材管理弁法 …… 101

五、食品衛生管理法 …… 101

六、薬事法 …… 101

第七節　結び ……103
第四章　並行輸入を阻止するための対策 ……104
第一節　販売できる区域の限定による並行輸入を阻止するための対策 ……104
第二節　商品仕様やアフターサービスなどの区別による並行輸入を阻止するための対策 ……107
第三節　並行輸入を阻止する対策に関する公平交易法上の留意点 …110
第四節　結び ……112
第五章　並行輸入を阻止するための対処方法 ……113
第一節　訴訟によらない対処方法 ……114
第二節　訴訟による対処方法 ……119
1.民事訴訟　……119
2.刑事訴訟　……120
第三節　結び　……122
第六章　台湾当局による並行輸入に対する見解 ……123
第一節　裁判所による見解 ……123
第二節　公平交易委員会による見解 ……128
第三節　結び ……130
第七章　並行輸入の関連事例及びその法律対策 ……131
問題①：並行輸入の特許商品を改造後に販売している場合、特許権者はその改造販売者に特許権侵害を主張することができるのか？ 131
問題②：並行輸入の商標商品を改造後に販売している場合、商標は変更されていなくても、商標権者はその改造販売者に、商標権侵害及び刑法の詐欺罪を主張することができるのか？ 133
問題③：並行輸入品である旨を十分表示せず、消費者に誤認を惹起するおそれがある場合、違法性の問題があるか？ 136
問題④：代理商又は販売店の広告を盗用する場合、違法性の問題があるか？ 137
問題⑤：正規業者が作成した取扱説明書を並行輸入業者が無断複製する場合、違法性の問題があるか？ 138
問題⑥：ライセンスや輸入許可証を未取得の場合、違法性の問題があるか？ 140

問題⑦：電気機器、事務機器、輸送機器などの工業製品は、「商品検査認証標章」を貼り付けていない場合、違法性の問題があるか？ 140
問題⑧：並行輸入業者が低価申告、異なる貨物類別をもって不実申告、数量偽装、密輸出入、税関との結託など脱税の手段により、価格的な優位性を築く場合、違法性の問題があるか？ 141
問題⑨：中国語による商品表示及び内容説明をしていない場合、違法性の問題があるか？ 144
問題⑩：医薬品、化粧品、食品の並行輸入品について、特に注意すべき事項又は問題があるか？ 146
問題⑪：中国産の並行輸入製品に対し、特に注意すべき事項又は問題があるか？ 154
問題⑫：法定の手続きをされておらず自動車の個人輸入について、違法性の問題があるか？ 156
問題⑬：機器のコピーガード等が勝手に解除された場合、何か問題あるか？ 156
問題⑭：内国権利者が輸入した時点で、外国権利者とは無関係に独自のグッドウィルを形成している場合、何の問題があるか？ 157
問題⑮：代理店・販売店契約書における「販売できる区域」の限定と再販禁止に関する規定に、違法性の問題があるか？ 158
問題⑯：並行輸入品に対するアフターサービスについて、メーカーや正規代理店がアフターサービスの義務を負うのか？ 159
問題⑰：台湾から海外への輸出（並行輸出）について、特に注意すべき事項又は問題があるか？ 161
問題⑱：並行輸入された正規品の電池や付属品を取り出し、安い電池、付属部品に取り替えて販売する行為に、違法性の問題があるか？ 161
問題⑲：台湾外のライセンス先企業の製品が、品質基準の観点から販売地域の制限契約条項があるにも関わらず台湾に並行輸入された場合に、違法性の問題があるか？ 162
問題⑳：台湾以外のライセンス先企業が、販売地域及び製造地域の制限を越えて、台湾で委託生産させ、そのまま台湾国内に流通させる場合、違法性の問題があるか？ 163

Ａ．台湾における職務発明の規定

※本報告は、台北市日本工商会／知的財産委員会／戦略Ｇ会議の
職務発明問題プロジェクトチームの協力を得て作成された。

【職務発明問題プロジェクトチーム　メンバーリスト】

愛徳萬側試股份有限公司(ADVANTEST)
　　財務部／法務部　　東　健介

萬國法律事務所
　　パートナー弁護士　　鍾　文岳
　　弁護士　　王　孟如

戦略 G 会議事務局　　細川　昌之
　　河合　弘明

第一章　前書き

知識経済の競争時代における挑戦を目前にし、企業の生存と発展にとって著作権、特許権、商標権ないし営業秘密などの無形資産の重要性が日増しに高まり、特に、生産技術を促し、無形資産と有形資産を結ぶ特許権は知的財産権の主軸といえ、巨額な資金と力を尽くして特許権獲得競争に一役買わない企業はいないほどである。しかし、各企業が次々と巨額な資金をかけて研究開発を進めているときに留意しなければならないのは、研究開発の進度のほか、巨額をかけた研究開発により得た成果につき、どのように当該成果の特許出願件及び特許権を獲得できるかである。権利の帰属問題につき、著作権法、専利法、営業秘密法のいずれにおいても明文で規範されており、且つその規定は非常に類似しており、同じく雇用関係又は出資して他人を招聘して成果を完成させたものかにより区別され、前者の場合、さらに職務上又は職務外の創作若しくは発明に分けられる。

本文では、主に台湾の現行実務において、企業が雇用又は他人を招聘して発明又は創作に従事させた場合の成果はどのように帰属されるのか、及び、争いが起こった場合の解決方法について紹介する。

第二章　職務発明と職務外発明の定義

現行の台湾法によると、職務発明と職務外発明の区別は雇用関係にあり、出資して他人を招聘する関係において、被招聘者は相当高いレベルの自主性と独立性があり、創作過程における会社への依存性は被用者より低く、雇用関係の下の非職務創作または発明と同じであり、出資して他人を招聘する場合、職務発明であるのか、又は非職務発明なのかを区別する必要がない。雇用関係の下の職務発明と非職務発明について、次のとおり説明する。

専利法第 7 条第 2 項に「職務上の発明、実用新案、又は意匠は、被用者が雇用関係中の職務の遂行において完成した発明、実用新案、又は意匠を言う」と明文で定めており、1993 年 6 月 1 日台湾高等裁判所刑事法律課題研究（六）の法律意見によると「いわゆる『被用者の職務上の発明』とは、被用者が使用者の権利義務の約定の元、使用者の製品開発及び生産に参加または執行していることを言う」と指摘している。よって、「職務上の発明」とは、被用者が雇用契約の約定又は使用者の指示により、使用者の製品開発及び生産の仕事又はイベントに参加又は執行した成果であり、創作又は発明の進行や完成した時間が勤務時間又は勤務時間外、場所がオフィス又は自宅であろうと、職務上の発明であることに変わりない。

「職務外の発明」とは、被用者が職務範囲以外で且つ使用者の指示でなく、自ら発明又は創作に従事したことを指す。多くの場合は、被用者が勤務外の時間を使って行った発明であるが、勤務時間に職務範囲以外の個人的な発明や創作を行った場合もあり、この場合、発明の進行や完成したのが勤務時間ない又はオフィス内であるからといって、職務上の発明又は創作とされることはない。ただ、職務外の発明が使用者の資源や経験を利用したものである場合、専利法第 8 条第 1 項の特別規定「ただし、その発明、実用新案、又は意匠は使用者の資源又は経験を利用したものであるときは、使用者は合理的報酬を支払った上で、当該事業において、その発明、実用新案、又は意匠を実施することができる」により、当該発明が職務外の発明であると認定されていても、使用者は合理的な報酬を支払い、その事業に実施する権利を取得することができ、営業秘

密法第 3 条第 2 項に「ただしその営業秘密が使用者の資源又は経験を利用したものであるときは、使用者は合理的報酬を支払った上で、当該事業にその営業秘密を使用することができる」と規定されている。上記規定の目的は、使用者と被用者間の利益のバランスを保つためのものであり、職務外の発明は被用者に帰属するが、被用者が使用者の資源や経験により当該成果を完成しているので、使用者に合理的な報酬を支払えば使用できる権利を付与し、この規定の性質は強制実施許諾の非独占的実施権であるので、使用者が専用実施権を取得したいのであれば、被用者と別途に専用実施権契約を締結する必要がある。

第三章　台湾現行法の職務発明に関する規定

第一節　専利法

現行の専利法に関する特許権の帰属問題は、「雇用関係」と「一方が出資し、他人を招聘する関係」に分けられ、雇用関係における発明については、さらに「職務上の発明」と「職務外（非職務上）の発明」に分けられる。

一方が出資し、他人を招聘する関係で発明を完成する場合において、双方の法律関係は請負、委任又は委任に類似する契約関係の可能性があるため、被招聘者はその仕事に対し原則には相当高い自主性且つ独立性があり、創作の過程において会社に対する従順性は被用者より低く、特に請負関係の被招聘者は、仕事完成時に始めて報酬が得られるため（民法第 490 条第 1 項）、リスクが比較的高いので、専利法第 7 条第 3 項に特別に「一方が出資し、他人を招聘して研究開発に従事させるときは、その特許出願権及び特許権の帰属は双方の契約の約定に従う。契約に約定がない場合、発明者又は創作者に属する。ただし、出資者はその発明、実用新案、又は意匠を実施することができる。」と規定され、即ち会社が、出資して他人を招聘する関係における職務上の発明の特許出願権及び特許権を会社に帰属させたいとき、契約で明確に約定しなければならない。ただ同条第 4 項の規定により、前記のように約定したとしても、被招聘者は当該職務上の発明における氏名表示権を享有する。つまり、特許人格権につき、専利法では招聘を受けた発明者が所有するものであると強制規定し、一身専属の権利があり、特定の約定により移転又は制限することができない。

また、雇用関係において、現行の専利法では「職務上の発明」と「職務外の発明」に分かれており、「職務上の発明」と「職務外の発明」の定義について、第二章の説明を参照されたい。

被用者の「職務上の発明」について、専利法第 7 条第 1 項には、「被用者が

職務により完成した発明、実用新案、又は意匠について、その特許出願権及び特許権は使用者に属し、使用者は被用者に適当な報酬を支払わなければならない。」と規定されているため、雇用関係における職務上の発明の特許出願権及び特許権は会社に帰属され、会社は被用者に適当な報酬を支払わなければならず（例えば、発明奨金)、且つ被用者は同条第 4 項の規定により当該職務発明の氏名表示権を享有し、この特許人格権は、一身専属の特性があり、契約により譲渡又は制限することができない。

雇用関係における「職務外の発明」について、専利法第 8 条第 1 項には「被用者が非職務において完成した発明、実用新案、又は意匠について、その特許出願権及び特許権は被用者に属する」と規定されており、このとき特許出願権、特許権及び氏名表示権は何れも被用者に属し、即ち被用者は完全な特許権を有するため、雇主は契約の約定により略奪する、又は被用者に先に放棄するよう要求したとても、専利法第 9 条の規定により、無効となる。専利法第 8 条第 2 項には被用者への通知義務が求められ、「被用者が非職務において発明、実用新案、又は意匠を完成したときは、直ちに書面をもって使用者に通知しなければならい。必要がある場合は、創作の過程についても告知しなければならない」と規定されている。また、専利法第 8 条第 3 項に「使用者が前項の書面通知が送達された日から 6 か月以内に被用者に対して反対の表示をしなかったときは当該発明、実用新案、又は意匠を職務上の発明、実用新案、又は意匠として主張することができない」と規定されている。この規定は、使用者と被用者の紛争を避けるため、使用者に被用者の当該発明が職務上で完成したものであるのかを判断する機会を与え、且つこれにより権利を主張することができるよう定められている。したがって、使用者が被用者の書面通知が送達された日から 6 か月以内に被用者に対して反対の表示をしなかったとき、権利は失われ、使用者は当該発明を職務上の発明として主張することができない。ただ、たとえ使用者が前記法定期間内に反対の表示をしたとしても、当該発明が当然職務上の発明となることを意味するわけではなく、職務上の発明に属するかについては、職務上の発明の要件に該当するかを判断しなければならない（詳しくは、第二章を参照されたい)。

このほか、職務外の発明が使用者の資源または経験を利用したものであるときは、専利法第 8 条第 1 項の但書に「ただし、その発明、実用新案、又は意匠は使用者の資源または経験を利用したものであるときは、使用者は合理的報酬を支払ったうえで、当該事業において、その発明、実用新案、または意匠を実施することができる。」との特別規定があり、この規定により当該発明は職務外の発明であると認定されても、使用者は合理的な報酬を支払ったうえで、当該事業において実施する権利を取得することができる。即ち、専利法第 8 条第 1 項は、使用者の資源または経験を利用して完成した「職務外の発明」を強制的に使用者の専用実施権とはならないことを意味し、通常実施権の場合、使用者が専用実施権を取得しようとするときには、被用者と別途専用実施権契約を締結しなければならない。

上記専利法の規定を、下図を用いて説明する：

特許権
- 雇用関係
  - 職務上の発明：
    - 特許出願権及び特許権は使用者に属する。（契約で別途約定可）
    - 氏名表示権は被用者に属する。
  - 職務外の発明：
    - 特許出願権、特許権及び氏名表示権は何れも被用者に属し、且つ先に放棄又は約定できず、ただし被用者は通知の義務を負う。使用者の資源または経験を利用して完成したときは、当該事業において、その発明を実施することができる。ただし、使用者は合理的な報酬を支払わなければならない。
- 一方が出資し、他人を招聘する関係：
  1. 特許出願権及び特許権は被招聘者に属す（契約で別途約定可）、ただし、出資者は実施することができる。
  2. 氏名表示権は被招聘者に属する。

第二節　営業秘密法

営業秘密は、事業の内部人員又は一方が出資して招聘された者が完成する可能性があり、且つ営業秘密の経済的効果は特許権に類似しており、段階的な関係を有しているだけであり、営業秘密法における営業秘密の帰属は専利法の設計にあやかり、「雇用関係」と「一方が出資し、他人を招聘する関係」に分けられ、前者はさらに、職務上の営業秘密と職務外の営業秘密に区別している。

一方が出資し、他人を招聘して研究又は開発を従事させる場合において、営業秘密法第 4 条に「出資して研究又は開発に従事するよう他人を招聘して得た営業秘密の帰属は、契約の約定に従う。契約に約定のない場合、被招聘者に属する。しかし、出資者は業務上その営業秘密を使用することができる」と規定されており、この規定は専利法第 7 条第 3 項に依拠して制定されたため、会社が出資し、他人を招聘した関係において、職務上で得た営業秘密を会社の帰属とする場合、契約に明確に約定しなければならない。

雇用関係での営業秘密について、営業秘密法には被用者の職務上の研究又は発明であるかによりそれぞれ異なる規定がある。職務上で得た営業秘密について、営業秘密法第 3 条第 1 項に「被用者が職務上研究又は開発した営業秘密は使用者に属する。ただし、契約に別段の約定がある場合はその約定に従う」と規定されており、これは専利法第 7 条第 1 項の規定と同一である。また、職務外で得た営業秘密については、同条第 2 項に「被用者が職務上研究又は開発したのではない営業秘密は被用者に属する。しかし、その営業秘密が、使用者の情報又は経験を利用して得たものである場合、使用者は合理的報酬を支払って該事業にその営業秘密を使用することができる」と規定されており、これも専利法第 8 条の規定に類似している。

上記営業秘密法の規定を、下図を用いて説明する：

営業秘密
- 雇用関係
  - 職務上で得た営業秘密：使用者の所有とする。ただし、契約にて別途約定あるときは、その約定を従う。
  - 職務外で得た営業秘密：被用者の所有とする。ただし、その営業秘密が使用者の資源又は経験を利用して得たものであるときは、使用者は合理的な報酬を支払ってその営業秘密を当該事業に使用することができる。
- 一方が出資し、他人を招聘する関係：約定とおりとする。契約において約定がない場合は、被招聘者の所有とする。ただし、出資者はその営業秘密を業務に使用することができる。

第三節　著作権法

雇用関係において、台湾現行の著作権法は被用者の職務上の創作につき、創作者保護原則を採っており、即ち実際に創作を完成した被用者が著作者とし、これは著作権法第 11 条第 1 項に「被用者が職務上完成した著作は、被用者を著作者とする。」と規定され、また、被用者と使用者間の利益を調和するために同条第 2 項に「前項の規定により、被用者を著作者とするときは、その著作財産権は使用者が享有する。ただし、契約に著作財産権は被用者が享有する旨の約定があるときは、その約定に従う。」と規定されている。なお、著作権法第 11 条第 1 項の但書に「ただし、契約に使用者を著作者とする旨の約定があるときは、その約定に従う」と規定されているため、使用者は特約を利用して直接著作権（著作財産権及び著作人格権）を全て使用者に帰属させると約定することができる。この規定は、学説上から多くの批判があり、使用者が利用できるのは著作財産権の部分であるため、著作権法は専利法及び営業秘密法の規定に倣い、著作人格権を一身専属と定め、特約により移転又は制限することができないとすべきであるという意見が多い。

非職務発明について、著作権法に明文で定められておらず、学者の謝銘洋氏によると、解釈上、著作財産権及び著作人格権は何れも被用者に帰属する、即ち被用者を著作者とし、被用者が完全な著作権を享有し、使用者は如何なる権利を享有しない。且つこのとき被用者は専利法の規定のように通知義務を負う必要がない。ただ、明文の規定がないため、使用者が職務以外の創作を享有することを事前に約定した場合にも（特に著作財産権につき権利帰属の約定をした場合）、強制規定に違反したことにより禁止されることはないはずである。

また、一方が出資し、他人を招聘した関係における創作について、著作権法第 12 条に、「出資して他人を招聘し、著作物を完成させたときは、前条の事由を除き、当該被招聘者を著作者とする。ただし、契約に出資者を著作者とする旨の約定があるときは、その約定による。前項の規定により、被招聘者を著作者とする場合、その著作財産権は契約の約定により、被招聘者若しくは出資者が享有する。著作財産権の帰属につき約定がない場合、その著作財産権は被招

聘者が享有する。前項の規定により、著作財産権は被招聘者が享有するときは、出資者は当該著作物を利用することができる」と規定されているため、一方が出資し、他人を招聘した関係において、著作権の帰属は特約により約定し、約定がない場合、被招聘者を著作者する。雇用関係と異なる箇所は、著作財産権の帰属につき約定がない場合、原則として被招聘者が享有するが、出資者は使用権を享有することができる。

上記規定を、下図を用いて説明する：

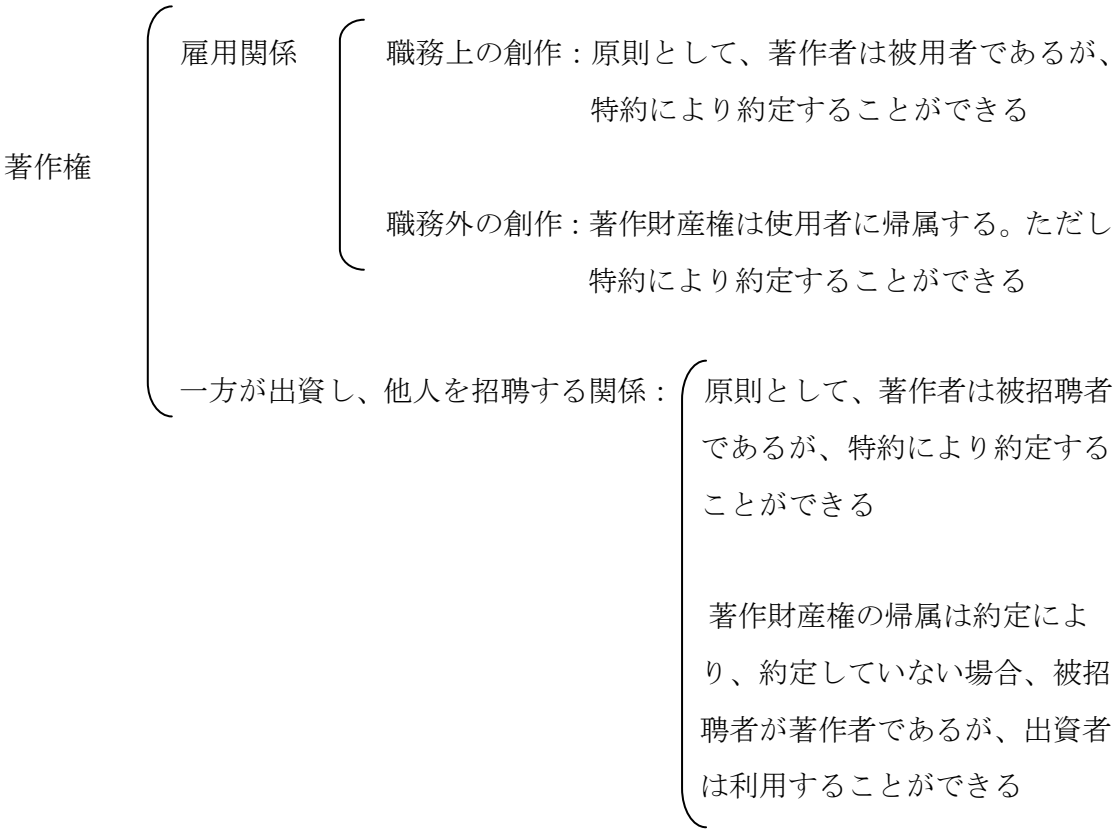

第四節　集積回路回路配置保護法

集積回路回路配置保護法は、上述の専利法、営業秘密保護法及び著作権の規範と異なり、当該法律において、雇用関係において職務上完成した回路配置創作であるか一方が出資し、他人を招聘する関係で完成した回路配置創作であるかを問わず、両者の法律効果は完全に同一である（同法第 7 条第 2 項)。即ち何れも使用者又は出資者が出願登録する。ただし、契約に別途約定がある場合、その約定に従う（同法第 7 条第 1 項)。ただ被用者又は被招聘者は、創作の事実に基づき、氏名表示権を享有することができる（同法第 7 条第 3 項)。

なお、職務外で完成した回路配置創作については、明文で定められておらず、前掲における職務外の著作権の帰属と同じく被用者を出願人とし、使用者は如何なる権利を享有することなく、被用者も専利法の規定のように使用者に通知する必要がない。ただ法律に明文で規定されていないため、使用者が職務外で完成した回路配置創作の出願権を享有することを先に約定してもかまわない。また、氏名表示権について、集積回路回路配置保護法に氏名表示権は被用者又は招聘を受けた者に属するとの規定があり、その立法主旨を考量すると、氏名表示権を一身専属の人格権として定めているため、特約により移転又は制限することができない。これは著作権法の規定とは異なる。

上記規定を、下図を用いて説明する：

集積回路の回路配置
- 雇用関係
  - 職務上の創作：約定に従う。約定がない場合は、使用者を出願者とし、氏名表示権は被用者に属する。
  - 職務外の創作：出願権及び氏名表示権は使用者に帰属する。ただし、出願権は、特約により約定してもよい
- 一方が出資し、他人を招聘する関係：約定に従う。約定がない場合は、出資者を出願者とし、氏名表示権は被招聘者に属する。

第五節　まとめ

企業の知的財産権は、外部が出資して招聘した関係（発明者に委任して単独で発明に従事させる）による場合と内部の雇用関係に基づくものがある。雇用関係において、台湾の知的財産法規では、さらに「職務上発明」と「職務外発明」に区別している。

しかしながら、知的財産権には財産権の性質があるため、契約自由の原則に基づき、権利の譲渡や帰属の約定ができることで、知的財産権の最大配分効率性を発揮することができる。人格権の部分（とくに氏名表示権の部分）については、一部の法規に異なる規定があるものの、大多数の法規及び学者の見解では、何れも氏名表示権を一身専属権とすべきであると認めている。

譲渡不可能の原則が適用されるのは、使用者にとって知的財産権の経済価値が重要であり、氏名表示権が被用者に属するとの強制規定は使用者の経済的利用を影響しないのと氏名表示権が被用者に属すると強制規定することにより、立場が弱い被用者を保護することができるためであり、知識経済学から見ると、創作又は発明のインセンティブを高めることもできる。

知的財産権の帰属は、契約により約定することができるので、企業にとって良い契約や関係規則を定めるのは重要なであり、台湾の企業業界で常用されている契約の範例を次のとおり提示する。

第四章　台湾現行法における職務発明の報酬に関する規定

第一節　職務発明の報酬とは

被用者が職務上完成した発明又は創作について、被用者が従事する発明又は創作は、職務範囲内でやるべきことであり、且つ当該発明又は創作の成果が独創的か、又は市場で成功的に受け入れられたかを問わず、被用者は何れも報酬を取得することができるとの見解があるため、使用者の権益をより具体的且つ有効な保障を与えるべきである。つまり、契約に別段の約定がある場合を除き、被用者が職務上発明を完成したとき、直ちに法により財産価値のある特許出願権と特許権を使用者に取得させるべきであり、被用者が法律行為により該等権利を使用者に譲渡する必要はない。

しかし、被用者が職務上完成した発明又は創作は、多くの商業又は市場利益を生じる可能性があるため、被用者が発明に対する貢献を重視しなければならない。また、職務発明の報酬は被用者の研究開発を促し、且つ被用者が自発的に完成した発明を開示することを励まし、会社が有効に利用することができるとの見解もある。したがって、使用者は本来の給料以外に、被用者に研究開発を激励し、被用者に発明を開示させるために、被用者の職務発明につき、別途適当又は相当な報酬を支払わなければならず、これが職務発明の報酬の規定である。

第二節　台湾現行法の規定

（一）専利法

専利法第 7 条には、「被用者が職務により完成した発明、実用新案、又は意匠について、その特許出願権及び特許権は使用者に属し、使用者は被用者に適当な報酬を支払わなければならない。ただし、契約に別段の約定がある場合は、その約定に従う。」と規定されている。これは被用者が職務上完成した発明に対し、使用者は被用者に適当な報酬を支払わなければならないことを明文で定めている規定である。

いわゆる「適当な報酬」の算定につき、専利法及び専利実施細則明文で定めておらず、今までの裁判所の判決で釈明された前例もない。一般的には、当事者間が契約で双方の合意する適当な報酬を約定することにより、将来紛争が生じるのを避ける方法を採っている。適当な報酬とは、被用者が完成した発明は特許要件に符合し、特許を出願、取得できるのかにより判断し、特許を取得できる場合は、その特許の価値、即ち使用者に対しどのぐらいの商業貢献が生じるのかにより決定する。

職務発明について、使用者が被用者に支払う適当な算定方法につき、台湾の学者は日本の学説を参照しており、主には以下のとおりである[1]：

1. 定額法：

定額法とは、一定な金額で支払う方法であり、被用者の研究成果の技術高低、優劣又は難易度及びこれにより取得した商業利益を問わず、約定した金額を被用者が研究成果を完成した報酬とし、支払う時期については、被用者が特許の提案を提出したとき、被用者の研究成果が関係特許を出願したとき、又は被用者の研究成果が特許主務官庁の特許査定を受けたとき、若しくは被用者の研究成果が特許を取得して実際に実施するときに支払うことができる。

[1] 蔡明誠，受僱人發明權益之研究，台大碩士論文，1983 年 6 月，第 196 頁以下。

2. 採点法：

採点法とは、使用者が被用者に支払う報酬を被用者の研究成果の技術価値、完成の難易度及び経済的な価値など要素により特定なレベル分けをし、被用者の研究成果に対し総合評価を行った後、どのレベルの報酬を支払うことかを決める方法である。

3. 累計法：

累計法とは、被用者の研究成果が特許権を取得した後、実際に実施したことにより得た経済的利益を、異なる程度別により一定の割合で算出した金額を被用者の報酬とする方法である。これは「所得税法」に用いる累進税率と同一である。一般的にこの方法で報酬を算定する場合、一定な金額の上限の規定を加えることが多い。例えば、被用者がある特許に対し取得できる報酬はニュー台湾ドル 300 万元を超過することができないとの規定である。

収益金額（ニュー台湾ドル）	報酬（ニュー台湾ドル）
200 万元以下	収益金額×8%
200 万元を超えて、500 万元未満	(収益金額-2,000,000)×5%+160,000
500 万元を超えて	(収益金額-5,000,000)×2%+310,000

台湾のハイテク会社では、被用者の発明が特許権を取得してから、使用者が商業上の実施できる、被用者の激励誘因、被用者の研究成果及び使用者の実際の経済的利益などがあるかを問わず、会社内部で特許提案及び出願奨励方法を制定することが多く、奨励金の算定方法は、定額法及び累計法を併せて採用することが多い。

民法第 315 条には、「弁済期について法律に別段の規定があるか、若しくは契約に別段の定めがあるか、又は債務の性質その他の事情によって決定できない場合を除いて、債権者は何時でも弁済を請求することができ、また債務者も何時でも弁済をすることができる。」と規定されており、つまり、契約に別段の定めがある場合を除き、被用者は何時でも使用者に適当な報酬を支払うよう請求することができる。また、民法第 125 条の規

定により、その報酬請求権は、15 年間行使しないことによって消滅する。

報酬請求権の性質は債権であり、民法第 294 条の但書に「一、債権の性質によって譲渡することができないもの。二、当事者の特約によって譲渡することができないもの。三、債権が差押えを禁止されたもの」と規定されている場合を除き、第三者に譲渡することができる。報酬請求権は財産権の性質であり、一身専属権ではないので、継承の対象に属する。

（二）営業秘密法

営業秘密法第 3 条には「 被用者が職務において研究又は開発した営業秘密は使用者が所有するものとする。ただし、契約に別途約定があるときは、その約定に従う被用者が職務外研究又は開発で得た営業秘密は、被用者が所有する。ただし、その営業秘密は使用者の資源若しくは経験を利用したときは、使用者は合理的な報酬を支払ってその営業秘密を当該事業に使用することができる。」と定めている。

営業秘密法では、被用者の職務上の研究又は開発した営業秘密は、使用者が所有すると明文で定めているが、専利法第 7 条のように、「使用者は被用者に適当な報酬を支払わなければならない」と規定していないため、使用者は被用者が職務において研究又は開発した営業秘密に対し報酬を支払うのか否かについて、当事者が自ら約定することとなる。

（三）著作権法

著作権法第 11 条に「被用者が職務において完成した著作物は、被用者を著作者とする。ただし、契約に使用者を著作者とする旨の約定があるときは、その約定に従う。前項の規定により、被用者を著作者とするときは、その著作財産権は使用者が享有する。ただし、契約にその著作財産権は被用者が享有する旨の約定があるときは、その約定に従う。前二項にいう被用者とは、公務員を含む」と規定されている。

著作権法では被用者が職務上完成した著作物について、契約に別途約定がある場合を除き、被用者を著作者とし、使用者が著作財産権を享有すると規

定されている。ただ専利法第 7 条のように、「使用者は被用者に適当な報酬を支払わなければならない」と規定していないため、使用者は被用者が職務において研究又は開発した営業秘密に対し報酬を支払うのか否かについて、当事者が自ら約定することとなる。

（四）集積回路回路配置保護法

集積回路回路配置保護法第 7 条に「被用者が職務上において完成した回路配置創作については、その使用者が出願登録する。ただし、契約に別途約定がある場合、その約定に従う。一方が出資し、他人を招聘する関係で完成した回路配置創作については、前項の規定を準用する。前二項の被用者又は被招聘者は、創作の事実に基づき、氏名表示権を享有することができる」と規定されている。

集積回路回路配置保護法では被用者が職務上完成した回路配置創作について、契約に別途約定がある場合を除き、使用者が出願登録すると規定されている。ただし、専利法第 7 条のように「使用者は被用者に適当な報酬を支払わなければならない」と規定していないため、使用者は被用者が職務において研究又は開発した営業秘密に対し報酬を支払うのか否かについて、当事者が自ら約定することとなる。

第五章　企業によくある職務の発明に関する約定

第一節　権利帰属

職務上の発明、創作又は研究成果について、専利法、営業秘密法、著作権法及び集積回路回路配置保護法には、何れも当事者が別途契約により権利の帰属を約定できることを容許している（詳しくは第三章)。したがって、企業にとって、よい契約又はそれに係わる規則を作成することが最も重要となり、実務上、従業員と雇用契約を締結し明文で約定し、且つ職務上の発明の定義、範囲、及び権利帰属などの詳細事項を確認することにより、将来争議が生じるのを避ける方法を採る企業が多い。一般的な職務発明における権利帰属の約定条項については、既に第三章で説明しているので、参照されたい。

第二節　報酬請求権

使用者と雇用者が職務発明の権益事項につき協議するにあたり、個別雇用契約又は就業規則等方法に適切な報酬を支払うのか否か、及び適切な報酬を支払う方法及び時期につき約定することがあり、企業管理の有効性及び公平性を鑑み、国内の科技会社には、契約で職務上の発明に対し被用者に報酬を給付することを同意すると約定し、その報酬はまた双方当事者が別途約定し、又は企業内部の特許提案と出願報奨の方法により処理することはよく見られる。

一般的に、職務上の発明の報酬は、段階ごとに約定しており、その一例について次のとおり説明する。

1. 「特許出願奨励金」: 提案者の発明成果が特許出願要件に符合し、特許出願した場合、会社は特許技術の創作の程度により特許出願奨励金金額を定める。
2. 「特許取得奨励金」: 提案者の発明成果が、国内又は国外の政府機関の実体審査を経て特許査定を受けた場合、会社は特許の技術創作の程度により特許取得奨励金金額を定める。
3. 「特許取得リーダー奨金」: 提案者の部門主管に提案者が積極的に発明創作するようリードし、激励するため、特許提案者の取得奨励金の一部の会社が別途特許取得リーダー奨励金を当該提案者の主管に個人の特許取得リーダ奨励金として与える。
4. 特許譲渡（授権）奨励金：特許権を他人に授権して会社がこれにより利益を得た場合、会社はその特許譲渡（授権）奨励金、特許取得リーダ奨励金を定める。

第六章　台湾における職務発明紛争の救済制度

第一節　職務発明紛争における民事訴訟

職務発明を巡る民事紛争では、職務発明に属するか否かがしばしば問題となる。つまり、発明成果が誰に属すかを巡る問題である。当事者間において当該権利の帰属のみをめぐって紛争が生じたとき、民事裁判「確認の訴え」を提起することにより、裁判所に確認を求めることができる。また、さらに当事者間においてなお、権利の移転もかかわっているとき、例えば、企業に帰属すべき特許権が他人名義で登記されている場合、「給付の訴え」をもって、被告に対し権利移転を命じるよう裁判所に請求することができる。以下に確認の訴え、給付の訴えについて紹介する。

1. 確認の訴え

いわゆる「確認の訴え」とは、権利、法律関係又は事実関係の存否を確認する判決を裁判所に求める訴訟をいう。民事訴訟法第 247 条では、「原告が法律上の利益を有する者である場合に限って、法律関係の確認を求める訴えを提起することができる。証明書の真偽の確認又は法律関係の基礎となる事実の存否の確認を求める訴訟も、同様とする。」と規定している。詳しく言うと、法律関係の存否が不確定であり、且つ不確定であることにより、当事者の権利又はその他法的地位を不安定なものにするおそれがあるため、判決をもってこれを除去する必要性がある場合、確認の訴えを提起することができる。裁判所は特定権利、法律関係又は事実関係の存否につき確認の判決を下し、かかる法律状態を明確にすることにより、紛争発生又は紛争拡大の予防に役立つ。実務上、特許権確認請求事件、特許出願権存在確認請求事件等がある。

2. 給付の訴え

いわゆる「給付の訴え」とは、被告に対し一定の給付を命じる判決を裁判所に求める訴訟をいう。給付の訴えにおける原告勝訴の判決が給付判決であり、執行力を有する。原告が給付の訴えを提起したのは、給付判決を得て、

これを執行名義（債務名義）として、被告に対し強制執行を請求することにより、給付の実現を図るためである。実務上よく見られる紛争事件は、例えば、特許権者名義変更請求事件がある。被用者の職務発明につき、使用者が法又は約定により被用者に適切な報酬を支払わないとき、被用者は法により給付の訴えを提起することができる。

この他、権利者が他人から権利を侵害されたとき、権利者は侵害者に対し賠償責任を負うよう請求することができる。侵害を受けた著作権者は、侵害者の著作権侵害により作成された物、又は侵害目的で使用された物の廃棄、又はその他必要な処置を請求することもできる。さらに、侵害者の費用負担にて、判決書の全て又は一部の内容を新聞又は雑誌に掲載するよう請求することができる。

智慧財産法院組織法第 3 条の規定によると、専利法、商標法、著作権法、光碟管理条例、営業秘密法、集積回路回路配置保護法、植物品種及び種苗法又は公平交易法により保護されている知的財産権益による第一審及び第二審民事訴訟事件は、智慧財産法院の管轄とする。又、智慧財産案件審理法第 16 条の規定によると、当事者が知的財産権を取消す、無効にすべき理由があると主張又は抗弁するとき、裁判所はその主張又は抗弁に理由があるか否かにつき自ら判断しなければならない。よって、特許権が無効であるか否かにつき、裁判所は当該案件において自ら判断する。

第二節　職務発明紛争における刑事訴訟

職務発明の権利帰属を巡る紛争は、主として民事請求に関わるものであるが、他人の権利を侵害したとき、権利侵害の種類及び情状により、刑事手続に関わる可能性もある。例えば、台湾の専利法、集積回路回路配置保護法、営業秘密法では刑事処罰の規定はないが、他人の著作権を侵害した場合では刑事罰責任があり、刑事訴訟に関わる可能性がある。智慧財産案件審理法第 30 条は第 16 条第 1 項の規定を準用し、当事者が知的財産権を取消す、無効にすべき理由があると主張又は抗弁したとき、裁判所はその主張又は抗弁に理由があるか否かにつき、刑事裁判所は自ら判断しなければならない。よって、特許権が無効であるか否かにつき、刑事裁判所は当該案件において自ら判断する。

通常、専利権、著作権、営業秘密、積体電路布局（集積回路の回路配置）の法的性質は何れも知的財産権に属し、個人の財産的法益の侵害の犯罪対象となるので、従業員が上掲権利を盗取及び漏洩したとき、横領罪、窃盗罪、背信罪が適用される余地がある。この他、刑法第 317 条では、業務上で知り得た商業・工業の秘密を漏洩した罪の刑事処罰を明文で規定している。

権利侵害を受けた者は、法により検察・警察機関に告発又は告訴行い、捜査させることができる。検察官により公訴を提起されたとき、裁判所により法により判決が下される。

智慧財産法院組織法第 3 条第 2 項の規定によると、少年刑事案件を除く、「刑法第 253 条から第 255 条、第 317 条、第 318 条の罪、又は商標法、著作権法、公平交易法第 20 条第 1 項に関する第 35 条第 1 講及び第 19 条第 5 号に関する第 36 条に違反する案件で、地方裁判所の通常・簡易審判又は協議手続による第一審裁判を不服として上訴又は抗告する刑事案件」は、智慧財産法院の管轄とする。

第三節　職務発明紛争における行政訴訟

職務発明紛争に公権力の行使がかかわっているとき、行政訴訟を提起することができる。通常は次のような訴訟形態が含まれる。

1. 取消訴訟

行政訴訟法第 4 条では、「人民は、中央又は地方行政機関の違法な行政処分によりその権利又は法律上の利益が侵害されたと認め、訴願法により訴願を提起し、その裁決に不服がある場合、又は訴願が提起された日から三か月を経過しても裁決がなされない場合、又は訴願決定期間が延長された日から二か月を経過しても裁決がなされない場合は、高等行政裁判所に取消訴訟を提起することができる」とあり、よって、無効審判請求者が特許無効審判の決定を不服な場合、法により特許審決取消訴訟を提起することができる。

2. 義務付けの訴え

行政訴訟法第 5 条では、「人民は、中央又は地方行政機関が自ら法により申請した案件に対し、法定期間内に為すべき行為を為さなかったことにより、その権利又は法律上の利益が侵害されたと認め、訴願手続を経て、当該行政機関に対し行政処分又は特定の内容の行政処分を為すよう請求する訴訟を高等行政裁判所に提起することができる」、「人民は、中央又は地方行政機関が自ら法により申請した案件を却下したことにより、その権利又は法律上の利益が違法的に侵害されたと認め、訴願手続を経て、当該行政機関に対し行政処分又は特定の内容の行政処分を為すよう請求する訴訟を高等行政裁判所に提起することができる」と規定している。

3. 法律関係存否確認の訴え

行政訴訟法第 6 条では、「原告が確認判決につき法律上の利益を有する者である場合に限って、行政処分の無効及び公法上の法律関係の成立又は不成立を確認する訴訟を提起することができる。執行済みで原状回復が不可能な行政処分又は消滅した行政処分の違法を確認する訴訟も、同様とする」と規定している。

智慧財産法院組織法第 3 条の規定によると、専利法、商標法、著作権法、

光碟管理条例、集積回路回路配置保護法、植物品種及び種苗法又は公平交易法が知的財産権に関わる第一審行政訴訟事件及び強制執行事件は、智慧財産法院の管轄とする。各当該訴訟事件につき智慧財産法院による第一審判決又は査定に不服な場合、最高行政裁判所に上訴又は抗告を提起しなければならない。

第七章　台湾における職務発明に関する実務見解

第一節　台湾における職務発明の紛争類型

1. 民事紛争

「職務上発明」、「職務発明」、「適切な報酬」、「奨金」、「奨励金」等キーワードで裁判所判決文を検索した結果、現在の紛争類型には、特許権確認、特許権返還等請求事件等何れも職務発明による特許権の権利帰属にかかる紛争があるが、報酬請求権にかかる関連判決文はない。

その内、職務発明による特許権の権利帰属にかかる紛争について、検索した判決文をまとめると、審理、紛争の争点は次の 2 種に分類できる。

(1) 両当事者間の関係は雇用関係か？

(2) 雇用関係である場合、雇用関係における職務発明なのか、又は非職務発明なのか？

2. 刑事紛争

上記民事紛争と同じキーワードで裁判所判決文を検索したところ、刑事判決では、権利侵害にかかる紛争類型が多いことがわかる。例えば、甲はソフトウェア会社たる乙に PC ゲームのプログラム開発を依頼したので、双方は甲が該ソフトウェアの著作権を所有するとの契約を締結した。乙は当該設計開発の仕事をエンジニアたる丙に任せたが、著作権につき如何なる契約も締結していない。仕事の完成後、丙は都合により退職し、その設計した PC ゲームのプログラムを丁に売却し、丁はそれを製作・販売した。この場合、丙、丁は著作権法に違反するのか等の紛争が上げられる。

3. 行政紛争

上記民事紛争と同じキーワードで裁判所判決文を検索したところ、行政紛争では、無効審判に関わる紛争が多い。

第二節　台湾における裁判所判決の見解

1. 民事紛争

現在、裁判所では、「職務発明」の判断について、専利法第 7 条にいう「被用者の職務発明」とは、被用者が使用者との雇用契約の権利・義務の約定に基づき使用者の商品開発、生産に従事・参与又は執行することを指し、つまり、使用者が被用者を雇用する目的は研究開発の仕事に従事させることを指すという見解を示している。副総経理等専ら研究開発に従事する人員でない社員については、仕事契約上の義務を履行するための創作でないため、当然職務発明と認められることはない。よって、たとえ一方が元々相手方会社の副総経理であり、当該会社の各研究開発商品の内容及び機能を全て知っていたとしても、あくまでも「職務に関連する発明」に過ぎないので、専利法第 7 条に言う職務発明ではなく、特許権は当然使用者が所有する[2]。また、被用者が職務範囲外で使用者の指示によることなく、自ら従事した発明は、たとえ該発明は使用者の資源又は経験を利用して完成したものであっても、非職務発明の発明に属すると認めるべきである[3]。被用者が権利を取得したのは、それ自身が職務上の創作であると使用者が主張したとき、該事項につき挙証責任を負わなければならない。

ただ、使用者とは専ら発明の目的又は生産技術改善のために、被用者を雇用して研究発明又は改善に従事させ、被用者とは委託を受けて発明を完成し、且つ使用者の設備、費用等を使用することはよくあるので、専利法では被用者の職務上の発明、実用新案又は意匠の特許出願権及び特許権は使用者に属す[4]と定めている。

---

[2]台湾高等裁判所 97 年度智上易字第 3 号判決

3知的財産裁判所 98 年度民專訴字第 153 号判決

[4]台湾桃園地方裁判所民事判決 96 年度智字第 11 号

2. 刑事紛争

権利の帰属は、関係法令により判断する。上記第一節の刑事紛争の例を挙げると、裁判所の見解は、乙社と丙は、如何なる契約も締結し、該プログラム著作の財産権が乙社又は元依頼者たる甲社の所有なのかについて約定していないので、著作権法第 11 条の規定により、該著作権（財産権)は丙が所有し、丙は当然複製することができる。丁が出資買受、製作販売したのは、何れも刑事責任を負わないとのことである。

3. 行政紛争

職務発明の権利帰属は、民事の私権紛争に属し、行政機関が認定するものではないため、紛争の当事者はやはり民事訴訟手続を介してはっきりさせる必要があり、私権帰属の疑義が確定した後に、真の権利者は裁判所の判決をもって主務官庁に特許証の発行を申請することができる[5]。

[5]知的財産権裁判所行政判決 97 年度行専訴字第 48 号

第三節　結び

職務発明の実務見解は、現在検索した情報の多くは職務発明の権利帰属の判断にかかる問題が多く、職務発明に関する報酬請求案件はない。職務発明の権利帰属は、民事紛争案件に属し、行政裁判所の判断対象ではなく、また、刑事事件の場合では、他人の権利を侵害したかを判断する前に、先に個別案件として職務発明の権利帰属を判断する可能性がある。

一般的に裁判所の見解としては、職務発明とは、被用者は使用者との雇用契約の権利・義務の約定に基づき使用者の商品開発、生産に参与又は執行することを指すと認めている。

よって、発明者と会社が雇用関係でない、又は発明者が担当する職務が会社の研究開発商品の内容及び機能に関わるものでない場合、被用者の職務発明に属さない。被用者が権利を取得したのは、職務上の創作によると使用者が主張した場合、当該事項について使用者が挙証責任を負わなければならない。

第八章　職務発明に関してよくある問題

問題①：職務発明を会社に帰属させるのに必要な手続きは何か？

1. 雇用関係における職務発明の権利帰属

被用者が雇用関係で完成した仕事の発明又は創作につき、専利法、営業祕密保護法、著作権法及び集積回路回路配置保護法の規定によると、各法が規定する財産権（即ち、特許権とその出願権、営業秘密、著作財産権とその出願権）は、約定がなくとも使用者に帰属し、使用者は被用者に適切な報酬を支払わなければならない。

2. 出資して招聘した関係における職務発明の権利帰属

会社が請負、委任又は委任に類似する関係により被招聘者に発明に従事するよう依頼し、被招聘者が仕事を遂行するに当たり、原則として相当高い程度の自主性及び独立性を有し、創作の過程で会社に対する依頼性は被用者より低く、特に出資して招聘した関係における被招聘者は仕事を完成して始めて報酬がもらえるので（民法第 490 条第 1 項）、被招聘者のリスクが比較的高いため、専利法、営業祕密保護法、著作権法及び集積回路回路配置保護法では何れも原則として契約で約定すると定めている。約定していない場合、専利法、営業秘密保護法及び著作権法では、被招聘者に帰属し、会社は実施、利用できると規定され、即ち会社は法定の通常実施権の地位を取得すると規定されており、集積回路回路配置保護法では、出願権は会社に帰属すると規定されており、会社が出資して招聘する関係における職務発明を会社に帰属させようとする場合、契約に明らかに約定するのが最も確実な方法である。

3. まとめ

会社と従業員が雇用関係なのか若しくは出資して招聘する関係なのかが分からない場合、又は当該発明又は創作が多種の知的財産権に係わる可能性がある場合、契約をもって従業員の職務発明又は創作の財産権は会社に帰属すると明文で約束し、且つ会社側が合理的な対価

を支払うのは、最も妥当なやり方である。従業員との約定の見本は、第三章を参照されたい。

問題②：実験や評価のみに協力した者を職務発明者とするか？

1993 年 6 月 1 日付け台湾高等裁判所刑事法律課題研究（六）の法律意見では、明確に「いわゆる『被用者の職務発明』とは、被用者が、使用者と権利義務に係わる約定をした上で、使用者の商品開発、生産に参与又は執行することを指す」と記載されている。よって、実験や評価のみに協力した者は、会社との契約による約定に基づき商品開発、生産に参与又は執行しており、前述高等裁判所の見解により被用者の職務発明を構成する。

問題③：台湾の子会社社員の職務発明を、直接日本の親会社又はその他の関係企業に帰属させることができる方法はあるか？

1. 日本の親会社と台湾の子会社の関係が、本社と支社の関係である場合、本社と支社とは同一の法人格を有しているので、その職務発明の帰属は上記問題①の説明のとおりである。
2. 日本の親会社と台湾の子会社の関係企業が経営するグループの支配会社と被支配会社の関係である場合、各会社はそれぞれ独立した法人格を有するため、雇用関係又は出資して招聘する関係は、台湾の子会社と従業員との間に成立するので、上記問題①の説明はこの場合には適用できない。ただ、知的財産権は譲渡できるので、日本の親会社又はその他の関係企業が知的財産権を取得したい場合、次の方法により取得できる。
   (1) 台湾子会社がまず上記問題①の説明で述べる手段（例えば、契約を締結する手段）をにより知的財産権を取得してから、日本の親会社又はその他関係企業と権利譲渡又はライセンス契約を締結することにより、日本の親会社又はその他の関係企業は該職務発明の権利を取得できる。
   (2) 従業員が直接日本の親会社又はその他の関係企業と権利移転契約を締結することにより、職務発明の知的財産権を直接日本の親会

社に帰属させる。ただし、前述の雇用関係において、原則として職務発明の知的財産権は台湾子会社に帰属するため、処分する権限が無いという問題に係わる可能性がある。この場合、台湾子会社が同時に、該職務発明の知的財産権を日本本社に譲渡することに同意する旨の書簡を出すか、又は被用者と該職務発明の知的財産権を台湾子会社に帰属「しない」と明確に約定した契約を締結するかが、最も妥当なやり方である（即ち、特別約定で被用者に帰属することを約束する)。

問題④：台湾の子会社に帰属させた職務発明を、日本の親会社又はその他の関係企業へ譲渡することができるか？

上記問題③の説明のとおり、台湾子会社が既に該職務発明の知的財産権を取得した場合、当然日本の親会社又は他の関係企業と権利移転契約又は許諾契約を締結することができる。

問題⑤：所属が異なる複数の発明者が関与した場合の権利帰属はどのように認定すべきか？

1. 雇用関係における職務発明の知的財産権は、原則として会社に帰属するため、複数の発明者が異なる会社に所属する場合、各会社はそれぞれ該知的財産権を共有する。持分につき約定していない場合、均等と推定する（民法第 817 条第 2 項)。逆に、約定がある、又はその貢献度の割合が計算できる場合、その割合により共有する。権利の行使については、民法の共有に関する規定を適用し、即ち各共有者はそれ自身の有すべき持分を自由に処分することができる。ただ、共有する特許権の処分、変更、及び負担設定をする場合、共有者全体の同意を得なければならない（民法第 819 条)。
2. 出資して招聘する関係における職務発明の知的財産権は、特別な約定がない場合、原則として、各発明者に帰属するが、その内、複数の発明者が知的財産権を会社に帰属すると約束した場合、該複数の会社と他の権利者の間にも該知的財産権を共有する関係が成立し、前述民法

規定を適用する。集積回路回路配置保護法には、出願権は原則として各会社に帰属するという別段の定めがあるため、複数の発明者が異なる会社に所属する場合、各会社はそれぞれ該知的財産権を共有する。

問題⑥：台湾子会社の従業員が離職後に同業他社へ就職した場合、職務発明は保護されるか？

元従業員による技術秘密の流出や元従業員から告訴を提起されないよう、企業は従業員が離職したときの手続を可能な限り慎重に行わなければならない。例えば、従業員が離職したときに、離職理由調査票、離職に関する覚書を提出させ、且つ会社が当該従業員を採用した時に既に当該従業員と知的財産権譲渡契約を締結していることを確認した上で、改めて当該従業員に権利帰属を言明する。この他、会社は離職者との間で秘密保持及び競業避止等契約を締結することにより、従業員の離職後の秘密流出を防ぐこともできる。従業員が離職手続を行うとき、会社は従業員に、会社に在職期間中に取り扱った書類、及び離職後に元会社に対し負うべき秘密保持、競業避止等義務及び係る法的責任を説明すべきである。

問題⑦：台湾の職務発明制度は、日米欧とどう異なるのか？

米国の特許法では被用者の発明につき規定していないが、判例の見解によると、発明は被用者に帰属するものであるとされている。それに対し、第三章の記載によると、台湾の職務発明制度において、契約に別段約定のある場合を除き、原則として知的財産権は使用者に帰属し、双方間で別途権利譲渡又は使用許諾約定を行う必要がない。米国の制度では、使用者と被用者が予め被用者が職務において為した業務範囲に属する発明を使用者に譲渡する契約は有効であり、実務上では使用者と被用者が雇用契約を締結する際に、発明契約を締結している。なお、職務発明の譲渡に対価の有無は、契約に定めるところによる。当事者間で契約が締結されておらず、被用者が特許権を取得したとき、判例では使用者が無償で通常実施権を与えられることが認められている。これは、台湾では職務発明に対する適切な報奨金が法律に明文で定められているのとは異なる。

又、日本の特許制度は、日本特許法の規定によると、法人による発明は認められないので、被用者の職務発明は、当該被用者が特許権を取得し、使用者は当然無償で通常実施権を取得する。この被用者の実施権は特許登録されたときに自動的に取得するものであり、被用者は改めて登録する必要がなく、これをもって第三者に対抗することができる。被用者は、使用者と独占的実施権の契約を締結し、発明の出願権及び職務発明の現在から今後に至る独占的実施権の譲渡を約定することができる。被用者が職務発明の特許出願権又は特許権を使用者に譲渡し、又は使用者に独占的実施権を付与したとき、譲渡補償又許諾補償として、被用者は適切な報奨金を得る権利を有する。これは、台湾専利法第 7 条が「発明、実用新案又は意匠が被用者の職務遂行中に完成された場合は、それに係る特許出願権及び特許権は使用者に帰属するものとし、使用者は被用者に適切な報奨金を支払わなければならない」と規定し、使用者による特許の実施の有無によって区別しないのとは、異なるようである。

問題⑧：職務発明に対する補償方法の態様は？

職務発明における、「被用者に対する相当な報酬」を支払う意義、内容、計算方法及び給付期限に関しては、法に明文で定められておらず、実務上も判例による釈明がなく、一般的に報酬の種類とは金員による給付に限らない。

問題⑨：台湾企業の職務発明に対する補償方法は？

国内の IT 企業は、被用者の発明が特許権を取得したてから、使用者が必然的に商業上の実施行為があるわけではないこと、被用者の激励誘因、被用者の研究成果及び使用者の実際の経済利益等要素を考量して、企業内部で特許提案・特許出願に関する奨励方針を定め、奨励金を補償方法としている傾向がある。又、特許奨励金の額に関し、定額法及び累計法の両方により計算されていることが多い（詳しくは第四章を参照されたい）。

問題⑩：台湾での競業禁止の約定に関する裁判所の認定

台湾の実務上、競業禁止条項の正当性な判断につき、労工委員会は現行実務見解及び各方意見を参酌し、「競業禁止契約の締結参考マニュアル」を制定し、7つのポイントをまとめた。即ち、①労働者に明らかな背任又は信義則に違反する事実の有無。②使用者の法律上保護を受けるべき利益の有無。③労働者が担当していた職務又は職位が使用者の営業秘密に関わるか否か。④契約は信義則に基づくべきである。⑤期間、区域、就業活動の制限範囲が合理的か否か。⑥労働者の離職後の代償措置の有無。⑦違約金が合理的か否か。裁判所の競業禁止条項の約定の合理性の判断基準及び見解につき、以下のとおり説明する。

1. 競業禁止の約定は、人民の労働権を侵害することにより当然無効とはならない。

最高裁判所75年度台上字第2446号判決に「当該項競業禁止の約定には、二年間従事してはならない職種上の制限があり、被上訴人の同意を得ている以上、人民の労働権を保証する精神に違背することがなく、その他の強制規定にも違反しておらず、且つ公共秩序と関係がないので、その約定が無効であるとはいえない」と記載しており、最高裁判所94年度台上字第1688号判決にも「不正競争を避けるため、双方は事前に被用者の離職後の特定の期間内に使用者と同一又は類似する業種に従事してはならないと約定することができ、この競業禁止の約定期間、内容が合理的である場合、憲法の労働権の保障に違背することはない」とあり、競業禁止の約定が次の基準に該当する場合、有効であると認められる。

2. 期間、区域、就業活動の制限範囲は合理か否か、実務見解は分岐している。

期間の制限について、実務での競業禁止の期間に関する約定は二年以下が合理的であると認められている（十、1.最高裁判所75年度台上字第2446号判決）。最近の台湾台北地方裁判所99年度労訴字4号判決でも認めている「ドイツ法では明文で二年を超過するものは無効であると規定されており、二年という制限期間は米国の多数の裁判所及び台湾の実務で受け入れられており、係争約定書第5.2条に約定する競業禁止

期限は1年で有り、被告はまた被告の業務内容に対する一年の期限がなぜ特別過酷な事情があるのかを挙証して説明していないため、本件の期間制限に明らかに不適切な箇所はない」。

地域の制限について、裁判所の実務見解は分岐しており、原則として企業が実際に営業に従事している分野及び範囲を限りとしているが、台湾高等裁判所92年度労上易126号判決では「禁止条項で区域範囲を設定しておらず、全世界に適用できる可能性がある。ただ、今のテクノロジー及び国際通商貿易、グローバル経済の盛んな中、このような約定は不合理とは認めがたい」と競業禁止の地域制限に比較的緩めの審査基準を取っている。しかるに、企業の多角化経営の元、業務内容が幅広いため、競業禁止の範囲を企業の経営業務の範囲に定めたとしても、客観上明らかに原告の合法な利益を保護するのに必要な範囲を超え、台湾台北地方裁判所99年度労訴字4号判決では「原告が主張するように、被告が原告及び富士康国際社（Foxconn）に在籍していた期間に担当していた業務も始終携帯部門で有り、その他の業務に携わっておらず、原告の携帯業務が実際及ばない区域においても原告は被告が離職後に勤務することを制限し、客観的に明らかに原告の合法な利益を保護するのに必要な範囲を超過しており、約項自体につき無効と認めるべき事由がある。たとえ事実上被告の競業行為が確かに原告の営業活動の地域で発生したとしても、本約項自体の瑕疵を補うことができない」と指摘している。

就業活動の制限について、実務見解は分岐しており、今時の企業は多角化経営が盛んであり、営業項目は限りなく多様である可能性があるので、職業活動の範囲を「現在と将来的に国内外で設立する会社、事務所、工場、関係企業及び（又は）その他営業組織」と概括して制限した場合、職業活動範囲を制限し、使用者と競争関係又は類似する事業範囲を制限したとしても、制限範囲が広すぎるおそれがあるとの見解がある。でも、台湾台北地方裁判所99年度労訴字4号判決では、「原告が所有する『現在と将来的に国内外で設立する会社、事務所、工場、関係企業及び（又は）その他営業組織』を考慮すると、その営業項目

は限りがなく、疑義がない。第5.2条の文言により、被告が離職後、例え不動産屋の仲介又は廃棄物の清掃会社のドライバーになったとしても、原告と競業行為を構成する可能性があり、蓋し原告の経営する事業には『不動産の売買仲介』、『廃棄物処理』が含まれていると明文で定められており、且ついわゆる競争行為には『鴻海競争者のために労務を提供する』が含まれ、甚だしくは原告のその他の関係企業の顧客と接触するだけで、原告の如何なる営業項目にかかわらなくとも競業行為を構成してしまうので、**このような保護範囲は明らかに被告の在籍期間に接触しうる原告の業務情報を超え、甚だしくは原告自身の営業活動範囲を超えているので、原告の合法利益を保障するのに必要というわけではないのは言うまでもない。よって、本件競業禁止条項の制限対象及び範囲は明らかに広すぎであり、必要な範囲を超過している**」と指摘している。

最後に、期間、区域、職業活動の制限範囲が裁判所が合理的であると認める範疇を超える場合、台湾台北地方裁判所99年度労訴字4号判決「原告は被告が離職後の任職を制限するのは、客観的に原告の合法利益を保護するのに必要な範囲を超えており、約項自身に無効とすべき事由があるので、事実上被告の競業行為が確かに原告の営業活動のある地域で発生したとしても、**本約項自体の瑕疵を補うことができない**」の趣旨により、全て無効の原則を採用しているが、最高裁判所94年度台上字第1688号判決では「制限の区域を明文で制限していないが、被上訴人の同意を得て合理的な限度内で、相当な期間又は区域内での競業を制限するのは、憲法が保障する人民の労働権の精神に違背しない」として、区域の制限を加えていないので、当然競業禁止の約項の無効とはならないが、合理的な範囲を超える場合、本号判決では「合理化原則」を採用して超過する部分は無効とし、全てが無効というわけではない。

3. 代償措置

代償措置は競業禁止条項の有効性要件であるか否かについて、裁判所の実務見解は分岐しており、否定的な見解として、例えば、台湾高

等裁判所台南支所97年度上易字第125号判決に「最高裁判所75年度台上字第2446号、94年度台上字第1688号を参照すると、たとえ代償措置を約定していなかったとしても、競業禁止の期間、内容が合理的である場合、その約定は有効であるとの見解から、**代償措置は明らかに競業禁止の約定の必要要件ではない**」と記載しており、類似した見解では、例えば台北板橋地方裁判所95年度労訴字第51号判決、台北板橋裁判所94年度労訴字第53号判決等がある。一方、代償措置の約定が必須要件であると認めているのは、例えば台湾彰化地方裁判所94年度訴字第269号「上述の競業禁止条項には、労働者が競業禁止により損失した代償措置を補償していないため、原告の営業項目には限りがなく、被告は台湾大学大学院電機所を卒業した者であり、専門分野は電機に関わる範囲であるので、当該条項によると、被告は退職後、家に籠もって、別途就職する可能性がないこととなる。**これは実に被告の生存権及び労働権を危害し、被告に対して当然に明らかに公平ではない**」と指摘し、その他の類似した判決は、例えば台湾台北地方裁判所96年度労訴字185号判決及び台北地方裁判所92年訴2672号判決がある。大まかにまとめると、高等裁判所と最高裁判所の今までの見解では、代償措置は必要要件ではないと認めているが、その後の地方裁判所の見解では、代償措置の約定は必要であると認める。

代償措置の形態は様々であり、例えば被用者の退職時に「代償金」を支払う、又は非経常性な給与も恩恵的な代償措置であると解釈される可能性もある(台湾高等裁判所高雄支所 94 年度上易字第 128 号判決)。最近の実務見解（例えば、台湾台北地方裁判所 99 年度労訴字第 4 号判決）では、代償金の目的は、労働者が競業禁止の制限で正常に就職できないことにより受けた損害を補償することであり、**奨金、現金配当、株式配当、従業員持株及び自社株購入権の給付は従業員自身の努力により獲得できるものであり、単純に係争約定書を締結したことにより取得できるものではない。**いわゆる「奨金、現金配当、株式配当、従業員持株及び自社株購入権」は被用者が労務を提供して獲得した対価又は奨励であり、競業禁止の代償措置ではない。

台湾の実務上、競業禁止条項の合法性の判断はまだ発展しており、裁判所の実務見解にもまだ統一されていないので、個別の案件の実際の情況により総合的に判断をしなければならず、上述は裁判所の現行実務動態を分析整理したものであり、参考までに提供する。

問題⑪：被用者と雇用契約を締結した時に発明の帰属を約定しなかった場合、どのように発明を会社に帰属させるのか？

1. 特許の発明、実用新案、意匠

専利法第 7 条第 1 項には「被用者が職務により完成した発明、実用新案、又は意匠について、その特許出願権及び特許権は使用者に属し、使用者は被用者に適当な報酬を支払わなければならない。ただし、契約に別段の約定がある場合は、その約定に従う」と規定されている。したがって、使用者と被用者が雇用契約を締結するとき、発明の帰属を定めていない場合、専利法第 7 条第 1 項により、契約に別段の約定がある場合を除き、当該特許出願権及び特許権は既に会社に属し、使用者の会社は当該職務により完成した発明の特許出願権及び特許権を享有するが、被用者に適当な報酬を支払わなければならない。

一方が出資し、他人を招聘する関係で発明を完成する場合において、当該招聘契約に約定のない場合、専利法第 7 条第 3 項の中段以降により、「契約に約定がない場合、発明者又は創作者に属する。ただし、出資者はその発明、実用新案、又は意匠を実施することができる。」と規定されている。したがって、発明帰属を約定していない場合、当該発明の特許出願権及び特許権は発明者又は創作者に属し、会社は当該発明の帰属を取得したい場合、別途被用者と補充契約を締結し、当該発明の関係権利を会社に移転すると約定することができる。

2. 著作権

被用者が職務において完成した著作物の帰属について、著作権法第 11 条により「被用者が職務において完成した著作物は、被用者を著作者とする。ただし、契約に使用者を著作者とする旨の約定があるときは、その約定に従う」、「前項の規定により、被用者を著作者とするときは、

その著作財産権は使用者が享有する。ただし、契約にその著作財産権は被用者が享有する旨の約定があるときは、その約定に従う」と規定されている。したがって、会社は著作人格権と著作財産権を全て会社に帰属させると約定することができるが、会社と被用者が著作者は会社とすると約定していない場合、著作人格権は、被用者が享有し、会社は著作財産権のみ享有する。この場合において、会社が当該著作人格権を取得したい場合、別途被用者と補充契約を締結し、当該著作の関係権利を会社に移転すると約定することができる。

一方が出資し、他人を招聘した関係における著作について、著作権法第 12 条第 1 項により「出資者を著作者とする旨の約定がないときは、当該被招聘者を著作者」とする。また、同条第 2 項の規定により、著作財産権の帰属につき約定がない場合、その著作財産権は被招聘者が享有する。前項の規定により、著作財産権は被招聘者が享有するときは、出資者は当該著作物を利用することができる。

したがって、一方が出資し、他人を招聘した関係において、出資者が会社と著作者及び著作権者を約定していない場合、被招聘者が著作人格権及び著作財産権を享有し、会社が当該著作権を取得したい場合、別途被用者と著作財産権の移転の補充契約を締結することができる。

3. 営業秘密

被用者が職務において研究又は開発した営業秘密について、営業秘密法第 3 条第 1 項には「被用者が職務において研究又は開発した営業秘密は使用者が所有するものとする。ただし、契約に別途約定があるときは、その約定に従う。」と定めている。したがって、職務において研究又は開発した営業秘密が約定のない場合、当該営業秘密は、被用者が所有する。ただし、その営業秘密は使用者の資源若しくは経験を利用したときは、使用者は合理的な報酬を支払ってその営業秘密を当該事業に使用することができる。このとき、使用者の会社が当該営業秘密を会社に帰属したい場合、別途被用者と当該営業秘密の移転譲渡契約を締結することができる。

一方が出資して研究又は開発に従事するよう他人を招聘して得た営

業秘密の帰属は、出資者と被招聘者が営業秘密の帰属に対し約定のない場合、営業秘密法第 4 条により、当該営業秘密は被招聘者に属する。しかし、出資者は業務上その営業秘密を使用することができる。したがって、出資者がこの場合、当該営業秘密を会社に帰属したい場合、別途被招聘者と当該営業秘密の補充契約を締結することができる。

4. 集積回路回路配置保護法

被用者が職務上完成した回路配置創作について、使用者と被用者が権利帰属を約定している場合、集積回路回路配置保護法第 7 条第 1 項、「被用者が職務上において完成した回路配置創作については、その使用者が出願登録する。ただし、契約に別途約定がある場合、その約定に従う」、同条第 2 項、「一方が出資し、他人を招聘する関係で完成した回路配置創作については、前項の規定を準用する。」との規定による。したがって、被用者が職務上完成した回路配置創作について、使用者と被用者が権利帰属を約定していない場合、使用者が出願登録の権利を取得し、権利を移転する必要がない。ただし、同条第 3 項の規定により、被用者又は被招聘者は、創作の事実に基づき、氏名表示権を享有することができる。

以上をまとめると、雇用契約又は出資して他人を招聘する契約を締結するとき、知的財産権の帰属を約定していない場合、最も簡単な方法は再度補充契約を締結することであり、その契約の内容の範例を次のとおり提供する。

範例１　知的財産帰属契約

従業員における知的財産帰属契約

契約当事者

〇〇〇〇〇〇股份有限公司（以下「使用者」という。）

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（以下「被用者」という。）

使用者が〇〇年〇〇月〇〇日に被用者を従業員として雇用し、被用者はその雇用に同意し、双方当事者は〇〇年〇〇月〇〇日に締結した雇用契約を変更しない前提で、知的財産権の帰属を次のとおり約定することに同意する。

1　定義

1.1　本契約にいう「知的財産権」とは、専利権、商標権、著作権、営業秘密及びその他類似する権利を指し、その定義及び内容は台湾の関係知的財産権法令の定めによる。

1.2　本契約にいう「研発創作成果」とは、特許権の保護をまだ取得していない構想、概念、設計、創作、発明、発見、プログラム若しくはプロセス、専門技術（ノウハウ）、又はその他形式の研究発展の成果を指す。

1.3　本契約にいう「知権成果」とは、「知的財産権」と「研究開発の創作又は成果」のことを指す。

2　知的財産権

2.1　被用者は、使用者の職位につく前に既に知権成果を取得した又は出願している場合、双方当事者の雇用関係が成立した〇か月以内に、その内容を書面により使用者に告知するものとする。

2.2　被用者は、使用者の雇用期間内で職務行為に従事する時に、他人が享有する知的財産権の如何なる技術又は情報について、権利者の書面による同意を得ている場合を除き、不当に引用又は利用しないことを保

証する。これに違反し、且つこれにより民事、刑事等法律責任が生じた場合、被用者が自ら責任を持って解決し、使用者と全く関係がない。ただし、使用者又は関係者がこれにより訴訟に係わり（民事、刑事、行政訴訟を含む）、又は他人に損害賠償を請求された、若しくは損害を受けた場合には、被用者は使用者がこれにより支出した費用及び被った損害（支出した訴訟費用、弁護士費用及び他人に賠償した金額等を含むが、これに限らない）に対し損害賠償責任を負うものとする。

2.3 被用者が本契約を締結した後、本条第 1 項の規定により既に声明した知権成果以外に、職務上により完成した各項発明、実用新案又は意匠について、その特許権及び特許出願権は何れも使用者に属し、使用者は被用者に報酬を支払うことに同意する。その報酬は双方当事者が別途定めることとする。

2.4 (1) 本契約を締結した後、被用者の非職務で完成した発明、実用新案又は意匠について、その特許出願権及び特許権は被用者に属する。ただ被用者が当該特許出願権を使用者に譲渡することに同意した場合、その報酬について双方当事者が別途定めることとする。

(2) 本契約を締結した後、被用者が使用者の資源または経験を利用して完成した職務外の発明、実用新案又は意匠について、被用者は使用者が当該発明、実用新案、または意匠を実施するに同意し、使用者も合理的な報酬を被用者に支払うことに同意する。その報酬について双方当事者が別途定めることとする。

(3) 本契約を締結した後、被用者が非職務において発明を完成したときは、直ちに書面をもって使用者に通知するものとする。必要がある場合は、使用者が被用者に創作の過程を告知するよう要求することができ、被用者は隠蔽又は杜撰があってはならない。

2.5 被用者が雇用日から本契約の締結日までに、既に知財成果を取得した又は出願して記録にある場合、その知財成果とその出願又は登録など権利について、本契約が成立した〇か月以内に、その内容を書面により使用者に通知するものとし、且つ同時に使用者に所有を移転し、使用者は報酬を被用者に支払うことに同意し、その報酬について双方当

事者が別途定めることとする。

2.6　使用者は特許権、著作権など知的財産権を登録、出願する時に、被用者の関係書類の処理又は提供に協力する必要がある場合、被用者は使用者の雇用期間内か否かを問わず、被用者は使用者が通知した日から5日以内又は双方当事者が同意した期限内に、無条件で必要な協力を提供するものとする。違反した場合、違約と見なす。

3　知的財産権の授権

3.1　被用者はその知権成果に基づき、如何なる時間、場所で、如何なる理由により使用者に権利侵害の主張、損害賠償の請求、又は使用者に控訴、抗弁、異議の申し立て、無効審判の請求若しくは如何なる同等又は類似効力のある法律行動の提出をすることができない。

3.2　被用者が職務を執行する時、主体的に自己の知権成果を使用した場合、被用者は使用者に対し、被用者の知権成果を使用する権利を明確に授権したものと見なす。使用者は当該知権成果を単独的又は使用者の知権成果と併せていかなる第三者に再授権させる権利を有する。

4　契約の効力

本契約は締結日から効力を生じる。

5　契約の解約及び解除

被用者が本契約の約定に違反した場合、使用者は○○年○○月○○日に締結した雇用契約と本契約を解約又は解除することができる。

6　損害賠償

被用者が本契約の如何なる条項に違反し、使用者が損害を受けた又はこれにより第三者に対し民事や刑事責任を負わなければならない場合、被用者は無条件で使用者に関係争議又は訴訟の処理に協力し、且つ使用者がこれにより受けた損害及び支出した全ての費用（使用者が第三者に支払った全ての損害賠償、信用・名声の損失、訴訟費用及び弁護士費用を含むが、これに限らない。）を賠償するものとする。使用者が法律又は本契約により本契約を解約または解除したとき、その損害賠償請求権の行使を影響しない。

7　契約管轄

本契約により争議を生じたときは、両当事者は信義則に基づき解決するものとする。協議により解決できない場合は、〇〇地方裁判所を第一審の管轄裁判所とすることに同意する。

8　可分性

本契約の何れかの条項が有権管轄裁判所により無効又は執行できないと認定された場合であっても、双方当事者は本契約のその他の条項は有効とすることに同意する

9　補充契約

本契約は双方当事者が〇〇年〇〇月〇〇日に締結した雇用契約を補充するものであり、双方当事者が〇〇年〇〇月〇〇日に締結した雇用契約の各条項の内容は、何れも本契約の締結により影響を受けない。

範例２　雇用契約

従業員雇用契約

契約当事者

○○○○股份有限公司（以下「使用者」という。）

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（以下「被用者」という。）

使用者が被用者を従業員として雇用し、被用者はその雇用に同意したため、双方は次のとおり本契約を締結することに同意する。

1　定義

1.1　本契約にいう「知的財産権」とは、専利権、商標権、著作権、営業秘密及びその他類似する権利を指し､その定義及び内容は台湾の関係知的財産権法令の定めによる。

1.2　本契約にいう「研発創作成果」とは、特許権の保護をまだ取得していない構想、概念、設計、創作、発明、発見、プログラム若しくはプロセス、専門技術（ノウハウ)、又はその他形式の研究発展の成果を指す。

1.3　本契約にいう「知権成果」とは、「知的財産権」と「研究開発の創作又は成果」のことを指す。

1.4　本契約にいう「就業規則」とは、使用者が主務機関に提供して実施を許可された「○○○○股份有限公司就業規則」を指す。

1.5　本契約にいう「従業員秘密保持契約」とは、使用者と被用者の間に定められた「○○○○股份有限公司被用者秘密保持契約」を指す。

2　基本規定

本契約に別途規定のある場合を除き、使用者及び被用者は就業規則に記載された各項規定を遵守するものとする。

3　雇用期間

3.1　本契約は被用者の試用期間開始日（2011 年＿＿月＿＿日）から効力

を生じ、期間は〇年とする。

3.2 使用者の試用期間は、〇か月とし、ただしその主管は実際の情況により調整することができる。試用期間満了後、使用者の主管会議の決議を経て、考課に合格者した場合、正式に被用者となる。考課に合格しなかった者については、使用者は本契約を終了することができる。被用者は関係手続きの処理を協力することに同意するものとし、且つ使用者に対し如何なる主張又は請求をすることができない。

3.3 本契約の有効期間が満了した時、自動的に延長することができる。ただし、職務、職位、賃金及び被用者の株式について、別途協議する。ただ被用者は、各級行政主管が被用者における業績考課表の各項規定による評価、又は主管会議の決議により、その仕事の成果が好ましくないと確認した場合、使用者は被用者と契約を更新しなくてもよい。

4 職務と職位

4.1 被用者は使用者に雇われ、_____職務を担当し、研究開発処の業務の推進及びその主管が指示した如何なる会社業務に関連する事務を担当する。

4.2 被用者の仕事内容は仕事分配表を主要な範囲とするが、この限りではない。

4.3 使用者は会社の発展、被用者の専門技術と潜在能力、及び被用者の仕事での表現により、被用者の職務及び職位を調節することができる。

5 賃金

5.1 使用者は被用者に基本給ニュー台湾ドル_____元を支払うものとする。

5.2 ボーナス及びその他関連福利は就業規則の規定による。

5.3 被用者が正規雇用となってからの給料について、使用者は全体的な経済環境、物価変動、会社の運営状況、個人の職務異動及び個人の勤務実績により調整することができる。

5.4 双方は月給を毎月〇日に支払うことを同意し、ただし支払日が休日に当たる場合は翌営業日支払いとする。

6 告知義務

被用者が本契約を締結する時、以下の事項を使用者に書面で誠実に告知するものとする：

6.1 本契約の有効期間内に、法令又は本契約以外の契約により、他人に対しその知権成果を使用させる又は交付することができない義務を負っているか否か。もし負っている場合、その内容は何か。

6.2 本契約の有効期間内に、法令又は本契約以外の契約により、他人と競業できない義務を負っているか否か。もし負っている場合その内容は何か。

7 忠誠義務

被用者は、その学識、経験及び才能を尽くし、法令及び使用者の管理規則を遵守し、善良な管理人の忠誠勤勉により使用者のために職務を執行することに同意する。

8 保証

8.1 被用者は、本契約における有効期間内に、本契約の規定に抵触する又は被用者が職務を執行できない若しくは執行できないおそれのある制限又は束縛がないことを保証する。

8.2 被用者は、その職務を執行するときに、不法で使用、盗作、模倣、変更又はその他不法の方法により他人の知権成果を侵害しないこと、及び非法で他人の知権成果を使用者の研発創作成果として知的財産権を出願登録しないことを保証する。

9 秘密保持義務

9.1 被用者が使用者の関係営業秘密に対して、善良な管理者の注意により適切に保管し、且つ秘密保持義務を負うものとし、事前に使用者の書面による同意なく、それを第三者又は使用者におけるその他知る必要のない従業員に交付、漏洩、告知又は如何なるその他の方法により提供することができない。

9.2 被用者は本契約を締結すると同時に従業員秘密保持契約を締結するものとする。

9.3 被用者が締結した従業員秘密保持契約は本契約の一部とするものとする。

10 知的財産権

10.1 被用者は、使用者の職位につく前に既に知権成果を取得した又は出願している場合、双方当事者の雇用関係が成立した〇か月以内に、その内容を書面により使用者に告知するものとする。

10.2 被用者は、使用者の雇用期間内で職務行為に従事する時に、他人が享有する知的財産権の如何なる技術又は情報について、権利者の書面による同意を得ている場合を除き、不当に引用又は利用しないことを保証する。これに違反し、且つこれにより民事、刑事等法律責任が生じた場合、被用者が自ら責任を持って解決し、使用者と全く関係がない。ただし、使用者又は関係者がこれにより訴訟に係わり（民事、刑事、行政訴訟を含む)、又は他人に損害賠償を請求された、若しくは損害を受けた場合には、被用者は雇用者がこれにより支出した費用及び被った損害（支出した訴訟費用、弁護士費用及び他人に賠償した金額等を含むが、これに限らない）に対し損害賠償責任を負うものとする。

10.3 被用者が就任後、本条第 1 項の規定により既に声明した知権成果以外に、職務上により完成した各項発明、実用新案又は意匠について、その特許権及び特許出願権は何れも使用者に属し、使用者は被用者に報酬を支払うことに同意する。その報酬は双方当事者が別途定めることとする。

10.4 (1) 被用者の非職務で完成した発明、実用新案又は意匠について、その特許出願権及び特許権は被用者に属する。ただ被用者が当該特許出願権を使用者に譲渡することに同意した場合、その報酬について双方当事者が別途定めることとする。

(2) 被用者が使用者の資源または経験を利用して完成した職務外の発明、実用新案又は意匠について、被用者は使用者が当該発明、実用新案、または意匠を実施するに同意し、使用者も合理的な報酬を被用者に支払うことに同意する。その報酬について双方当事者が別途定めることとする。

(3) 被用者が非職務において発明を完成したときは、直ちに書面をもって使用者に通知するものとする。必要がある場合は、使用者が

被用者に創作の過程を告知するよう要求することができ、被用者は隠蔽又は杜撰があってはならない。

10.5 被用者が雇用期間に、職務の必要により特定の著作を完成しなければならない場合、当該著作以外に、被用者は別途当該著作の標準作業（執行）手続きを併せて完成するものとする。被用者が雇用期間に完成した職務上の著作又は標準作業（執行）手続きは何れも使用者を著作者とし、著作財産権は使用者に帰属するものとし、被用者に異議があってはならず、これにより給料以外の如何なる費用又は報酬を請求することもできない。

10.6 使用者は特許権、著作権など知的財産権を登録、出願する時に、被用者の関係書類の処理又は提供に協力する必要がある場合、被用者は使用者の雇用期間内か否かを問わず、被用者は使用者が通知した日から5日以内又は双方当事者が同意した期限内に、無条件で必要な協力を提供するものとする。違反した場合、違約と見なす。

11 知的財産権の授権

11.1 被用者はその知権成果に基づき、如何なる時間、場所で、如何なる理由により使用者に権利侵害の主張、損害賠償の請求、又は使用者に控訴、抗弁、異議の申し立て、無効審判の請求若しくは如何なる同等又は類似効力のある法律行動の提出をすることができない。

11.2 被用者が職務を執行する時、主動的に自己の知権成果を使用した場合、被用者は使用者に無償的、非独占的（non-exclusive）、グローバル、取消すことができない（irrevocable）被用者の知権成果を使用する権利を明確に授権したと見なす。使用者は当該知権成果を単独的又は使用者の知権成果と併せて如何なる第三者に再授権する（sub-license）権利を有する。

12 競業禁止

本契約の有効期間内に、事前に使用者の書面による同意なく、被用者は自己の名義又は他人の名義により使用者の業務と同一又は類似する事業、会社、商号を経営することがでない、又、他人の被用者、受任者又は顧問となることもできない。被用者は使用者の書面による同意があり、前述競

争事業、会社又は商号の被用者となったとしても、本契約第 11 条の規定の拘束を受けるものとする。

13 請求権の留保

被用者が本契約又は関係法令の規定に違反し、使用者が被用者に改善、雇用関係の解約、損害賠償又はその他の権利保全行為を要求するため関係手続きにより違約通知を発行していないからといって、使用者が本契約又は関係法令により享有する如何なる権利を放棄することを表示することはない。使用者は、被用者が違約又は違法の情事があることを知っていながら、継続的に被用者を雇用した事実も、被用者が以前に違約又は違法した事情が使用者の明示又は暗黙の了解を得たことを意味しない。

14 契約の解約及び解除

14.1 被用者が退職又は本契約を解約するとき、事前に書面により使用者に通知し、その他事項は使用者の「就業規則」により処理するものとする。

14.2 被用者が本契約の第 8、9、10、11 又は 12 条に違反した場合、使用者は本契約を解約又は解除することができる。本契約第 10、11、13、14、15、16、17、18、19 及び 20 条について、本契約が如何なる原因により効力を失ったとしても、五年以内は有効とする。ただし第 12 条については、本契約がその効力を失った後〇年まで有効とする。本契約の有効期間、解約又は解除後において、被用者はその雇用期間内に知りえた使用者の情報を利用して使用者の権益を損害する行為を行うことができない。

15 契約管轄

本契約により争議を生じたときは、両当事者は信義則に基づき解決するものとする。協議により解決できない場合は、〇〇地方裁判所を第一審の管轄裁判所とすることに同意する。

16 可分性

本契約の何れかの条項が有権管轄裁判所により無効又は執行できないと認定された場合であっても、双方当事者は本契約のその他の条項は有効とすることに同意する。

17 損害賠償

被用者が本契約の如何なる条項に違反し、使用者が損害を受けた又はこれにより第三者に対し民事や刑事責任を負わなければならない場合、被用者は無条件で使用者に関係争議又は訴訟の処理に協力し、且つ使用者がこれにより受けた損害及び支出した全ての費用（使用者が第三者に支払った全ての損害賠償、信用・名声の損失、訴訟費用及び弁護士費用を含むが、これに限らない。）を賠償するものとする。使用者が法律又は本契約により本契約を解約または解除したとき、その損害賠償請求権の行使を影響しない。

18 契約書の代替

本契約は、使用者と被用者の全ての契約であり、且つ両当事者が過去にこの議題（被用者雇用契約）に関する全ての合意、協議及び契約の代わりとする。

使用者

○○○○○○股份有限公司

代表者：

役職：

住所：

締結日付：西暦＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日

被用者

氏名：

身分証番号：

住所：

電話：

締結日付：西暦＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日

範例３　招聘契約

ソフトウェア開発基本契約書

委託者（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）とは、甲のコンピュータシステムの開発に係る業務（以下「本業務」という。）の委託に関して、下記契約項目表及び契約条款のとおり合意し、その証として本書２通を作成し、甲乙記名捺印の上、各１通を保有する。

締結日：　年　月　日

委託者（甲）：　　受託者（乙）：

《契約条款》

第１章　総則

第１条（契約の目的）

①甲は、本契約の定める内容に従い、甲のコンピュータシステムの開発・構築に係る業務（以下「本業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託する。

②本業務の内容、成果物、委託料、支払方法、作業期間、納入期限及びその他の必要事項は、甲乙間で別途各業務について「個別契約」を締結し定めるものとする。

③甲及び乙は、本業務の遂行には甲乙双方の共同作業及び分担作業が必要とされることを認識し、互いに役割分担に従い分担作業を確実に実施するとともに、相手方の分担作業の実施に対し誠意をもって協力する。

第２条（定義）

本契約で用いる用語を下記のとおり定義する。

①「本システム」とは、本契約に基づき甲が乙に開発を委託するコンピュータシステムであって、当該システムに付随するシステム監査報告書、設

計概要書、操作マニュアル等書類を総称していう。

②「システム提案書」とは、本システムに関して甲が要求する事項に基づき乙がその実現方法・制約条件等をとりまとめた書類であり、本契約の前提となったものをいう。

③「システム仕様書」とは、本システムを開発する上で必要となるシステムの目的、機能及び制限事項、技術的実現方法、運用上の制限事項等の事項が記述された書類であり、本契約に基づき乙によって作成されるものをいう。

④「本件ソフトウェア」とは、本契約に基づき開発されるソフトウェアであって（契約項目表に基づきバージョンアップされたソフトウェアを含む)、プログラム・コンテンツ・データベース類及びその他の付随する操作マニュアル等の書類を総称していう。

⑤「本プログラム」とは、本件ソフトウェアのうち、コンテンツ及びデータベースを含むプログラム部分（第三者ソフトを除く）をいう。

⑥「ドキュメント」とは、本件ソフトウェアのうち、本プログラムを除いたシステム提案書、システム仕様書、操作マニュアル等書類をいう。

⑦「中間成果」とは、本件ソフトウェアの開発過程で生成される全てのものをいう。

⑧「第三者ソフト」とは、第三者が権力を有するソフトウェアであって、本件ソフトウェアの開発に利用するため有償でライセンスを受けたソフトウェアをいう。

⑨「フリーソフト」とは、第三者ソフトのうち、本件ソフトウェアの開発に利用するため無償で入手したソフトウェアをいう。

⑩「情報セキュリティ」とは、本システムにおいて、盗用による侵入・攻撃等によって弱点を通した改ざん・削除・情報漏洩が発生しないための包括的なセキュリティ装置をいう。この他、善意を持たない第三者に対し本システムの安全性を高めるための予防的な対策をもいう。

第３条（甲の役割分担）

本業務の遂行に当り、甲は、本契約の各条項の定めに従い、次の各号に定

める役割を分担するものとする。

①システム仕様書作成業務において、乙から要請された作業の実施及びシステム仕様検討会への参加。

②ソフトウェア作成業務における中間成果の確認並びに乙によるデータ伝送テスト、検査仕様書の作成及び本プログラム納入への協力。

③その他の本契約の他の条項で定める事項及び乙から要請された作業への協力。

第 4 条（本契約の適用）

本契約は、甲が乙に対し委託する各業務に関する全ての個別契約に適用されるものとする。ただし、個別契約に別段の定めがある場合には、当該定めは本契約より優先して適用される。

第 5 条（成果物）

①成果物は甲が委託する各業務に関する個別契約において定めるものとする。

②成果物の納入を受けた場合、甲は乙に対し受領書を交付する。

③成果物を交付した後の危険は甲が負担するものとする。

第 6 条（委託料の支払時期及び支払方法）

①甲は乙に対し個別契約所定の支払方法により、本業務の対価として委託料を支払うものとする。

②前項にかかる消費税相当額及び振込手数料は甲の負担とする。

第 7 条（作業期間及び納入期限）

①本業務の作業期間及び納入期限は、甲が委託する各業務に関する個別契約において定めるものとする。

②乙は、本業務が個別契約所定の作業期間内に終了できない、又は個別契約所定の納入期限とおりに成果物を納入できないと判断した場合は、甲にその旨を申入れ、第34条に定める手続にしたがって本契約を変更するこ

とができるものとする。このとき、乙の責めに帰さない事由によって納入期限が変更されることにより、個別契約所定の委託料が異なった場合も同様とする。

③納入期限の変更又はその他の事由により甲に損害の発生又は業務上に支障が発生した場合は、甲は乙に対し個別契約所定の委託料の減額又は損害賠償を要請することができる。

第 2 章　本業務の進め方

第8条（業務従事者）

①本業務に従事する乙の従業員（以下「業務従事者」という。）の選定は、乙が行う。

②乙は、労働法規及びその他の関係法令に基づき、雇用主が業務従事者に対する全ての業務の責を背負うものとし、且つ業務従事者に対し本業務遂行に関する指示、労務管理、安全衛生管理等に関する全ての指揮命令を行うものとする。

③本業務遂行上、業務従事者が甲の事務所等に立ち入る場合、乙は当該業務従事者に各項規則を遵守させるものとする。

第 9 条（主な担当者）

①甲及び乙は、本業務の円滑な遂行のため、個別契約締結後速やかに本業務の主な担当者を〇名選任し、互いに書面をもって相手方に通知する。変更があった場合も同様とする。

②甲及び乙は、本契約に定めた事項の他、本業務遂行に関する相手方からの要請、指示等の受理及び相手方への依頼、その他の相手方との一般的な連絡、確認等は、原則として主な担当者を通じて行うものとする。

第 10 条（責任者）

①甲及び乙は、本契約締結後速やかに、それぞれ本業務の責任者を〇名選任し、互いに書面をもって相手方に通知する。変更があった場合も同様とする。

②甲の責任者は、次の各号に定める権限及び責任を有するものとする。

(1) システム仕様書作成業務の実施に際し、乙から要請された事項の対応に関する権限及び責任。

(2) 甲の情報セキュリティ規則（以下「情報セキュリティ規則」という。）の改定に関する権限及び責任。

(3) 第 15 条所定のシステム仕様書の承認を行う権限及び責任。

(4) 第 17 条所定の中間成果のユーザ確認に関する権限及び責任。

(5) 第 22 条所定の本プログラムの検収を行う権限及び責任。

(6) その他の個別契約の執行に必要な権限及び責任。

第 11 条（連絡協議会）

①甲及び乙は、本業務が終了するまでの間、その進捗状況の報告、仕様及び作業の確認、問題点の協議・解決及びその他の本業務の円滑な遂行のために必要な事項を協議するため、連絡協議会を開催するものとする。ただし、個別契約の内容の変更はそれぞれ第34条にしたがって行うものとする。

②連絡協議会は、甲又は乙が必要と認める場合に随時開催するものとし、甲乙双方の責任者及び主な担当者が出席する。ただし、責任者が適当と認める場合には、責任者及び主な担当者以外の者であっても、連絡協議会に出席できるものとする。

③甲及び乙は、本業務の遂行に関し連絡協議会で決定された事項に従うものとする。

④甲及び乙は、連絡協議会の議事内容・結果について議事録を作成し、甲乙双方の責任者がこれに署名捺印の上、それぞれ1部保有する。

第 3 章　本業務

第 1 節　システム仕様書作成業務

第 12 条（システム仕様書作成業務の実施）

①乙は、システム提案書に基づき、本業務において開発するシステムの機能要件を分析及び定義し、作業環境の調査及びその他の必要な調査、検討

を行い、システム仕様書作成業務を実施する。

②情報セキュリティ規則により、既知の各弱点に関する対策をシステム仕様書に記載する。

③システム仕様書作成業務の実施に際し、乙は甲に対し必要な協力を要請でき、甲は乙から協力を要請された場合には甲乙双方で協議の上これに応ずる。

④第1項の乙による作業は請負形態で行われる。

⑤次条所定のシステム仕様検討会開催後に、システム提案書とシステム仕様書の内容に差異が生じ、これにより個別契約所定の委託料が異なる場合、又は個別契約所定の納付期限が異なる場合、甲又は乙は相手方に対しそれらの変更を求めることができる。この場合の変更手続は第34条によるものとする。

第 13 条（システム仕様検討会の開催）

①乙は、前条第1項によりシステム仕様書作成業務を実施するにあたり必要となる事項の明確化又は確認等を行うため、随時システム仕様検討会を開催するものとする。

②システム仕様検討会には、甲乙双方の責任者及び主な担当者が出席する。ただし、責任者が適当と認める場合には、責任者及び主な担当者以外の者であってもシステム仕様検討会に出席することができる。

③甲及び乙は、システム仕様検討会の議事内容・結果について議事録を作成し、甲乙双方の責任者がこれに署名捺印の上、それぞれ一部を保有する。

第 14 条（システム仕様書の交付）

乙は、個別契約所定の納入期限までにシステム仕様書を甲に交付する。

第 15 条（システム仕様書の同意及び確定）

①甲は、乙がシステム仕様書を交付した日から〇日以内（以下「システム仕様書の確認期間」という。）に、システム仕様書が第13条所定のシステム仕様検討会での検討結果に適合しているかを確認し、甲の責任者はシス

テム仕様承認書（以下「承認書」という。）に署名捺印し、乙に交付する。

②同意書が交付されていない場合であっても、システム仕様書の確認期間内に甲から書面による異議の申出がない場合は、システム仕様書の確認期間の満了をもって甲がこれを承認したものと見なす。

③前二項による甲の同意をもってシステム仕様書は確定したものとする。

第 2 節　ソフトウェアの作成、ソフトウェアのバージョンアップ業務

第 16 条（ソフトウェア作成業務の実施）

①乙は、前条により確定したシステム仕様書に基づき、ソフトウェアの作成業務及びソフトウェアのバージョンアップ業務（以下「ソフトウェア作成業務」という。）を実施する。

②ソフトウェア作成業務の実施に際して、情報セキュリティの見落としがないよう、乙は開発担当者に、情報セキュリティを考量した上でのプログラム作成に関する正確な知識を学習させるものとする。

③ソフトウェア作成業務の実施に際して、乙は甲に対し必要な協力を要請でき、甲は乙から協力を要請された場合には甲乙双方で協議の上これに応ずる。

④第 1 項の乙による作業は請負形態で行われる。

第 17 条（中間成果のユーザ確認）

①ソフトウェア作成業務で生じた中間成果のうち、ユーザインタフェース及びその他の乙が必要であると認める部分に関し、当該中間成果の作成作業が完了し次第、乙は随時に甲の責任者に確認を求めることができ、甲の責任者は確認を行うものとする。ただし、甲の責任者が適当であると認める場合には、甲の責任者以外の者であっても中間成果のユーザ確認に関与することができる。

②甲の責任者は、乙が甲に中間成果の提示をした〇日以内（以下「ユーザ確認期間」という。）に前項の確認を行い、当該確認結果を書面にて乙に交付する。

③甲が乙に対し異議を申出ず、ユーザ確認期間内に中間成果の確認を行わな

かった場合、当該期間の満了をもって中間成果のユーザ確認が行われたものと見なす。

第 18 条（再委託）

①乙は、甲の書面による事前の承認を得た場合は、本業務の一部を乙の責任において第三者に再委託することができる。

②前項の場合において、乙は再受託者に乙が本契約及び個別契約により負う義務を理解並びに徹底的に実施させるものとし、且つ甲に対し、再受託者の行為について全責任を負うものとする。

第 19 条（第三者ソフトの利用）

①ソフトウェア作成業務を実施するにあたり、第三者ソフトウェアを使用する必要がある場合、甲乙はその取扱いについて協議し、乙と当該第三者との間でライセンス契約の締結等、必要な措置を講ずるものとする。

②第30条の規定にかかわらず、第三者ソフトウェアに起因する不具合又は権利侵害については、当該第三者ソフトウェアの利用に関する契約に基づき処理するものとし、甲は責任を負わないものとする。

第 20 条（フリーソフトの利用）

①ソフトウェア作成業務を実施するにあたり、フリーソフトを利用する場合には、甲及び乙は次の各号に従うものとする。

(1) 利用を予定するフリーソフトについて、ソフトウェア作成業務への利用について制限がないか、保証等、事前に甲乙間において使用許諾条件を確認するものとする。

(2) 乙は、甲の協力を得て、事前にフリーソフトの機能、性能等の調査を行い、当該調査結果について甲の確認を得るものとする。

(3) 乙は、前二号の確認内容に基づき、当該フリーソフトをソフトウェア作成業務へ利用するか否かを決定するものとする。

②甲乙間で別段の規定がある場合を除き、ソフトウェア作成業務へのフリーソフトの利用に起因する不具合又は権利侵害等の問題が発生した場合に

は、甲乙が協議して解決するものとし、これに要する費用は乙の負担とする。

第 21 条（成果物の納入）

①乙は甲に対し、個別契約所定の納入期限までにシステム仕様書を除く成果物を納入するものとする。ただし、成果物のうち本プログラムについては、所定の動作環境において稼動できる状態をもって納入するものとする。

②前項但書の所定の本プログラムの納入に際し、乙は甲に対し必要な協力を要請できるものとし、甲は乙から協力を要請された場合には甲乙協議の上これに応ずる。

第 22 条（本プログラムの検収）

①成果物のうちの本プログラムについては、甲は、乙から納入を受けた日から〇日以内（以下「検査期間」という。）に、システム仕様書と本プログラムの整合性を確認するものとする。本プログラムがシステム仕様書に適合する場合は、甲の責任者は検査合格書に署名捺印の上これを乙に交付する。検査で不適合となった場合は、甲は直ちに乙にその旨を知らせ、補正を求めるものとする。又、甲は本プログラムの検査を第三者に委託することができる。

②検査合格書が交付されない場合であっても、検査期間内に甲の書面による異議の申出がない場合は、検査期間の満了をもって検査に合格したものと見なす。

③前二項の検査合格をもって本プログラムの検収完了とする。

第 4 章　資料及び情報の取扱い

第 23 条（資料等の提供及び返還）

①乙から甲に対し本業務執行に必要な資料等の提供の要請があった場合、甲乙協議の上で提供する必要がある資料を甲は無償で提供する。

②本業務の遂行にあたり、乙が甲の事務所等で作業を実施する必要がある渡

航が判断した場合、甲は無償で当該作業場所を乙に提供するものとする。ただし、甲が作業場所の変更を要請した場合は、乙はこれに応ずるものとする。

③本業務の遂行にあたり、甲の事務所等で乙が甲のコンピュータ設備、機器、材料、事務用品（以下「貸出物品」という。）が必要である場合は、甲はできる限り乙に貸出し又は供給するものとする。

④甲が提供した貸出物品、資料等（次条第1項の複製物及び変更物を含む。）が本業務遂行上必要なくなった場合は、乙は速やかにこれらを甲に返還する、又は甲の指示に従い処置するものとする。

⑤甲及び乙は、前各項における貸出物品、資料等の提供、返還及びその他の処置等について、それぞれ第9条に定める主な担当者を通じて書面をもって行うものとする。

第 24 条（資料等の管理）

①乙は、甲の事前の承諾を得た場合は、本件業務の遂行に必要な範囲内で甲が提供した本業務に関する資料等を複製又は変更することができる。

②乙は、甲から提供された本業務に関する資料等を善良な管理者の注意をもって管理、保管し、且つ本業務以外の用途に使用してはならない。

第 25 条（機密情報の取扱い）

①甲及び乙は、本業務遂行のため相手方から提供を受けた技術上又は営業上及びその他の業務上の情報のうち、相手方が特に書面にて機密情報であると指定した情報（以下「機密情報」という。）を第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報はこの限りでない。

(1) 秘密保持義務を負うことなく既に保有している情報。

(2) 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報。

(3) 相手方から提供を受けた情報でなく、独自に開発した情報。

(4) 本契約に違反することなく、且つ受領の前後を問わず公知である情報。

(5) 相手方が次項の機密情報である旨の表示がなされず提供された情報。

②甲及び乙は、機密情報を相手方に提供する場合、機密情報の範囲を特定し、機密情報である旨を明記して表示するものとする。

③機密情報の提供を受けた当事者は、当該機密情報を管理する上で必要な措置を講ずるものとし、当該機密情報を第三者に開示する場合は、事前に相手方からの書面による承諾を受けなければならない。ただし、法令の定めに基づく場合又は権限ある主務官庁から開示を要請された場合はこの限りでない。

④甲及び乙は、第2項に基づき相手方から提供を受けた機密情報について、本契約目的の範囲内のみに使用し、複製、変更が必要な場合は、事前に相手方の書面による承諾を取得するものとする。

⑤機密情報の提供、返却等については、第23条第5項に準じる。

⑥本条の規定は、本契約終了後〇年間存続する。

⑦機密情報のうち個人情報に該当するものについては、次条の規定を本条より優先して適用されるものとする。

第 26 条（個人情報の取り扱い）

①乙が甲の有する個人情報（特定の個人を識別できる情報をいう。以下同じ。）に関する業務の委託を受け、甲から個人情報の提供を受けた場合、当該個人情報を管理する上で必要な措置を講ずるものとし、当該個人情報を第三者に提供してはならない。

②乙は、甲から提供を受けた個人情報を本契約の目的の範囲内でのみ使用し、複製、変更が必要な場合は、事前に甲の書面による承諾を受けるものとする。

③第18条第1項の規定にかかわらず、乙は甲から委託を受けた個人情報を再委託してはならない。ただし、再委託について事前に甲の同意を受けた場合はこの限りでない。

④個人情報の委託、返却等の授受は第23条第5項に準じる。

第 5 章　成果物の権利帰属

第 27 条（知的財産権の取扱い）

①本業務遂行の過程で生じた発明及びその他の知的財産権、あるいはノウハウ等（以下「発明等」という。）が、甲又は乙の何れか一方のみによって得られた場合、当該発明等に関する特許権及びその他の知的財産権、ノウハウ等に関する権利（以下「特許権等」という。）は、当該発明者が属する当事者に帰属する。この場合、甲又は乙は、当該発明者との間で適用すべき法令に基づくものとする。つまり、台湾での発明は台湾の職務上の発明に関する規定に従い、日本での発明は日本の職務上の発明に関する規定に従い、特許権等の継承及びその他の必要な措置を講ずるものとする。

②乙が以前から有していた特許権、又は乙に帰属する特許権等が前項により本件ソフトウェアに利用された場合は、甲は本件ソフトウェアを自己利用するために、本契約に基づき必要な範囲内で当該特許権等を実施又は利用することができる。

③本業務遂行の過程で生じた発明等が甲及び乙に属する者が共同で行われた場合は、当該発明等についての特許権等は甲と乙が共有する（持分均等）。この場合、甲及び乙は、それぞれに属する当該発明者との間で特許権等の継承及びその他の必要な措置を講ずるものとする。

④甲及び乙は、前項の共同発明等に係る特許権等について、それぞれ相手方の同意を要することなく、これらを自らで実施又は利用することができる。ただし、これを第三者に実施又は利用を許諾する場合、持分を譲渡する場合及び質権の目的とする場合は、相手方の事前の同意を要するものとする。この場合、相手方と協議の上、実施又は利用の許諾条件、譲渡条件等を決定するものとする。

⑤前各項の定めにかかわらず、システム仕様書の「インターフェース仕様書」に基づき作成された甲の既存の作成済みプログラム（以下「甲の既存プログラム」という。）の特許権等は、甲に帰属するものとする。

第 28 条（成果物の所有権）

乙が甲に納入する成果物の所有権は、本プログラムの検収完了時に、乙から甲へ移転する。

第 29 条（成果物の著作権）

①成果物のうち本プログラムの著作権については次の各号の定めに従い、取り扱うものとする。

(1) 本プログラムに結合された又は組み込まれた乙の既存プログラム（コンテンツ及びデータベースを含む)、第三者ソフト及びフリーソフトの著作権は、乙又は当該第三者が留保するものとする。

(2) 本業務遂行の過程で生じた本プログラムに結合され又は組み込まれたプログラム（コンテンツ及びデータベースを含む。以下「作成済みプログラム」と総称する。）は、生成した同時に甲に帰属するものとする。

(3) 第一号の定めにかかわらず、甲は本件ソフトウェアを自己利用するために、本契約に基づき、台湾側の著作権は台湾の著作権法に従い、日本側の著作権は日本の著作権に従い、必要な範囲内で複製、修正及びその他の利用を行うことができる。

(4) 前各号の定めにかかわらず、甲の既存プログラムの著作権は甲に帰属するものとする。

②成果物のうちドキュメントの著作物については次の各号の定めに従い、取り扱うものとする。

(1) 乙の既存のドキュメントの著作権は、乙が留保するものとし、甲は、本契約に基づき本件ソフトウェアを自己利用するために必要な範囲内で複製、修正及びその他の利用を行うことができる。

(2) 乙が本業務の実施において新たに著作したドキュメントの著作権は、生成した同時に甲に帰属するものとする。

第 6 章　保証及び責任

第 30 条（保証及び責任の範囲）

①成果物の甲による利用が第三者の特許権、著作権及びその他の権利を侵害したという理由で甲が第三者から請求を受けた場合、甲の成果物の利用が本契約を違反しておらず、甲が直ちに乙にその旨を通知し、紛争解決

の実質的権限を乙に与えるとともに乙に必要な援助を行い、後続の処理を全面的に乙に任せた場合、乙は甲の損害賠償額又はこれに相当する合理的な費用を甲に支払う。ただし、甲の責に帰する場合はこの限りでない。

②第22条に基づく本プログラムの検収後、成果物に瑕疵が発見された場合、甲及び乙はその原因について協議、調査を行うものとする。協議、調査の結果、当該瑕疵が乙の責に帰すべきものであると判断された場合、乙は無償で補修・補正を行うものとし、乙の責に帰すべきものでないと認められた場合には、甲は協議、調査によって乙に生じた費用を乙に支払うものとする。

③本契約に関する乙の損害賠償その他の保証及び責任は、第7条、第40条及び前各項に定めた範囲のものに限られる。

第 31 条（セキュリティ）

乙は、甲に納入した本プログラムが情報セキュリティ規則に従い安全にプログラムをインストールし、且つ既知及びそれ以外の弱点につきより高いセキュリティ対策を取ることを保証する。

第 32 条（メンテナンス等）

甲及び乙は、次の各号に掲げる乙が納入した本プログラムのメンテナンス等に係わる事項につき別途契約を締結することができる。

①本プログラムの検収完了日以降に発見した乙が納入した本プログラムの不具合の補修。

②乙の責任に帰すことができない事由により発生した乙が納入した本プログラムに係る障害対応サービス。

第 7 章　本契約内容の変更

第 33 条（システム仕様書の変更）

①第 15 条によるシステム仕様書の確定後、甲がシステム仕様書の内容を変更しようとする場合は、事前に乙にその旨を記載した書面をもって申入

れ、乙と協議しなければならない。

②乙は、前項によるシステム仕様書の変更により個別契約に定めた委託料、本業務の作業期間等に影響する場合は、次条に定める手続にしたがって本契約を変更することができる。

第 34 条（本契約の内容の一部変更）

本契約の内容の一部変更は、当該変更内容につき事前に甲乙協議の上、別途、変更契約を締結することによってのみこれを行うことができる。

第 8 章　一般条項

第 35 条（権利義務譲渡の禁止）

甲及び乙は、互いに相手方の事前の書面による同意なく、本契約の地位を第三者に承継させる、又は本契約で生じる権利義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し若しくは引き受けさせる又は担保に供してはならない。

第 36 条（契約期間）

本契約の有効期間は、契約項目表〇に示したとおりである。契約期間満了〇か月前までに、甲又は乙の何れか一方が如何なる意思表示をしなければ、さらに〇年間更新するものと見なす。以後も同様とする。

第 37 条（期間内の契約解約）

契約期間内でも、甲、乙双方は、〇か月前までに書面による申し出により相手方に対し解約を求めることができる。ただし、その時点で存在している個別契約は、該個別契約期間満了前になお有効であり、該期間の個別契約は、本契約の規定を適用する。

第 38 条（契約解除）

①甲又は乙は、相手方に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、催告をせずとも直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 重大な過失又は背任行為があった場合。

(2) 支払いの停止があった場合、又は仮差押、差押、競売、破産、会社更生手続開始、特別清算開始の申立があった場合。

(3) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合。

(4) 公租公課の滞納処分を受けた場合。

(5) その他前各号に準ずるような本契約を継続し難い重大な事由が発生した場合。

②甲又は乙は、相当な期間を定めて催告した後も、相手方の債務不履行が是正されない場合は、本契約の全部又は一部を解除することができる。

③甲又は乙は、前各項により相手方に本契約の全部又は一部を解除された場合は、相手方に対し負担する全ての金銭債務につき当然期限の利益を喪失し、直ちに弁済しなければならない。

第 39 条（契約満了又は解約、解除に際しての措置）

本契約若しくは個別契約が期間満了、解約又は解除の時、乙は直ちに甲に納入前の成果を提供するものとする（未完成品を含む）。この時の対価は、個別契約の対価を基準として甲、乙双方協議の上算定し、甲は、甲、乙双方が別途協議の上定めた方法に基づき、乙に対価を支払うものとする。

第 40 条（損害賠償）

本契約の履行につき、甲及び乙に相手方の責めに帰すべき事由により損害を受けた場合、甲、乙双方は、該損害金額につき誠実に協議の上、その損害賠償義務を負うものとする。

第 41 条（輸出関連法の遵守）

甲は、乙が納入した成果を輸出する場合には、外国為替及び外国貿易法その他輸出関連法令を遵守し、所定の手続きを実施するものとする。なお、米国輸出関連法等外国の輸出関連法令を適用するときに所定の手続きが必要な場合も同様とする。

第 42 条（合意管轄）

本契約に関し、訴訟の必要が生じた場合には、〇〇地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

第 43 条（協議）

本契約に定めなき事項又は疑義が生じた事項については、信義則に基づき甲乙双方が協議し、円満な解決を図るものとする。

範例 4　許諾契約書

技術移転契約書

契約締結者○○○○○○株式会社(以下「甲」という)及び○○○○○○株式会社(以下「乙」という)。

乙は○○技術開発プロジェクト(以下､｢本プロジェクト｣という)を遂行し、○○○○製作技術を産出し、初歩的成果を収め、且つ『別紙一』のとおりの特定技術資料(以下「本技術成果」という)を作成する。甲、乙双方は、乙が下記条件により使用実施することを甲に許諾し､甲が下記条件により｢本技術成果｣を使用実施する権利を引き受けることに同意する。

第 1 条（許諾内容）

①技術名称：｢○○○○製造｣

②技術成果：(詳しくは別紙一のとおり)

③許諾区域：台湾

④許諾製品の範囲：○○用品。乙は甲に「本技術成果」を専属使用、実施、複製、修正することに同意し、並びに「本技術成果」により発展した技術で製造又は組立てられた製品を販売する権利を与えることに同意する。

⑤許諾方式：本合約は専用実施権の設定に係るものであり、乙は甲に「本技術成果」を独占的使用、実施、複製、修正することに同意し、並びに「本技術成果｣により発展した技術で製造又は組立てられた製品を販売する権利を与えることに同意する。

第 2 条（技術移転及び実施）

①資料の交付：本契約締結後、乙は、甲が定めたスケジュールにより順序を追って甲に｢本技術成果｣の内容及び関係資料を一部交付するものとする。

②製品のリリース期日：甲は、本契約発効後○年間以内に本許諾技術の成果

を応用して作られた製品を完成し、且つそれを商品としてリリースするものとし、実施方法は甲が提出した開発計画書（詳しくは別紙二のとおり）に述べた方式により行うものとする。特別な原因により完成品の生産が遅延、又は開発計画を中止する必要がある場合、事前に書面にて通知し、且つ乙から書面による同意を得るものとする。特別な原因がなく、生産しない場合、双方はまず協議を行うものとし、共通認識に達成できない場合、本契約第 15 条により本契約を解約する。

第 3 条（コンサルティング・解説）

乙が「本技術成果」を全て交付してから、甲は、計＿＿＿時間のコンサルティング・解説時間を乙に要請することができる。

第 4 条（実施許諾料及び派生的権利金）

①実施許諾料：計ニュー台湾ドル〇〇元(営業税込み、以下同じ)であり、〇回に分けて給付し、物価水準の変動が起きても調整しない。

②「本技術成果」が商品としてリリースされた後、甲は、該商品の年間売上高の〇％を派生的権利金として、乙に支払うものとする。

第 5 条（支払方法）

①甲は、本契約を締結すると同時に、前条に述べた一期目の実施許諾料ニュー台湾ドル〇〇元を乙に支払うものとする。

②二期目の実施許諾料ニュー台湾ドル〇〇元は、甲が政府に補助計画の申し込みを提出した時点で乙に支払い、又は遅くとも本契約締結後〇か月以内乙に支払う。

③甲が本契約により乙に支払うべき金員は、現金、一覧払小切手又は約束手形で支払うものとする。小切手・手形又は約束手形で支払う場合、その内容及び形式は、乙の要求に従うものとする。ただ、請求に際しては、乙は、甲の支払いに必要な領収書及び証明書等の関係書類を提出するものとする。

④商品リリース後の派生的権利金の給付は、会計年度の決算日を弁済日とし、

〇年〇月〇日以前に行う。

第６条（知的財産権の帰属）

「本技術成果」を利用した開発が派生して取得し得る特許権、著作権及びその他の知的財産権は、甲、乙の共有に帰属し、双方は、単独で如何なる関係官庁に対して特許権、著作権又はその他知的財産権として出願や登録申請を行うこともできない。ただ、特許出願にかかる費用は甲が負担し、乙は別途実施許諾費を請求することができない。甲、乙の何れか一方が書面にて相手方に「本技術成果」により派生した取得しうる知的財産権に重大な出願画策があると通知した場合、それにつき甲、乙双方は別途協議するものとする。

第７条（改良）

本契約の有効期間内に甲、乙双方が「本技術成果」に対し為した如何なる改良は、書面にて相手方に改良についての完全な情報を伝えるものとする。相手方には、これら「技術改良の成果」を使用、実施、複製、修正し、且つ「技術改良の成果」により発展した技術で製造又は組立てられた製品を販売する権利を有し、且つ別途実施許諾料を支払う必要がない。

第８条（補償条項）

①乙は、「本技術成果」を甲に授与する権利及び権限があり、且つ「本技術成果」を甲に授与する時点に如何なる知的財産権紛争に係わる訴訟もないことを保証する。前述事情に隠蔽があり、甲又は第三者が損害を被った場合、乙は賠償責任を負うものとする。

②甲は、本契約の許諾技術を利用して商品を製造し、販売又はサービスをしたことにより、行政官庁に処分された、又は第三者に相手どって請求、損害賠償、民刑事訴訟を提訴された、行政官庁に告発された、又は如何なる法律上の権利を主張された場合、甲は迅速に乙に通知し、乙は甲の通知を受領した後に、直ちに甲が求めた全ての援助を提供し、且つ甲がこれにより生じた全ての損失及び費用の支出を賠償するものとする（判決又は和解の賠償金額、弁護士費用及び訴訟費用を含むが、これに限らない）。

③本条前項の事情が発生した場合、甲は催告なく、直ちに本契約を解約することを選ぶことができる。

第 9 条（無担保条項）

「本技術成果」は、本契約締結時、及びその有効期間内に産出したままの状態で甲に交付する。本契約に明文の約束がある場合を除き、乙は如何なる担保責任も負わず、「本技術成果」の適合性及び「本製品」の商品化の可能性を担保しないことを含むが、これに限らない。

第 10 条（会社名及び商標の使用）

乙から書面による同意を得ずに、甲は商業販促宣伝を行う際に（例えば、広告、製品/投資の説明等）、乙、乙の従業員、乙の商標又はその他大衆に乙が甲の商業発展に関連性があると認識させる如何なる方法を利用することができない。

第 11 条（秘密保持義務）

①甲、乙双方は、善良なる管理者の注意をもって、本契約により知り得た又は所持した「本技術成果」、その他関係資料、及び本契約の協議内容を適切に保管するものとし、事前の書面による相手方の承諾を得ることなく、如何なる第三者に漏洩又は交付してはならない。

②甲、乙双方は、在籍又は離職の支配人及び被用者、販売店及び代理業者等の関係人員に本条約定を遵守するよう要求する責任を負うものとものとする。甲、乙双方の支配人、被用人、販売店又は代理業者等の関係人員が本条約定に違反した場合、甲、乙の本条約定違反と見なす。

第 12 条（権利義務の譲渡）

甲、乙双方は、事前の書面による相手方の承諾を得ることなく、本契約における権利又は義務の全部若しくは一部を、如何なる第三者に譲渡又は移転してはならない。

第 13 条（連絡管理）

本契約にかかる通知又は要求は、書面をもって下記の住所及び人員（以下、「連絡者」という）に送達するものとし、連絡者に送達したとき、既に当該当事者に送達したと見なす。

甲の連絡者　　氏　　名：
役　　職：
電話番号：
ファックス：
E メール：
住　　所：

乙の連絡者　　氏　　名：
役　　職：
電話番号：
ファックス：
E メール：
住　　所：

第 14 条（有効期間）

①本契約は、本プロジェクトの産学研合作（産学連携）委員会から承諾を得た上、双方が法により署名捺印し、本契約最後のページに記載された日付より発効し、有効期間は〇年とする。

②第 11 条における双方の秘密保持義務は、本契約の解約又は期間満了等により消滅しない。

第 15 条（契約解約事由）

次の一つにでも該当した場合、相手方は本契約を解約することができる。

①当事者の一方に第十一条の秘密保持の約定に違反した場合、違約した一方は、相手方に違約金としてニュー台湾ドル 100 万元を支払うものとし、且つその被った損失及び逸失利益を賠償するものとする。違約していない一方は、さらに書面にて本契約の解約を通知することができる。

②いずれか一方がその他本契約条項の約定に違反した場合、違約していない一方は、書面にて相手方に〇日間内に履行又は修正するよう通知することができる。期限を過ぎても履行又は修正しない場合、違約していない一方は別途書面にて相手方に本契約の解約を通知することができる。

③甲は、いずれか一つの代金を〇日間以上乙に滞納した場合、乙は書面にて本契約の解約を通知することができる。

第 16 条（契約解約の効果）

①本契約解約後に、過失のない一方は、本契約及び関係法令の規定により権利を行使できるほか、相手方に対しその被った損害及び逸失利益の賠償を請求することもできる。

②本契約解約後に、甲、乙双方は、直ちに「本技術成果」及び「本製品」に対し行使し得る権利の行使を中止し、且つ〇日間以内に「本技術成果」及びその関係資料の副本（コピー及び写本等正本でない書類を含む）を相手方に返還するものとする。関係電子資料も〇日間内に破棄し、また破棄又は削除した後に、書面にて相手方に通知するものとする。

第 17 条（契約訂正）

本契約の追加・削除又は訂正は、双方当事者が書面による協議によらない限り、効力を有しない。

第 18 条（不可抗力要素）

洪水、火事、台風、地震又はその他当該当事者の責めに帰することができない事由により本契約義務を履行できなくなった場合、当該当事者側は、違約又は遅延の責任を負わない。ただし、該当当事者側は、直ちに不可抗力要素により発生した事情を相手方に通知するものとする。

前項規定は、不可抗力事情終了後に迅速に本契約に定めた義務を履行する該当事者の責任を免除することができない。

第 19 条（一部無効）

本契約条項の一部が法により無効と認められたとしても、その他条項は引続き有効となる。

第 20 条（合意管轄）

本契約により訴訟となった場合、甲、乙双方は〇〇法院を第一審管轄裁判所とすることに同意する。

第 21 条（契約部数）

本契約は正本が一式二部で、副本が〇部であり、甲、乙双方はそれぞれ証しとして正本一部、副本〇部を保管する。

契約締結者：

甲　：

代表者：

役　職：

計画主催者：

住　所：

統一番号：

乙　　：

代表者：

役　職：

計画主催者：

住　所：

統一番号：

中華民国〇年〇月〇日

Ｂ．台湾における並行輸入品への法的手当

※本報告は、台北市日本工商会／知的財産委員会／戦略Ｇ会議の
並行輸入問題プロジェクトチームの協力により作成された。

【並行輸入問題プロジェクトチーム　メンバーリスト】

台象股份有限公司（ZOJIRUSHI）

副総経理	井上　朋子
	郭　文燕

台灣山葉機車工業股份有限公司（YAMAHA）

経営企画室	奥　敦

台灣本田股份有限公司（HONDA）

総経理室	福本　達也

台灣美津濃股份有限公司（MIZUNO）

総経理	山地　守
商品部	西村　真一
総経理室	黄　莉婷

台灣索尼股份有限公司（SONY）

策略規劃部	沖　伊久男

台灣愛普生科技股份有限公司（EPSON）

影像科技事業群	西村　耕造

萬國法律事務所

パートナー弁護士	鍾　文岳
弁護士	王　孟如

戦略 G 会議事務局	細川　昌之
	河合　弘明

第一章　並行輸入の定義

台湾の現行法は、「並行輸入（Parallel Import)」又は「真正品の並行輸入（genuine goods parallel import)」という用語を特に定義しておらず、イギリス、米国などの学理上の定義を翻訳して用いている。即ち、合法な授権（ライセンス）を受けていない第三者が、知的財産権者又は授権者（以下「権利者等」という。）の同意を得ることなく、海外から合法に製造され、知的財産権が付された真正品を輸入することを指す。

知的財産権者から授権して製造又は輸入している商品と、第三者が輸入する商品とが並行することから「並行輸入」と呼ばれる。なお、第三者により「並行輸入」された商品は「並行輸入品」といい、初期の並行輸入品の多くが船便で輸入され販売していたため、「水貨」とも呼ばれていた。

このように正式に授権していない第三者による真正品の輸入販売の市場は「灰色マーケット（gray market)」とも呼ばれ、並行輸入品は「灰色マーケット商品」と呼ばれた。「灰色」は、白と黒との中間であり、このような輸入行為は完全な違法でなく、完全な合法でもない中間に位置するからである。

並行輸入品や水貨などの呼び名以外に、「外流貨」や「外流商品」とも呼ばれ、製造過程において権利者等の同意を得ずに、工場の関係者が勝手に製造して販売した場合を指す（日本では「横流し品」とも呼ばれる)。外流貨は、正規工場が合法に製造し、生産した商品自身は知的財産権が付与された真正品であるため、海外から輸入され、並行輸入を構成する可能性がある。

ただし、授権範囲を超えて生産する場合としては、権利者等から商品生産を依頼された工場が、商品検収に合格しない商品が一定量出ることを想定して余剰に生産したり、原材料の残余分で自ら同じ商品を生産したりして、授権契約で約定した以上の数量の在庫を抱えるケースがある。この在庫が市場に流れた場合、並行輸入と認められるのかが問題となる。これら在庫の商品は、外見上真正品と同じであるが、授権範囲に含まれないため、並行輸入ではなく、模倣品に属すると考えるべきである。

商品の並行輸入において、内外の権利者が異なる場合については比較的争いがないが、内外の権利者に何らかの資本関係や契約関係があるときに、問題が生じ得る。並行輸入は、次のようなタイプに分類できる。

一、内外権利者が同一である。知的財産権者がそれぞれ国内と海外で当該商品の知的財産権を有し、輸入商品の製造元により、さらに次のとおり分類できる。

（一）知的財産権者が自ら外国で並行輸入品を生産した場合。

（二）知的財産権者が海外で他人に授権し、並行輸入品を生産した場合。

二、内外権利者の主体が異なる。即ち並行輸入品が輸入される国と輸出する国での知的財産権者が同一ではない場合、内外権利者の主体間に関係があるか否かにより、さらに次のとおり分類できる。

（一）内外権利者間に契約関係がある場合。

（二）内外権利者間に関係がないが、第三者との間に資本関係、契約関係がある場合。例えば、国際市場で授権されている場合、各地域の授権者が授権契約内で再授権、又は地域外の第三者に委託販売させた場合など。

以上をまとめると、並行輸入品は以下の三つのルートに分かれる。

(1) 直接、海外の知的財産権者から取得したもの。

(2) 外国権利者の代理店から取得したもの。

(3) 知的財産権者が授権した第三者から取得したもの。

並行輸入には、極めて重要な二つの特徴がある。一つは、当該商品が輸出国で合法に市場に置かれていても、輸入国での権利者等からライセンスを受けた独占販売店（総代理店）や代理店に、輸入を反対されることがある。独占販売店等は、自らが大きなコストをかけて築き上げたブランドや商標のイメージが並行輸入品により損なわれ、並行輸入業者と過酷な競争を繰り広げることとなり、当然に利益も減少するため、反対するのである。また並行輸入業者は、商品のアフターサービスを提供せず、マニュアルの使用言語問題も解決しないため、消費者の不満は独占販売店等にぶつけることとなる。

しかし、並行輸入品は、何れも真正品であって模倣品でないため、模倣品による権利侵害行為とは区別しなければならない。一方で並行輸入は、内国権利者や独占販売店、代理店による市場の独占を防ぎ、公正競争による価格の値下げ要因となり、消費者に多くの選択肢を提供できるほか、消費者の権利を保護し貿易流通を促す存在となっている。

以上のとおり、特許権、商標権、著作権に加えて、独占禁止の公正取引問題など、並行輸入が関わる問題の範囲が広いことが分かる。したがって、各国政府は、自国に特有の要素等を考慮した上で、異なる法律規範を設けているのである。

第二章　並行輸入のメカニズム

第一節　並行輸入の現状

台湾でよくある並行輸入品は、主に電気機器（デジカメ、家電製品、オーディオ、オーディオ・ヘッドホン、プロジェクター、プロ用撮影機材全般、ビデオデッキ、マイク、光学ディスク（CD／DVD／BD等）記憶装置等）、事務用機器（医療用プリンター専用紙等）、輸送機器自動車部品、自動車、二輪車等）、化粧品、食品（練り製品、調味料、菓子類、コーヒー等）、医薬品（健康飲料、薬品等）、文房具（ノート、ペン等）、運動用品（スポーツ靴、ゴルフボール等）、精密機械（時計等）、アパレル（ブランド衣料等）等持ち運びに便利な、ポータブル商品である。このほか、台湾では、例えば電気機器（デバイス等）、事務用機器やその消耗品、食品（ウイスキー等）、運動用品等の分野で「並行輸出」商品もあるが、その種類や数量は「並行輸入」の規模に全く及ばない。

台湾の並行輸入業者の主な販売ルートは、実体店舗と仮想店舗（インターネット店舗やネットオークション店舗）であり、特に仮想店舗の販売量は急速に拡大しており、事態はかなり深刻であると認識されている。また、堂々と「水際商品」や「並行輸入」の看板を掲げて消費者を引き寄せる並行輸入業者が多く存在し、その事業規模は正規代理業者と同程度であり、販売商品の簡易メンテナンスに対応したり、正規商品と並行輸入品を同時に併売する業者もある。

第二節　並行輸入の原因

並行輸入は単なる法律の問題ではなく、経済、貿易と密接な関係がある。初期の台湾は低価格の市場に属し、又は輸入量の制限と高関税のため、市場経済があまり発達せず、並行輸入問題がそれほど目立たなかった。しかし、グローバライゼーションによる経済発展、特にWTO加入以降から、関税の大幅引下げなど貿易障害が取り払われ、国際貿易が急速に成長し、並行輸入に関わる紛争も増加してきた。ここでは、並行輸入の原因を、以下のとおり整理する。

一、内外国における価格差異の存在

異なる市場において、異なる価格が存在する。世界各国の生活水準、消費水準が同一ではないため、国際企業は各国の事情に合わせて価格を設定する。また、各国の為替レート、生産コスト、ライセンスフィー等が異なるため、商業戦略に基づき、同一のメーカーが生産した同一の商品あっても、各国での定価は当然に異なる。この価格差異が並行輸入をもたらす最も根本的な原因となり、並行輸入業者が、市場価格が相対的に低い地域から商品を取得し、市場価格が相対的に高い地域で販売しているのである。特に為替レートが大きくなれば、輸入国の貨幣価値が上がり、この価格差異がさらに大きくなる。特に輸入国で当該商品を生産しており、生産コストが引き下げられない場合、並行輸入問題はさらに深刻となる。

市場で同一商標が付された東南アジアや中国大陸からの並行輸入業者の商品は、その一例である。また、日本ブランドのデジタルカメラなどの電子製品は、円安の場合、日本価格が台湾価格より割安となり、貨物税と関税を支払う必要がなければ、日本購入したデジタルカメラを台湾で販売することで利益が得られる。

このほか、知名な商品であればあるほど、国内の総代理業者が当該地域の唯一な授権を取得するためには、高額なライセンス料を支払わなければならず、並びに商品販売につき大量な広告料を投入してブランドの知名度を築き、

さらには十分な商品情報と使用説明を提供し、消費者に商品の性能と操作を理解させ、且つ商品のイメージを維持し当該ブランドの永続経営の志を達するため、最善のアフターサービス又は品質保証を提供しなければならない。一方、海外のメーカーはその販売代理業者に当該商品の促進販売を奨励するため、実務では、双方は代理販売契約で販売代理業者が一定の業績に達したとき、国外メーカーは一定の奨励金を支払う約束があるため、これらコストを最終価格に含めることとなり、国内外の価格差異の一因となっている。

並行輸入業者は、このような国内外の価格差異を見計らって特定商品を輸入するが、価格優勢を維持するために不正手段を採ることもある。例えば、輸入国がある特別な商品に高関税と貨物税を課している場合、並行輸入業者は商品価格を低く申告したり、虚偽の貨物類別や数量を申告したり、密輸等の方法により、税金を圧縮又は回避して利益を得ている。さらにコストダウンを図るため、商品選択が多く数量が一定数を確保できる海外市場から中古品を輸入し、消費者には新品と称して販売するような業者もある。

二、アウトレット商品の存在

「アウトレット（Outlet)」とは、本来「在庫処分、低価格販売」を意味し、今では、業者と小売業者が在庫量を調整し、在庫品を処分するため、商品を多く低価格で販売する小売方法を意味している。アウトレット商品とは、クーリングオフされた絶版品、仕様に合わないサイズ、汚れ等があるワケあり品、又は保存期限の満了直前の切迫品、流行遅れの不良在庫品等を意味する。

現在、多くの国々は、アウトレットモールを設立し、アウトレット商品を専門的に販売している。また、さらにメーカーによっては、「アウトレット専用品」を特注してアウトレットで販売し、デパートなど販売ルートで販売する正規商品と区別することもある。アウトレット商品は、正規商品より価格面でのメリットがあるため、並行輸入業者の重要な商品供給源とされている。特にアメリカ、ヨーロッパでは、アウトレットは昔からあり、台湾でもアウトレットの販売モデルが近年導入されているが、その割引価格は海外のアウトレットと比べて小幅であり、消費者にとってあまり魅力が感じられな

い。このため、並行輸入業者は、海外のアウトレットで人気があるブランド商品を輸入する傾向がある。

三、需給バランスの崩れ

ある商品の市場における需給バランスが崩れることにより、並行輸入を招く場合がある。まず、需要が供給より多い場合（例えば、代理業者又は販売代理業者が所有する商品の数量が足りない場合)、関係の良い取引先に優先的に割り当てるため、他の取引先は正規商品を取得できず、消費者ニーズに応えるため仕方なく、並行輸入品を販売することがある。また、台湾で未発売、又は法令が販売を禁ずる商品であって、台湾でのヒットが見込まれる商品は、並行輸入業者が競って仕入れることがある。逆に、供給が需要より多い場合（例えば、大量生産により過剰な在庫が発生した場合)、在庫処分として安値で放出されることとなり、市場で正規品と並行輸入が並存することがある。

四、各種認証の取得及び製品検査手続きの省略

薬品、化粧品、医療器材、自動車、電信管制射頻器材等の一部の商品は、輸入国の管制（規制）が厳しいため、輸入許可を取得するコストが高く、時間を必要とする場合が多い。しかし、並行輸入で管制を回避できる場合、低コストで輸入できるメリットがある。

一例として、薬品は輸入許可を得ることが難しく、臨床実験のみでも三年以上の時間を要するため、権利者等はコストを当該薬品の販売価格に反映させているが、並行輸入業者はそのコストを省略することができる（いわゆる「ただ乗り行為」)。

このほか、任天堂のゲーム機 Wii は WiFi と Bluetooth の通信機能を持つため、電信管制射頻器材に属し、主務機関の認証を得なければ勝手に製造、輸入、販売又は公開陳列することができず、このように認証の取得のためにかかる費用及び商品の検査時間とコストは正規商品の販売価格に反映され、消費者が負担することとなる。

ただし、このような商品が商業目的に基づく輸入ではなく、少量輸入であ

り、且つ個人的に使用する場合は、面倒な認証や商品検査手続きを遵守する必要がないので、実務上、並行輸入業者は各種の認証取得、商品検査の手続きを回避するため、個人使用の目的と偽って当該商品を輸入している。

しかるに、このような並行輸入品は既に違法販売を構成し、瑕疵又は故障があった場合、消費者がそのリスクを負うこととなる。

第三節　並行輸入の問題点：「ただ乗り」

真正品の並行輸入は、メーカー、販売店、代理店及び消費者等各当事者の経済利益が関わるため、真正品の並行輸入を最も反対するのは輸入国の販売店や代理店である。代理業者が相当なコストを投入して商品の展示、販売促進、広告等宣伝を行い、当該商品ブランドの信用を築き上げているのに対し、並行輸入業者はコストをかけずに販売店や代理店の努力を利用して並行輸入品を輸入販売して販売店や代理店と対抗しており、これがいわゆる「ただ乗り（free-riding）」である。

一、販売機会の損失

輸入国で既に高い知名度と市場の販売ルートがある場合、並行輸入業者は代理店又は販売店の築いた信用・名声とマーケッティング方法を利用して簡単に利益を得ることができる。また、現代の通信技術が発達しているため、情報の流通が速く、並行輸入業者はすばやく且つ安価に世界各地の商品価格情報と商業製品情報を手に入れることができ、流行を先取りして並行輸入品の産地、価格、販売場所を選択し、市場で評判の良いヒット商品だけを大量に輸入販売し、商品の滞納のリスクを減少し、さらには代理業者の販売前の商品を並行輸入することにより、多額の利益を得ることができる。つまり、並行輸入業者の最大の問題は、悪意をもって他人の信用・名声にただ乗りすることであり、商品の研究開発、広告宣伝、人材教育訓練及びアフターサービスのコストを支払わなくても、合法の授権代理業者又は販売代理業者が投入した心力を享受して、低価格で消費者を引き寄せているので、紛れもなく「剽窃（ひょうせつ）」行為を構成する。例えば広告及び販売促進コストの高い日常用品、飲料、掃除用品、服など製品は、並行輸入業者がただ乗りしやすい対象である。

二、サービスコストの負担

民法の瑕疵担保責任、消費者保護法の商品販売者責任又は契約で別途約定

した保守サービス責任を問わず、何れも契約当事者の間にのみ存在するため、並行輸入品に問題が生じた場合、消費者は商品を購入した相手である並行輸入業者にしか主張できず、代理業者又は販売代理業者に並行輸入品の保守サービス責任を問うことができない。

しかし、商品に瑕疵又は問題が生じたときに、並行輸入業者は行き届いたアフターサービスを提供することができず、メーカーに返送した場合、時間が掛かり、自ら修理を保証したとしても、突然の倒産や姿をくらます業者が後をたたず、消費者が仕方なく代理店や販売店にメンテナンスを依頼することとなる。代理店と販売店は、余分な時間とコストをかけて消費者に説明しなければならず、並行輸入品によるマイナスイメージを当該ブランドのイメージとして当該消費者が持ってしまう問題も生じかねないため、代理店や販売店にとっては厄介でしかない。

その一例として、アフターサービスの維持コストが比較的高い商品、例えばデジタル製品（デジタルカメラ、デジタルビデオカメラ、液晶テレビ)、家電製品（冷蔵庫、洗濯機、電子レンジ、美容機器)、自動車など製品などが挙げられる。この他、ある例外の情況において、代理業者又は販売代理業者は保守サービス又は修理責任を負わなければならない。例えば、トヨタ自動車が最近リコールした型番の車両が台湾の代理業者が輸入していないにも関わらず、行政院消費者保護委員会はトヨタ自動車の台湾代理業者和泰汽車に、回収範囲内の並行輸入自動車又は留学生が輸入を申請した並行輸入品については無料で修理するよう要求した。

第三章　台湾現行法における並行輸入及び権利消尽に関する規範

第一節　権利消尽の原則

いわゆる「権利消尽の原則」、又は「ファーストセール・ドクトリン」とは、知的財産権者又は知的財産権者より利用許諾（ライセンス）を受けた者の同意を得て市場に流入した知的財産権商品は、既に権利者が想到し、且つ既に対価を取得する機会があり、その知的財産権が行使済みであり既に消尽して権利行使ができず、知的財産権の所有者の物権が優先され、所有者が自由に知的財産権商品を処分できることを言う。

よって、知的財産権商品が初めて市場に流入した後に、権利者の持つ当該商品の販売・使用権が既に消尽するので、当該商品を合法的に取得したいかなる第三者は、何れも当該商品を自由に他人に譲渡または任意に使用することができ、権利者は干渉又は権利を主張することができない。権利消尽原則に関しては、その効力によってなお、「国内消尽原則」と「国際消尽原則」の二種類に分けられ、前者は並行輸入を禁止するのに対して、後者は並行輸入を禁止しないので、当該原則は並行輸入と密接な関係があり、専利法、商標法、著作権法の何れにも言及されており、それぞれの内容を以下に述べる。

一、国際消尽の原則

国際消尽原則は、国外での最初の販売行為で、権利者の当該物品に対する権力を消尽させることをいい、権利者は、自らが製造、創作した又はその同意を経て製造、複製した物品が、本国又は国外において初めて市場に流入した後に、当該物品に対する販売権ならびに使用権が既に消尽したので、再び権利を主張することができない。台湾専利法及び商標法では国際消尽原則を採用し、並行輸入を認めており、第三章第二節、第三章第三節にそれぞれに詳しく説明する。

二、国内消尽の原則

国内消尽原則とは、権利者が自ら製造、創作した又はその同意を経て製造、複製した物品が、「本国」において初めて市場に流入した後に、当該物品に対する販売・使用権が初めて消尽することを言う。よって、権利者は、国外において初めて市場に流入した物品に対し権利が消尽していないので、本国で当該物品につき権利を主張することができる。台湾著作権法では国内消尽原則を採用し、合法的な著作物の並行輸入を禁止しており、第三章第四節に著作権法に関する詳しい規定を紹介し、説明する。

第二節　専利法

台湾専利法にいう専利とは、発明、実用新案、意匠の三種類が含まれている。特許権者は、自らが取得した特許権を利用して経済利益を実現する専用実施権を享有する他、その同意を経ずに無断で当該創作を使用した者に対しても、その使用を排除する権利を享有し、第三者は特許権者の同意又は許諾を経ずに、製造、使用、輸入、販売及び販売のための契約を行うことができない。又、専用実施権について、物品特許権者は、専利法に別段の定めがある場合を除き、他人がその同意なくして製造、販売のための契約締結、販売、使用、又は上掲目的のための当該物品の**輸入**を**排除する**権利を**専有し**(専利法第 56 条第 1 項)、方法特許権者は、専利法に別段の定めがある場合を除き、他人がその同意なくして当該方法の使用、及び使用又は販売のための契約締結、販売又は上掲目的のための当該方法により直接製造した物品の**輸入**を**排除する**権利を**専有し**(専利法第 56 条第 2 項)、実用新案権者は、専利法に別段の定めがある場合を除き、他人がその同意なくして製造、販売のための契約締結、販売、使用又は上掲目的のための当該実用新案物品の**輸入**を**排除する**権利を**専有し**(専利法第 106 条第 1 項)、意匠権者は、意匠の実施を指定した物品につき、専利法に別段の定めがある場合を除き、他人がその同意なくして製造、販売のための契約締結、販売、使用又は上掲目的のための当該意匠物品又は類似する物品の**輸入**を**排除する**権利を**専有する**(専利法第 123 条第 1 項)。上掲専用実施権に関する規定は、特許権者にいわゆる「輸入権」を付与している。

ただし、専利法第 57 条第 1 項第 6 号、第 108 条、第 125 条第 1 項第 6 号の規定のより、特許権者が製造した又はその同意を経て製造した特許物品が販売されると、当該物品の使用又は転売に特許権の効力が**及ばず**、その製造、販売も**国内に限らない**ので、明らかに台湾専利法は国際消尽原則を採用し、理論上、特許物品の並行輸入に特許権の効力が及ばないため、並行輸入は合法的である。最高裁判所 98 年度台上字第 597 号判決はさらに「専利法第 108 条が第 57 条第 1 項第 6 号を準用する規定により、特許権者が製造した又はその同意を経て製造した特許物品が販売されると、上掲特許物品の使用又は転売の何れ

においても特許権の効力が及ばない。これに準じ、特許権者が自ら製造・販売した特許物品を加工後に転売することにより、特許権侵害の問題はない。」と明確に釈明しており、特許物品並行輸入の合法性を肯定している。現在台湾では特許物品の並行輸入を許容しているので、輸入対象が特許権者自ら又はその同意を経た者が合法的に製造・販売した特許物品であれば、特許権侵害を構成しない。故に、台湾国内の業者は生産コストを削減し国際市場における競争力を高めるため、必要な特許物品を国際市場でコストのより安い合法製品を輸入して利用することができる。

第三節　商標法

商標法第 30 条第 2 項は「商標が付される商品が、商標権者又はその同意を経た者により市場において取引流通される場合は、商標権者は当該商品につき商標権を主張することが**できない**。ただし、商品の変質、毀損を防止するため、又はその他正当な事由による場合は、この限りでない。」と規定しており、これは商標権の国際消尽原則の採用を明文化したものであり、国外の著名な商品を並行輸入して国内市場で販売する行為は、原則として合法的であると認めるべきである。

現在、実務上の見解は、真正品の並行輸入は刑事権利侵害を構成しないと認定するものが多い：「...同一法理から見ると、『真正品の並行輸入』を行う輸入業者は、自らが輸入した商標権者が製造・販売した商標図形が付される真正品につきいかなる加工、改造又は変更を行わず、工場出荷状態で販売するとき、商品の出所が正当であるので、商標権者又は商標権者から使用許諾を受けた者の信用・名誉を損なうことなく、さらに、市場の独占を防ぐことができるため、価格競争を促進し、消費者に合理的な価格で商品を購入する利益を享受させるので、商標法の立法目的に反しない範囲内においては、商標権者の同意を得て行った行為として認めるべきであり、又、単純な商品説明や当該商標図形を当該商品の広告等同類の書類に付すことが認められる。逆に、工場出荷状態で販売せずに、無断で加工、改造又は変更した上で同一商標図形を当該商品に表彰した、又は当該商標図形を商品の広告等同類の書類に付して陳列・頒布した結果、商標権者又は商標権者より使用許諾を受けた者、指定代理店・販売代理店であると消費者に混同誤認させるに足るとき、当然悪意に基づき他人の商標を使用する行為に属し、明らかに他人の商標権を侵害する犯意があり、その情状により商標法の刑罰規定を適用して刑を論ずるべきである。」[6]前掲実務見解は、中間商による転売及び商標の適宜な標示を認めるものであり、商標法の混同誤認を防止する立法目的から見ると、真正品は混同誤認のおそれがなく、且つ市

[6]最高裁判所 82 年台上字第 5380 号刑事判決、台湾台北地方裁判所 90 年自字第 782 号刑事判決

場の独占を防ぐこともできるので、当然商標権の侵害を構成しない。

実務上、刑事判決だけでなく、民事判決も前掲見解と同じ認定をしており、これは次の最高裁判所 81 年台上第 2444 号民事判決を見れば明らかである。「真正品の並行輸入は、輸入品の品質は台湾の商標権者が販売する同一商品と同じであり、且つ消費者を欺瞞し、混同誤認を招くおそれがないので、台湾の商標権者の営業上の名声・信用及び消費者の利益の何れも損なうことなく、さらに、台湾の商標権者による国内市場独占、商品価格支配を防ぐことができるため、価格競争を促進し、消費者に同一商品を購入時に選択を与え、自由競争の利益を享受させることができ、商標法の目的に反しないので、この範囲内では商標権の侵害を構成しないと認めるべきである。」

第四節　著作権法

台湾の著作権法には著作権者が頒布権を専有するとの条文が定められていないので、消尽原則の規定もなかった。ただ、1993 年に米国のスーパー301 条の影響を受けて、著作権法第 87 条第 1 項第 4 号規定を「本法に別段の定めがある場合を除き、次の各号に掲げる行為は、著作権又は製版権を侵害する行為と見なす。四、著作財産権の所有者の同意を得ることなく著作物の原作品又はその複製物を輸入すること」と改正したことにより、著作権法第 87 条の 1 の例外規定に合致しただけでなく、いかなる形式での並行輸入を全て禁止した。さらに、専利法、商標法の規定と比較すると、間接的に台湾の著作権法は、国際消尽原則ではなく、国内消尽原則を採用すると推論できるはずである。著作権法第 87 条第 1 項第 4 号に規定する「輸入」とは、輸入権を指し、現行著作権法の規定によると、輸入権は著作財産権の所有者に帰属するので、権利者の同意を得ることなく、たとえ貿易商は合法的な方法により国外で商品を購入した後に国内に輸入して販売したとしても、著作財産権の所有者の輸入権を侵害することになる。

しかしながら、実務上、経済部智慧財産局及び裁判所は当該規定の適用につき、ある程度において解釈により縮減を試みている。詳しく言うと、経済部智慧財産局は 2003 年 11 月 18 日付電子メール字第 921118 号書簡にて、第 87 条第 4 号は「著作権商品」に限って適用されるべきであると表示した。台湾高等裁判所高雄支所 96 上易 1063 号刑事判決も、上掲経済部智慧財産局書簡解釈に賛同の意見を表明し、「著作権を保護する目的は公共利益をも考量すべきであり、著作権法第 87 条第 4 号による著作権者の輸入権に対する保護は、「著作物」の中身の保護を重んじるべきであり、つまり、著作権法による「真正品並行輸入」に対する制限は、「著作権商品」（例えば、音楽 CD、視聴用 DVD、書籍、コンピュータプログラム等）の輸入行為に限るべきである。著作権商品は内容物、即ち中身の販売を重んじるので、製品外観又は日常生活上の実用性との関連があまりないので、輸入した商品に著作が含まれていても（例えば、シーツ、布団カバー等に含まれる美術著作物又は図形著作物）、これらの著作

物は当該商品の主な用途や価値ではないため、『著作権商品』に該当せず、著作権法第 87 条第 4 号規定の制限を受けないはずであり、経済部智慧財産局 2003 年 11 月 18 日付電子メール字第 921118 号書簡もこの見解を採用している。」

第五節　公平交易法

公平交易法における並行輸入に関する規定は、第 20 条、第 21 条及び第 24 条の 3 条である。公平交易法第 20 条第 1 項第 1 号は、他人に混同を招く表記について「関係事業者又は消費者に通常認識されている他人の氏名、商号若しくは社名、商標、商品の容器、包装の外観又はその他他人の商品を示す表記と同一若しくは類似のものを使用し、他人の商品と混同誤認を生じさせ、又は当該表記を使用した商品を販売、運送、輸出若しくは輸入する行為」と規定している。また、同法第 21 条第 1、2 項は「一、事業者は、商品若しくはその広告に、若しくはその他公衆に知らせる方法で、商品の価格、数量、品質、内容、製造方法、製造日期、使用期限（賞味期限）、使用方法、用途、原産地、製造者、製造地、加工者、加工地等について、虚偽不実又は人に誤解を与えるような表示又は表記をしてはならない。二、事業者は、前項の虚偽不実又は人に誤解を与えるような表示のあった商品の販売、運送、輸出若しくは輸入をしてはならない」と不実の広告を禁止している。そして同法第 24 条は「本法に別段の規定がある場合を除き、事業者はその他取引秩序に影響するに足りる欺罔又は著しく公正さを欠く行為を行ってはならない」と規定している。

一、公平交易法第 20 条、第 21 条

公平交易委員会は、1992 年に公研釈字第 3 号書簡により、真正品の並行輸入が公平交易法第 20 条及び第 21 条の違反を構成するかについて意見を表明し、次の原則を確立した。(1) 真正品の並行輸入は模倣の構成要件に符合せず、公平交易法第 20 条の規定に違反しない。(2) 真正品の並行輸入が公平交易法第 21 条規定に違反するかは、並行輸入者の行為事実が故意に消費大衆をして商品の出所を誤認せしめるかによって判断しなければならない。

行政裁判所が案件ごとに判断する場合においても、公平交易委員会の上記書簡の判断標準を採用しているようであり、例えば、行政裁判所 86 年度判字第 274 号判決は「広告内容は、広告者が商品の台湾における『総代理店』、

並行輸入の販売店が『総代理店』の北区販売店と一般消費者をして誤認せしめるため、虚偽不実且つ人に誤解を招くおそれがある」と判示している。

二、公平交易法第 24 条

元メーカーが既に代理店に輸入又は製造・生産を承諾したもの並行輸入業者が国外から輸入したときに「ただ乗り行為」がある場合、公平交易法第 24 条に規定する「欺罔」又は「著しく公平さを欠く」行為を構成するおそれがある。いわゆる「ただ乗り行為」とは、許諾を受けた国内の代理店がマーケティングに高額な費用をかけて商品を消費者に広く認識させたのを、並行輸入業者が利用して、何の努力もせずにその成果を享受し、低価格競争を行うこと、又は「商品の出所を誤認せしめる行為」、つまり商品の出所又は内容、業者の名称・住所表示をあやふやにして、わざと消費者をして当該等商品は使用許諾を受けた代理店が輸入した商品と誤認せしめることを言う。実務上、本条は行為者の意図・目的、市場地位、所属の市場構造、商品特性、履行状況を総合的に判断しなければならず、甚だしくは刑法詐欺罪を構成するおそれがある。

第六節　その他の法律規範

一、植物品種及び種苗法

種苗、種苗の収穫物又はその直接加工物の自由な輸出入は認めるべきである。ただし、国際条約、貿易協定又は植物品種権利の保護、治安、衛生、環境及び生態保全若しくは政策の需要により制限を設けることができる（植物品種及び種苗法第 51 条第 1 項）。故に、原則として並行輸入は認められるが、国際条約、貿易協定又は植物品種権利の保護、治安、衛生、環境及び生態保全若しくは政策の需要によっては例外的に制限を設ける場合もある。ただし、中央主務官庁の許可なくして、遺伝子組換え植物を輸入し又は輸出してはならず、係る許可方法については、中央主務官庁が別途定める（植物品種及び種苗法第 52 条第 1 項）。

二、集積回路回路配置保護法

集積回路回路配置保護法第 18 条第 3 号にも、国際消尽の原則に関わる規定が設けられている。回路配置利用権の権利者は、他人がその同意を得ることなく「回路配置の一部又は全ての複製」、及び「商業目的のため回路配置又は当該回路配置に含まれる集積回路の輸入、頒布」を排除する権利を専有する（同法第 17 条）。

しかしながら、回路配置利用権は、合法的に複製した回路配置又は集積回路の所有者が合法的に所有する回路配置又は集積回路の**輸入**又は頒布には及ばず（同法第 18 条第 3 号）、この規定において、合法的な許諾を経た回路配置又は集積回路の並行輸入は合法的である。

三、商品検験法

商品を安全、衛生、環境保全及びその他技術法規又は基準に符合させ、消費者の権益を保護し、経済の正常な発展を促進し、動植物の疫病・虫害の拡散を防ぐため、主務官庁たる経済部標準検験局が指定・公告する種類、品目又は輸出地域であるとき、国内で生産、製造又は加工した農工鉱商品、又は

国外に輸出し若しくは国内に輸入する農工鉱商品は、並行輸入の農工鉱商品を含み、何れも商品検験法により認証を行わなければならない（商品検験法第 3 条）。規定により認証検査の申出をせずに、認証規定に符合しない商品を工場から搬出し、輸出入し又は市場に進出したとき、商品認証の申出を行うべき義務者にニュー台湾ドル 20 万元以上 200 万元以下の罰金を処することができる（商品検験法第 60 条第 1 項）。

四、電信管制射頻器材管理弁法

通信規制器材は公共ネットワークの干渉問題や電磁波放射の問題があるので、認証機関の認証がなければ、公共安全と人体安全を確保できない。よって、通信規制器材の輸入は主務官庁の許可を得て係る輸入許可証を取得しなければ輸入することができない（電信管制射頻器材管理弁法第 16 条）。よって、通信規制器材（例えば、アップル社の iPad、任天堂のゲーム機 Wii 等）の並行輸入品であれば、何れも電信管制射頻器材管理弁法の規定により係る輸入許可証を取得しなければそれを輸入することができない。さらに、誰でも通信規制器材の輸入業務を行えるわけではなく、事前に主務官庁の許可を得て係る経営許可証を取得して始めて当事業を経営することができる（電信管制射頻器材管理弁法第 5 条）。

五、食品衛生管理法

食品の並行輸入ができるかは、食品衛生管理法により原則として、食品添加物と中央主務官庁が公告・指定する物品、食品用洗剤及び食品食器、食品容器又は包装以外は、中央主務官庁の認証、登記及び許可証の発給を受けなければ輸出できず、一般食品につき並行輸入は禁止されていない（食品衛生管理法第 14 条）。

六、薬事法

薬品及び医療器材の輸入の制限は厳しく、薬事法の規定により、認証・登記の流れには当該薬物の国外工場での資料の完備の他、輸入業者による薬種商販売業の許可証の取得が必要であり、並行輸入は原則として難しい（薬事

法第 27 条第 1 項）。詳しく言うと、薬品を輸入するには、当該薬品の成分、規格、性能、製法の要旨、及び認証企画と方法並びに関連する資料や証明文書を、原文と中国語ラベル、原文と中国語の薬品説明書及びサンプルと共に提出し、さらに費用を納付して中央衛生主務官庁に認証・登記を申請しなければならず、中央衛生主務官庁に許可され、薬品許可証を取得して始めて薬品を製造し又は輸入するができる（薬事法第 39 条）。医療器材を輸入するには、中央衛生主務官庁に費用を納付して認証・登記を申請しなければならず、中央主務官庁に許可され、医療器材許可証を取得して始めて医療器材を製造し又は輸入することができる（薬事法第 40 条）。

第七節　結び

以上の説明から、著作権法は並行輸入につき国内消尽原則を採用しているため、比較的並行輸入を直接阻止できるが、専利法、商標法等その他の知的財産権法は国際消尽原則を採用し、並行輸入を禁止していないため、著作権物以外の商品につき、権利者が直接に専利法、商標法等知的財産権法を援用して並行輸入を制限する依拠とするのは困難である。権利者が並行輸入を阻止するには、その他関連する法規範又は手段に頼らなければならず、例えば、植物品種及種苗法、集積回路回路配置保護法、商品検験法、電信管制射頻器材管理弁法、食品衛生管理法等その他の規範は、並行輸入のために設けられた規範ではないが、巧みに活用すれば、ある程度並行輸入を制限又は阻止する効果が期待できる。

第四章　並行輸入を阻止するための対応

台湾法では、著作権法を除き、原則として並行輸入を制限していない。このような中で、メーカーはどのような対策を採り、並行輸入を阻止すべきかが重要な課題になる。そこで、メーカーと販売店が並行輸入を対抗するためにどんな対策が採り得るか、企業自身が商品を設計、研究開発する時、商品が流通する前の並行輸入品の流通の可能性を下げるため、どんな対策を採りうるか、及びその採った対策に公平交易法違反のおそれがあるかなど、並行輸入品の流通に対する企業の対応につき、以下のとおり紹介する。

第一節　販売できる区域の限定など競争を制限する協議

メーカーは、販売店との許諾契約の中で販売店の販売態様を制限する条項を加えることにより、並行輸入行為の発生を阻止している。その内、よく見られる類型として販売地域の限定、販売対象の限定及び転売価格の限定等が挙げられ、以下のとおり説明する。

一、販売地域の限定

いわゆる「真正品の並行輸入」とは、合法に授権を得ていない第三者が、特許権者又は実施許諾者の同意を得ずに、海外から合法に製造され知的財産権が付された真正品を輸入することを指し、すなわち該商品は、メーカー又は特許権者が許諾したルートを経由して流通したものではなく、該商品の流通・販売できる地域は、メーカー又は特許権者が予測した販売地域と異なる。メーカー又は特許権者は、このような状況の発生を避けるため、契約、非公式な黙約又は共同行為により、その顧客の転売地域の限定を図っている。例えば、あるメーカーA は主にデジタル電器商品を生産しており、その商品は世界各地で販売されており、そして該メーカーA は台湾以外の各地域の販売店と「販売地域の限定」条項を締結することにより、台湾以外の地域の販売店にメーカーA の販売許諾を得ている販売代理商品を台湾へ輸出、販売させ

ないよう制限する。

このように販売代理商品の販売地域を限定するのは、商品のメーカー又は権利者には商品の販売代理商又は販路の形態を決める権利があるはずであるという発想に基づくものであり、メーカーの世界的なマーケティング戦略に資するため、販売代理業者に許諾を与えるときに、販売代理業者の商品販売範囲を限定している。

二、販売対象の限定

販売対象の限定の条項は、垂直的取引制限(卸売業者から小売業者までの垂直的取引関係の制限)及び水平的取引制限（卸売業者や小売業者等の同業者間の取引制限)に分けられる。典型的な販売対象の限定は、その行為の態様により三種類に分けられる。①その後の商売行為を全面的禁止するための「全面的転売禁止条項」、②ある類型の転売・購入の対象を限定・排除する条項、③独占販売代理店からしか購入できないとの制限を付ける「独占販売条項」。

この内、ある類型の転売・購入の対象を限定・排除する第 2 類では、販売店に並行輸入業者に商品を提供してはならないとの制限や、メーカーがある国の販売店に、該商品を他国の購買代行業者等に転売してはならないと制限するのも並行輸入を阻止する手段の一種である。

また、第 3 類の「独占販売条項」は、供応契約に直接規定されることが多く、例えば、アップル社商品の iPhone 4 は、台湾の特定な通信会社による独占販売の手段[7]を採っているように、実務上よくある例である。また、電子書籍業者の Amazon も書籍代理業者と独占販売の販売代理契約[8]の締結を図っており、この類の販路管理を強化するマーケティング方式も並行輸入を制限する方式の一種と言える。

三、転売価格の限定

---

[7] http://www.nownews.com/2008/11/15/339-2365906.htm

[8] http://www.btimesusa.com/a-20100825-41800/Amazon-retailer-digital-books-literary-agent-literary-works-Andrew-Wylie （アマゾンは書籍代理業者と独占販売契約を締結しようとしている）

転売価格限定とは、メーカーが市場で流通する該商品の価格をコントロールするため、供応契約に販売代理業者又は卸売業者が商品を転売する時、一定の価格を維持しなければならないと定めていることを指す。商品が市場で流通するときに、販売価格は市場競争を大きく左右し、販売代理業者は在庫プレッシャーを解決するため、比較的安値で並行輸入業者に商品を転売して、並行輸入品が溢れ出るということがよくあるので、メーカーが販売代理業者の転売価格をコントロールできれば、並行輸入品の流通を阻止するのに役立つはずである。

第二節 商品及びアフターサービスによる差異化を図る

前述したメーカーと販売代理業者との間の販売条件に関する制限条項のほか、メーカーはなお商品の研究開発、アフターサービスの提供により並行輸入品の流通を阻止することができる。例えば、商品表示の差異化、商品機能性質の差異化、及びアフターサービスの強化及び提供などが挙げられる。

一、商品機能の差異化

衣服又は靴等の商品の場合、消費者が好きなデザインやスタイルは地域によって異なるので、メーカーがその好み毎により、地域毎にその場所ならではの独特な商品を開発し、現地の消費者に最も適した商品を代理業者が提供すれば、消費者が並行輸入品を購入する意欲を低下させる手立てとなる。

例えば、米国で有名な衣服、靴のブラント Timberland は、並行輸入品と代理業者が代理販売する商品の差異性を強調するマーケティング手法を採用している。並行輸入業者が直接米国又はその他の地域から輸入した靴のデザインは米国等欧米人向けであり、欧米人とアジア人の体型が異なるので、代理業者が販売する専ら台湾人向けにデザインされた商品は海外から並行輸入した商品より台湾消費者のニーズにあっている。また、靴のデザインは履き心地を左右するので、靴を買いたい消費者にとって重要な要素となり、これにより並行輸入品を購入する意欲を低下しうる。

また、ローションや日焼け止め等商品は、消費者のニーズが地域によって異なるので、業者が米国やカナタの地域でローションを販売する時に、欧米人の肌色及び欧米人の日焼け好きという点を考量し、美白又は日焼け止め効果がない商品を販売し、アジア向けに販売する時には、アジア人の美白、日焼け止め効果を重視していることから、美白又は日焼け止め効果がある商品であることを強調している。地域によってニーズが異なるため、いくら並行輸入品の価格が安くても、消費者は並行輸入品ではなく、最も自分のニーズに合った許諾商品を選択するはずである。

並行輸入の流通を避けるには、地域毎の消費者のニーズを把握して、地域

毎に最も相応しい商品を製造するほか、電子製品の場合、異なる仕様によって並行輸入品の流通を避けることができる。携帯電話を例に挙げると、携帯電話の利用には SIM カードが必要であり、目下日本又は米国で使用される携帯電話は、原則として台湾ではそのまま利用することができない。一方、日本又は米国で販売される携帯電話も台湾 SIM カードが使えない設定となっている（いわゆる「SIM ロック」）。

また、最近アップル社が発売した iPhone 4 では、第一段階の販売地域に台湾が指定されなかったが、その販売開始前に、市場で SIM ロックが解除された iPhone 4 も売られていた。しかし、SIM ロックが解除された携帯電話の機能が不十分であったため、アップル社が正式に販売を開始するまで、多くの消費者は買い控えていた。メーカーの許諾商品が並行輸入品と比べてより完全な保障を提供するとき、並行輸入品に対する消費者の購入意欲が下がることが分かる。日本の携帯電話の場合も同じであり、日本の携帯電話はデザインが優れており、台湾の消費者にとって相当魅力があるとは言え、仕様が異なり、利用に際して制限があり、市場でロックが解除された日本の携帯電話機が売られているが、機能に制限があり（中国語の入力不可、一部の中国語が表示されない）、日本の通信会社に加入しなければ発揮できない機能があり、台湾の通信会社では対応していないため、消費者の並行輸入された日本携帯電話を購入する意欲が下がることとなる。

二、商品ラベルによる区別、並行輸入品との差異を拡大する

商品自体のデザインによって並行輸入品の流通を阻止できるほか、代理業者は、多額のコストを投入して展示、マーケティングを行うことにより商品ブランドを作り上げているので、それと同時に消費者に並行輸入品と許諾商品の違いを PR して、許諾商品は並行輸入品よりも保障があり、安全なイメージを築くことができる。さらに、ラベルを区別することによって、消費者が該商品が並行輸入品であるか否かを見分けることができるようにすることにより、さらに並行輸入品の流通を阻止する。また、許諾商品の表示と並行輸入品との相違を強調すると同時に、並行輸入品購入の危険性を宣伝する。例えば、並行輸入された食品や化粧品の場合、賞味期限や保存期間が書き換

えられる可能性があり、品質管理や、模倣品又は悪質品を購入し得るリスクがある。並行輸入された電子製品の場合、アフターサービスの提供がなく、製品に関連する部品、付属品がない等問題がある。また、商品に使われる語言について、商品本体及び説明書に同時に多数の国の言語を記載せずに、日本で販売する商品に日本語のインターフェイス又は説明書、台湾で販売する商品に中国語のインターフェイス又は説明書のみを用意することにより、許諾商品と並行輸入品の違いを強調し、両者の識別性を強め、許諾商品の良いイメージを築くことにより、消費者が該商品が並行輸入品であるか否かを区別でき、商品の保障の違いを知ることにより、並行輸入品流通の阻止に役に立つはずである。

三、販路の管理、金利裁定の余地を下げるなど

一方、並行輸入品が流通する主な原因は利益があることにあり、各国の為替レート、生産コストが異なる等要素により「金利裁定」の余地が生まれ、企業が経営戦略で金利裁定の余地を取り除くことができれば、根本的に並行輸入の発生を阻止することができるかもしれない。このほかにも販売代理店の在庫が多すぎるため、並行輸入業者に商品を転売することにより、並行輸入品が市場に流れることとなるため、企業が販路管理をさらに強化すれば、並行輸入の流通を減少させることができる。

第三節　並行輸入を阻止する対策に関する公平交易法上の留意点

本章第二節で紹介したように、メーカー又は権利者は、明示若しくは黙示の方式で、許諾を得た販売業者又は代理店に販売地域、販売対象、販売価格を制限しているが、これらが公平交易法の関連規定に違反するかにつき、次のとおり説明する。

公平交易法第 19 条第 6 号に「次に掲げる行為の一に該当するものであって、競争を制限し、又は公正な競争を妨害するおそれがあるときは、事業者はこれを行ってはならない。6、取引相手方の事業活動を不当に拘束する条件をもって取引する行為。」と規定しており、公平交易法施行細則第 27 条 1 項に「本法第 19 条第 6 号においていう制限とは、抱合せ販売、独占取引、地域、顧客又は使用に対する制限及びその他事業活動を制限する場合をいう」、同条第 2 項に「前項制限の当否は、当事者の意図、目的、市場地位、所属市場の構造、商品の特性及び実行状況の市場競争に対する影響などを総合的に考慮して判断しなければならない。」とそれぞれ規定しており、メーカー又は権利者は、並行輸入が明文で禁止されていない前提の下、契約を以て実施許諾者実施許諾者の並行輸入行為の制限、又は販売地域、販売価格を限定することにより不当に相手方の事業活動を制限することによって、公正な競争を妨害するおそれがあるとき、公平交易法第 19 条 6 号の規定に違反する可能性がある。

一、販売地域の限定

販売地域の限定は、メーカーが販売店や代理店と使用許諾契約を締結するときに、契約に実施許諾者は特定地域でしか該商品を販売することができないと約定する事を指す。これは、メーカー又は権利者の経済的利益の実現と密接な関係があり、原則として、正当な行為と見なされる。ただし、この類の約定は市場を分割し、競争を制限する作用があるので、特許権者が許諾地域をあまりにも細分化し過ぎると、市場の競争に深刻な影響を与え、公平交易法第 19 条第 6 号の「取引相手方の事業活動を不当に拘束する」という規定に違反する可能性があり、当該条に該当するかは、当事者の意図、目的、

市場地位、所属市場の構造、商品の特性及び実行状況の市場競争に対する影響などにより総合的に判断しなければならない。

二、販売対象の限定

使用許諾契約で販売対象を限定する方式は、前述の如く、全面的転売禁止条項、特定な転売対象の排除及び独占販売の条項等を含み、様々な異なる形態がある。メーカー又は権利者は、前述の制限を行う場合に、公平交易法第19条第6号の「次に掲げる行為の一に該当するものであって、競争を制限し、又は公正な競争を妨害するおそれがあるときは、事業者はこれを行ってはならない。6、取引相手方の事業活動を不当に拘束する条件をもって取引する行為」の規定に違反する可能性があり、また、公平交易法施行細則第27条によると、抱き合わせ販売、独占取引、地域、顧客又は使用に対する制限及びその他事業活動を制限する場合、取引相手方の事業活動を不当に拘束することを構成する可能性があり、当該条に該当するかは、当事者の意図、目的、市場地位、所属市場の構造、商品の特性及び実行状況の市場競争に対する影響などにより総合的に判断しなければならない。

三、転売価格の限定

公平交易法第18条第1項に、「事業者はその取引の相手方に対し、供給した商品を第三者に転売し、又は第三者がさらに転売するときに、自由に価格を決定することを容認しなければならず、これと相反する約定がある場合、その約定は無効とする。」と定めており、故に事業者はその取引の相手方が自由に販売価格を決めることを許容すべきであり、転売価格を限定した場合、公平交易法第18条の転売価格に関する規定に違反するだけでなく、公平交易法第19条第6号に定める取引相手方の事業活動を不当に拘束する不公平競争の行為に該当する可能性がある。

第四節　結び

現在、並行輸入品に対し開放な態度を採っている台湾立法ポリシーの下、並行輸入品がメーカー又は代理店の利益を減損させる可能性があるため、企業は、新製品を多く開発するような間接的な手段をもって並行輸入品の流通を阻止すべきである。目下、よくある手段として、契約で流通地域、転売対象、転売価格を限定する等の販売通路に対し様々な制限を付けるものがあるが、公平競争妨害の行為に該当して公平交易法に違反する可能性があるか否かを検討しなければならない。また、企業自体が商品の区別性、識別性を強化し、許諾商品と並行輸入品との差異を拡大することにより、消費者が自分にとって一番有利な商品を選ばせ、実質的に並行輸入品を打撃する方法もある。企業はその商品の特性を考量し、前述対策を総合的に運用し、企業自身と消費者が Win-Win となるよう図るべきである。

第五章　並行輸入を阻止するための対処方法

並行輸入品の流通については、メーカーと販売代理業者の立場から見ると、マーケティングプランを阻害し、商品の需要と供給のバランスが崩れ、さらにはメーカーの研究開発を停滞させ、コストが増え、及び商品が売れなくなるなどの問題を招くおそれがあり、さらには消費者に混同させ、消費者が当該製品のメーカー、販売代理業者の信頼を失うことになる。また、メーカーと販売代理業者が多額のマーケティングコストを費やしたのに、並行輸入業者が「便乗」する行為は、不正競争を生じさせる可能性があるため、どのように並行輸入業者を阻止するかはメーカーと販売代理業者の重大な課題であり、本論文では第四章に企業が並行輸入行為に対し採用すべき対策を検討し、本章において、台湾の実務上の訴訟又は訴訟手続きにおいて、並行輸入行為に講じられる法律対策について検討する。

第一節　訴訟によらない対処方法

一、告発、罰金等

台湾法では、直接並行輸入を制限又は禁止する規範はなく、実質、並行輸入を制限できる規範は様々な法律にあり、例えば貿易法、薬事法、商品検験法、公平交易法等に並行輸入を制限できる関係規範がある。台湾で並行輸入品の流通を阻止する訴訟外の方法は、例えば行政機関への告発、行政機関が罰金の処罰に処するなど方法がある。

（一）貿易法

台湾の立法政策において、原則として並行輸入を禁止していないため、食品（食品添加物を含まない)、服飾、靴、化粧品、自動車・バイク等の並行輸入品の流通を禁止していない。また、台湾の専利法と商標法は何れも国際消尽論で採用しているので、当該特許権又は商標権に関わる商品が特許権者又は商標権者に合法的に販売されてから、権利者は当該商品のその後の流通を制限又は禁止することができない。したがって、合法的に販売された並行輸入品について、特許権者又は商標権者は並行輸入業者に権利侵害責任を主張することができない。反対にいうと、当該商品が前述要件に該当せず、合法的に授権販売されずに、権利者の同意を得ずに台湾に輸入された場合、特許権者と商標権者の権利侵害となる可能性がある。貿易法第 17 条第 1 項「輸出入業者は次の行為をすることができない。一、台湾又は外国の法律により保護されている知的財産権を侵害すること。」、及び第 28 条「輸出入業者は次のいずれかに該当するとき、経済部国際貿易局は警告、ニュー台湾ドル 3 万元以上、30 万元以下の罰金に処し、又は 1 ヶ月以上 1 年以下の貨物輸出入禁止処分をすることができる。六、第 17 条の各号に定めたいずれの行為があるとき。」との規定により、経済部国際貿易局が当該規定に違反したものに対して、罰金刑、一定期間以内貨物輸出入の禁止処分に処することができ、情状が重大な場合、輸出入業者登録の取消ことができる。また、メーカ

一又は販売代理業者は、上述情況を発見した場合、貿易局に告発することができる。

（二）薬事法

薬物の安全性、有効性及び危険性は国民の健康に対し重大な影響があることを考量し、立法政策上、薬物に対する管制は比較的厳しい。薬品について、薬事法第39条の規定により、薬品の製造又は輸入を問わず、登録認証手続きを得て、薬品許可証を取得しなければならない。登録認証手続きを通過するためには、当該薬品の成分、仕様、性能、製造方法の要旨、認証規格と方法及び関係資料又は証書を、原文と中国語のラベル、原文と中国語の効能書き及び見本と共に提供しなければならない。ただこれらの資料は薬品メーカーから取得しなければならないので、実際、メーカーの授権を得ずに薬品を並行輸入するケースは少ない。また、薬事法第22条2号には、「本法にいう「禁制薬」とは、次の各号のいずれかに該当する薬品をいう。二、許可を受けずに勝手に輸入した薬品。ただし、旅客又は交通手段の服務人員が携帯し輸入した個人用薬品は、この限りではない。」と定められたため、登録認証手続きを行わず、勝手に輸入した薬品について、個人薬品以外は、商業用の並行輸入薬品と見なし、禁制薬と称する。地方衛生主務機関は、禁制薬の疑いがある薬品を発見した場合、その場で差押え、且つ見本を抜き取ることができる（薬事法第77条1項）。

調査又は検証試験を経て、禁制薬と判定されたものは、禁制薬の製造又は輸入を行った者につき、許可証を発行した原機関は、その全ての製造、輸入許可証、工場登記証及び営業許可証を取り消さなければならない。禁制薬を販売した者は、地方主務機関は、新聞掲載により、その商号、住所、代表人氏名、薬物名称及び犯行の情状を公告する（同法第78条1、2項）。発見押収したニセ薬又は禁制薬は、没収し焼却し（同法第79条）、その製造又は輸入した業者は、直ちに医療機構、薬局及び薬商に通知するものとし、且つ所定の期限内に市販品を回収しなければならない（同法第80条1項2号）。薬品登録認証規定に違反した者について、行政機関はニュー台湾ドル3万元以上、15万元以下の罰金に処することができる（同法第92条1項）。薬品の代

理業者又は販売代理業者は、禁制薬の疑いがある物品を発見した場合、主務機関に告発することができ、主務機関は禁制薬の摘発又は発見押収を奨励しなければならない（同第81条）。医療機器について、医療器材の製造、輸入は、中央衛生主務官庁に対し検査登録を申請しなければならず、許可を得ていない医療機器を輸入、販売した者は、前述のとおり全ての許可証明、登録証明を廃止し、且つ医療機器を廃棄し、及び罰金等行政処罰に処する。メーカー又は販売代理業者は、許可を得ず、輸入要件に符合しない薬品又は医療機器を発見した場合、衛生主務機関へ摘発することができる。

（三）商品検験法

商品検験法第 6 条の前段に「検査を受けるべき商品が、検査規定に符合しないとき、工場から搬出又は輸出入することができない。」と規定され、商品検験法第 60 条第 1 項 1 号に「検査を受けるべき商品の検査の申請義務人に次のいずれかに一つがある場合、ニュー台湾ドル 20 万元以上 200 万元以下の罰金に処する。一、第 6 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に違反し、検査規定に符合しない商品を工場から搬出、輸出入若しくは市場に進出した場合」と規定されているため、並行輸入業者は商品検験法の規定に符合しない模倣品を混ぜて販売、又は勝手にメーカーが廃棄した劣質品を輸入し商品検験法の規定に違反した場合、主務機関に告発することができる。

（四）電信法

電信法第 49 条 1 項の前段に「国家安全を保障し、電波秩序を維持するため、電気通信規制端末機器の製造、輸入、設置又は所有する者は、交通部の許可を得なければならない」と規定しており、詳細は電信管制射頻器材管理弁法に定められ、許可を得ずに勝手に電気通信規制端末機器を輸入した場合、電信法第 65 条 8 号「次のいずれかに該当する場合は、ニュー台湾ドル 10 万元以上 50 万元以下の罰金に処する。八、第 49 条第 1 項の規定に違反し、許可を得ずに勝手に電気通信規制端末機器を製造若しくは輸入し、又はその製造又は輸入した電気通信規制端末機器の型番及び数量を報告していない者」との規定により、主務官庁は罰金に処することができる。並行輸入業者

がメーカー又は販売代理業者、上述の規定に違反していることを発見した場合は、主務官庁に告発することができる。

（五）植物種苗法

植物種苗法第 52 条第 1 項に「中央主務官庁の許可を得ずに、遺伝子組換え植物を輸入又は輸出してはならない。その許可方法は、中央主務官庁が定める。」と規定されている。台湾法では、遺伝子組換え植物の輸入を管制しているので、並行輸入業者が許可を得ずに遺伝子組換え植物を輸入した場合、植物種苗法第 54 条に「次のいずれかに該当する場合は、ニュー台湾ドル 100 万元以上 500 万元以下の罰金に処する。一、第 52 条第 1 項により定めた許可方法の強制規定に違反して輸入又は輸出した」という規定があり、主務官庁は罰金に処することができ、権利者の許可を得ていない並行輸入行為を発見したときも、告発することができる。

（六）公平交易法

企業が並行輸入業者を対抗する対策として、授権代理商品及び並行輸入品の違いを強調することができる。例えばアフターサービスの有無、商品設計の差異等、授権代理商品を購入する長所及び並行輸入品を購入するリスクを消費者に宣伝する。このとき並行輸入業者が故意に消費者にその商品の出所、当該並行輸入品は授権代理商品である、又は授権代理商品と同じサービスを取得することができると誤解させた場合、「虚偽不実の記載又は広告」に該当するおそれがあり、公平交易法第 21 条「事業者は、商品若しくはその広告、若しくはその他公衆に知らせる方法で、商品の価格、数量、品質、内容、製造方法、製造日時、使用期限（賞味期限）、使用方法、用途、原産地、製造者、製造地、加工者、加工地等について、虚偽不実若しくは錯誤を招く表示又は表徴をしてはならない。」の規定に違反する。また、並行輸入業者に「便乗」行為又は商品出所の誤解を招く等行為があるとき、公平交易法第 24 条「その他取引秩序に影響する欺罔又は著しく公正さに欠ける行為」との規定に違反するおそれがある。公平交易法第 24 条の規定を構成するかについては、当事者の意図、市場地位、所属市場の構造、商品特性、及び履行

情況を総合的に、個別判断しなければならない。

公平交易法に違反した場合は、公平交易法第 41 条「公平取引委員会は本法規定に違反した事業者に対して、期限を定めてその行為の停止、改善又はその是正に必要な措置を命じ、並びにニュー台湾ドル 5 万元以上、2500 万元以下の過料を科すことができる。期限を超えても、なおその行為を停止、改善せず、又は必要な是正措置を講じなかったときは、引き続きその行為の停止、改善又は必要な是正措置を命じることができ、またその行為が停止若しくは改善され、又は必要な是正措置が講じられるまで、回数に応じて連続してニュー台湾ドル 10 万元以上、5000 万元以下の過料を科すことができる。」との規定により、公平取引委員会は並行輸入業者に対し、その行為の停止、改善又はその是正に必要な措置を命じることができ、且つ過料を科すことができる。

二、警告状、積極的な授権交渉等

上述規定に違反した並行輸入業者に対し、関係行政主務官庁に告発する以外、が並行輸入業者に対して、企業がその著作権、特許権、商標権を侵害するおそれがあると発見した場合、侵害のおそれがあるメーカー、輸入業者又は代理業者に侵害の排除を請求し、係る違法行為をやめるよう求めることができ、さらには警告状を発行することもできる。

一方、メーカーがまだ台湾で販売していない商品を並行輸入業者が並行輸入した場合、メーカーは当該並行輸入業者と交渉し、授権事項を検討し、並行輸入業者がメーカーとの協力に同意した場合、これも解決策の一つとなる。

第二節　訴訟による対処方法

メーカーはその権利が侵害されたとき、訴訟でその権利を主張することができる。訴訟の類型は民事訴訟、刑事訴訟及び民事訴訟がある。

一、民事訴訟

（一）特許、商標

並行輸入業者が並行輸入品を販売するときには、収益を上げるため、模倣品を混入して販売する情況はよくある。メーカー又は販売代理業者がこの情況を発見した場合、当該並行輸入業者に当該模倣品が権利を侵害した類型により商標権又は特許権侵害の訴訟を提起することができる。また、台湾法では、商標及び特許に対し国際消尽原則を採用しているため、係争商標又は特許を使用した商品は、国際権利消尽原則の要件に符合せずに（製造地又はその他地域で第一回の合法授権販売を行う）、直接台湾に並行輸入した場合、商標権者又は特許権者の権利を侵害することになる。

商標法第 61 条第 1 項には、「商標権者はその商標権を侵害したものに対し、損害賠償を請求することができ、且つその侵害の排除を請求することができる。侵害のおそれがあるときは、その防止を請求することができる。」と規定されており、同条第 3 項には、「商標権者が第 1 項の規定により請求を行うときは、商標権侵害に係わる物品又は侵害行為に用いられた原料又は器具に対し、廃棄又はその他の必要な処置を請求することができる。」と規定されているため、商標権者はその商標権を侵害した者に対し損害賠償及び侵害排除を主張することができ、これは模倣品を混入して販売し、又はその販売する並行輸入品が「第一回合法授権販売」の要件を具えない並行輸入業者に対する対処方法の一つである。また、特許権の部分について、専利法第 84 条第 1 項、「特許権が侵害されたときは、特許権者は損害賠償を請求し、並びにその侵害を排除することができる。侵害のおそれがあるときは、その防止を請求することができる。」（実用新案と意匠はそれぞれ同法第 108 条

及び第 129 条により準用する）との規定により特許権侵害者に損害賠償を請求することもできる。

（二）公平交易法

並行輸入業者が虚偽不実な記載若しくは広告、「便乗」行為又は商品出所の誤解を招く等行為があるとき、公平交易法第 21 条又は第 24 条の関係規定（本章第一（四）を参照）に違反するおそれがあり、公平交易法第 30 条に「事業者が本法の規定に違反し、他人の権益を侵害した場合、被害者はそれを排除することを請求することができる。また侵害のおそれがあるときは、その防止を併せて請求することもできる」、同法第 31 条に「事業者が本法の規定に違反し、他人の権益を侵害した場合は、損害賠償の責任を負わなければならない」との各規定に基づき、メーカー又は販売代理店は並行輸入業者に民事権利侵害訴訟を提起し、並行輸入業者にその侵害を防止又は排除することを請求することができ、且つ損害賠償を請求することができる。

（三）著作権法

著作権法第 87 条第 4 号の規定からも分かるように、台湾では著作権に対し国内消尽原則を採用し、著作権商品の並行輸入を禁止しているため、著作権者は並行輸入業者がその授権を同意せず、当該著作原本又は複製物を輸入した場合、著作権法第 84 条「著作権者又は出版権者は、その権利を侵害した者に対し、その侵害の排除を請求することができる。侵害のおそれがあるときは、その防止を請求することができる。」との規定により、並行輸入業者に民事権利侵害訴訟を提起することができる。

二、刑事訴訟

（一）薬事法

並行輸入の薬品、医療機器が登録認証手続を経て許可証明を取得していない場合、上述行政機関に没収焼却、罰金、許可証明の取消し、業務の停止を命じられる等の行政処罰に処される以外、薬事法第82条第1項には「偽薬又は禁制薬を製造又は輸入した者は、10年以下の懲役に処し、ニュー台湾ドル

1,000万元の罰金を併科することができる。」、第2項には「前項の罪に犯し、これにより人を死にいたらしめた者は無期懲役、又は10年以上の懲役に処する。人に重傷を負わせた者は7年以上の懲役に処する。」、第3項には「過失により第1項の罪を犯した者は、3年以下の懲役、拘留又はニュー台湾ドル50万元以下の罰金に処する。」と定められている。医療機器の部分について、薬事法第84条第1項には、「許可なく独断で医療器材を製造又は輸入した者は、3年以下の懲役に処し、ニュー台湾ドル10万元以下の罰金を併科することができる。」と定めており、過失により前項の罪を犯した者は、6ヶ月以下の懲役、拘留又は台湾元3万元以下の罰金に処する。

（二）著作権法

台湾の著作権法では、国内消尽原則を採用しているので、真正品の並行輸入を禁止しており、違反した者は著作権法第 91 条の 1 第 1 項、「無断で複製することにより他人の著作財産権を侵害した者は、3 年以下の懲役若しくは拘留に処し、又は新台湾ドル 50 万元を科し、又はこれを併科する。」との規定により刑事責任を科される。

（三）商標法

真正品の並行輸入は原則として商標権の侵害を構成しないが、並行輸入業者は収益を上げるため、模倣品を並行輸入品に混入したとき、当該模倣品は商標権侵害の問題が生じ、商標法第 81 条の規定により、三年以下の懲役、拘留、又は 20 万元以下の罰金を科し又は併科する。模倣品であることを明らかに知りながら販売し、販売の意図をもって陳列し、輸出又は輸入したものは、一年以下の懲役、拘留、又は 5 万元以下の罰金を科し又は併科する。

第三節　結び

商業の流通を促進するため、並行輸入を開放した立法政策の下、台湾の法律では現在著作権法以外に直接に並行輸入を制限する規定はないが、実務に、製品の種類により関係規定が並行輸入を制限する可能性があり、例えば薬品及び医療機器、植物の輸入などである。また、実際、不正並行輸入業者が模倣品を混入し真正品と称して並行輸入し、消費者にそれは代理業者のものであると誤認させ、権利者のメーカー及び販売代理業者などの信用・名声を侵害した案例が多く見られる。並行輸入がメーカーと販売代理業者の権益を侵害した態様は非常に多く、メーカーと販売代理業者は実際の状況により、上述した法律のどの対策を採るかを考量することができる。

第六章　台湾当局による並行輸入に対する見解

並行輸入に関する法的問題の裁判所及び公平交易委員会の見解を以下にまとめる。

第一節　裁判所による見解

一、専利法：専利法は国際消尽原則を採用し、並行輸入を禁止しない。

最高裁判所 98 年度台上字第 597 号判決

専利法第 108 条により第 57 条第 1 項第 6 号規定を準用し、特許権者が製造した又は特許権者の承諾を得て製造した特許物品が販売されると、上掲特許物品の使用又は転売のいずれにおいても特許権の効力が及ばない。これに準じ、特許権者が自ら製造・販売した特許物品を加工後に転売することに、特許権侵害の問題はない。

二、商標法：真正品の並行輸入は商標権者の権利を侵害しない

1.　最高裁判所民事裁判 81 年台上字第 2444 号判決

真正品の並行輸入は、輸入品の品質が台湾の商標権者が販売する同一商品と同じであり、且つ消費者を欺瞞し、混同誤認を招くおそれがないので、台湾の商標権者の営業上の名声・信用及び消費者の利益の何れも損なうことなく、さらに、台湾の商標権者による国内市場独占、商品価格支配を防ぐことができるため、価格競争を促進し、消費者に同一商品を購入時に選択を与え、自由競争の利益を享受させることができ、商標法の目的に反しないので、この範囲内では商標権の侵害を構成しないと認めるべきである。

2.　最高裁判所刑事 82 年台上字第 5380 号判決

『真正品の並行輸入』を行う輸入業者が、商標権者の生産販売した商標図形の付された真正品に加工、改造又は変更することなく、輸入した

状態で販売した場合、商品の出所が合法であるため、商標権者や商標権者から使用許諾を受けた者の信用・名声を損害することがなく、また、市場独占を防ぎ、同一商品の自由価格競争化を促進することができるため、消費者も合理的な価格で商品を購入する利益を享受でき、商標法の立法目的に反しない範囲において、商標権者の同意を得て為した行為として認めるべきであり、さらに、単純な商品の説明を表示し、同一の商標図形を当該商品の広告宣伝物等同類の書類に付すことができる。逆に、工場出荷状態で販売せずに無断で加工、改造又は変更した上で同一の商標図形を当該商品に付した、又は当該商標図形を商品の広告宣伝物等同類の書類に付して陳列・頒布した結果、消費者をして、それが商標権者又は商標権者から使用許諾を受けた者、指定代理店・販売店と混同誤認せしめるに足る場合は、当然悪意により他人の商標を使用する行為に属し、明らかに他人の商標権を侵害する犯意があるので、その犯罪実情により、商標法の刑罰規定を適用し刑を論ずるべきである。」

3. 台湾高等裁判所刑事判決 97 年上更（一）字第 30 号判決

上掲商標法違反の罪は、商標を模倣する商品を規律対象としている。もし販売する商品が、いわゆる「水貨」（国外で合法的に生産された真正品）である場合、真正品の並行輸入は、輸入品の品質が台湾の商標権者が販売する商品と同一であり、且つ消費者を欺瞞し、混同誤認を招くおそれがないので、台湾の商標権者の営業上の名声・信用及び消費者の利益の何れも損なうことなく、さらに、台湾の商標権者による国内市場独占、商品価格支配を防ぐことができるため、価格競争を促進し、消費者に同一商品を購入時に選択を与え、自由競争の利益を享受させることができ、商標法の目的に反しないので、この範囲内では商標権の侵害を構成しないと認めるべきである。つまり、当該罪責により罪をとがめる余地がない。

三、著作権法

（一）操作マニュアルにも著作権がある

1. 最高裁判所刑事 90 年台上字第 3261 号判決

中国語の操作マニュアルは、告訴人たる松下資訊科技股份有限公司が松下通訊工業英国有限公司から承諾を受け、松下通訊工業英国有限公司の著作物である英文の操作マニュアルを翻訳した改作・創作であり、松下資訊科技股份公司が単独著作権を享有する言語の著作物である…

2. 台湾高等裁判所 93 年度上更（二）字第 333 号判決

さらに、第 87 条の 1 第 1 項第 5 号の「貨物、機器又は設備に付随する取扱説明書又は操作マニュアルが、貨物、機器又は設備の合法的輸入と共に輸入された場合。ただ取扱説明書又は操作マニュアルを主な輸入品とした場合は、この限りではない」の規定により、『貨物、機器又は設備の合法的輸入と共に輸入され』且つ『貨物、機器又は設備に付随する取扱説明書又は操作マニュアルである』場合のみに限って、同法第八十七条第四号規定の適用がなく、単に貨物、機器又は設備に付随する取扱説明書又は操作マニュアルが著作権法によって保護される範囲ではないと認めるわけではない。

（二）著作権法は真正品並行輸入を禁止する

高等裁判所刑事 84 年上易字第 4205 号判決

調査によると、被告は著作権者に無断で該 DVD を複製したわけではなく、海外から該 DVD を並行輸入したのである。ただ、著作権法第 87 条第 4 号に、「著作財産権者の同意を得ないで著作物の原作品若しくはその複製物を輸入したとき、この法律に別段の定めがある場合を除き、著作権又は製版権を侵害したものとみなす」と定めており、そして、いわゆるこの法律に別段の定めがある場合とは、著作権法第 60 条で定めた事情を含まない合理的に利用する範囲を指しているので、被告が営利を意図して無断に賃貸したのは、当然法律上許されない。

四、薬事法

（一）許可を経ることなく無断に輸入した薬品は「禁制薬」となる。

1. 台湾高等裁判所 99 年上訴字第 2008 号判決

許可を経ることなく無断に輸入した薬品は薬事法に言う「禁制薬」であると薬事法第 22 条第 1 項第 2 号前段落で明文で定めている。また、薬事法第 22 条第 2 号に言う許可を経ることなく無断に輸入した薬品とは、該薬品は中央衛生主務官庁が薬事法第 39 条の規定により許可して許可証の発行交付を受けていないものを指し、それは薬事法施行細則第 6 条でも明文で定めている。確認したところ、被告が犯したのは、薬事法第 83 条第 1 項の禁制薬販売罪である。

2. 台湾高等裁判所刑事 97 年上更（一）字第 30 号判決

包装外箱に「Viagra」という文字が表示された「缶入り」薬品の外包装と薬品効能書きは、何れも台湾輝瑞大薬廠股份有限公司（以下、台湾輝瑞公司という）が輸入を申請した（許可証番号：1999 年 1 月 30 日付け衛署薬輸字第 022383 号）「アルミニウム箱入り」バイアグラ錠と異なり、一般に言う「水貨」であり、薬品主務官庁から輸入販売の許可を得ていない禁制薬である。

五、公平交易法

（一）真正品の並行輸入は、公平交易法第 24 条にいう取引秩序に影響するに足りる欺罔又は著しく公正さを欠くことを構成しない

知的財産裁判所 98 年民公訴字第 2 号判決

事業の行為が欺罔又は著しく公正さを欠くことなく、市場の効能競争をも妨害しない場合、公平交易法第 24 条の適用がない。調べると、被告は確かに証一と同じ CANUS 商品を販売していたが、その製造及び商品に貼ってあるラベルに表示された品名は「CANUS　山羊奶泡澡精華液」であり、容量、用途、使い方、保存方法等の表示の内容は何れも証一のラベルとは異なり、甚だしくは、被告は通販カタログで前述商品を販売するには何れも「真正品の並行輸入」と明記していることから、被告に積極的に原告の広告又は信用・名声を利用してその努力した成果を搾取する行為がないことを証明するので、被告が公平交易法第 24 条

の規定に違反したと原告が主張したことは、採用できない。

（二）真正品の並行輸入は、公平交易法第 24 条にいう取引秩序に影響するに足りる欺罔又は著しく公正さを欠くことを構成する

最高行政裁判所 86 年判字第 2745 号判決

係争広告は原告の販路販売店の体系を宣伝するものであり、台湾区域における一般消費者及び会社の買付バイヤーをして、原告が該スイス業者のスイスアーミーナイフの台湾「総代理」であり、元々の並行輸入販売代理店たる生明公司を原告の北区販売代理業者として誤認せしめ、原告が掲載した係争広告は虚偽不実であるだけでなく、誤解を招くおそれがあり、且つ非難性があるので、「他人を誤認せしめる」非難性はないと原告が主張したのは、当然信用し難い。

（三）代理業者は商標権侵害があると疑った場合、刑事告訴を提起することができ、公平交易法第 24 条にいう取引秩序に影響するに足りる欺罔又は著しく公正さを欠くことに違反しない。

高等裁判所民事裁判 94 年重上字第 251 号判決

被上訴人は NIKE 商標の独占販売権を有する台湾における代理業者であり、自ら証拠を調べ、上訴人にその商標権を侵害する嫌疑があると合理的に疑っているが、上訴人乙〇〇は直ちに販売しているものが並行輸入された真正品であると確認できないので、被上訴人が合法の基礎で刑事告訴を提出したと認めるべきである。また、並行輸入の真正品を販売する業者は、独占販売権を有する代理業者と販売上の利益衝突があるので、並行輸入の真正品を販売すること自体は商標法に違反しないものの、販売時に並行輸入品であることを表示せずに、輸入のインボイス及び発票等関係資料を保有している場合、独占販売権を有する代理業者から権利を主張される法律上のリスクがあり、双方の利益を評価した上、被上訴人が刑事告訴権を行使する目的は、上訴人の経営上信用・名誉を損害することであると認めることができないはずである。

第二節　公平交易委員会による見解

（公平交易法第 20 条、第 21 条、第 24 条等）

一、公平交易委員会 81 年 4 月 22 日付け公研釈字第 3 号解釈

一、真正品並行輸入の構成要件は模倣品に該当しないため、公平交易法第 20 条の規定に違反しない。二、真正品の並行輸入は公平交易法第 21 条の規定に違反するか否かは、並行輸入者の行為事実が故意に消費者大衆をしてその商品の出所を混同誤認せしめたか否かを判断しなければならない。三、貿易業者が、外国から既に原メーカーが代理業者に授権した商品を輸入又はメーカーが授権生産した商品を輸入した時に、国内代理業者が大量なマーケティングコスト又は費用を投入して商品を消費者が認識するようになったのを、貿易業者が当該商品の内容、出所、輸入業者名、及び住所等事項につき、積極的に代理業者が輸入販売している商品であると誤認させた場合、故意に基づく「便乗」行為であり、公平交易法第 24 条に定める「欺罔」又は「明らかに公正を失う」という行為を構成する。

二、公平交易委員会（85）公処字 130 号処分書

被処分者は、端強実業股份有限公司が規定する品質に達せず市場流通について同意していない粉ミルクを国内に輸入して販売し、被処分者は既に当該粉ミルク缶に、その会社名称を貿易業者が自ら輸入等と記載しているが、粉ミルク缶には端強実業股份有限公司の『安琪兒』商標が保留されているため、端強実業股份有限公司の信用・名声二便乗した事情があり、取引秩序を影響する明らかに公正を失う行為に属し、公平交易法第 24 条の規定に違反する…

三、公平交易委員会（88）公処字第 025 号処分書

被処分者が競争相手の取引相手に警告書簡を発行し、その商標権を過大、拡張し、競争相手が非法でその商標権を侵害したと不実な暗示をし、取引秩序を影響する欺罔と明らかに公正を失うに足る行為であるので、公平交易法

第 24 条の規定に違反する。

四、公平交易委員会（87）公処字第 087 号処分書

一、被処分者が小学校の参考書を販売した時に、取引相手の転売価格を制限した場合、公平交易法第 18 条第 1 項の規定に違反する。被処分者が小学校の参考書を販売した時に、正当な理由はなく、異なる交易相手の商品提供方法につき差別待遇行為をし、公正競争を妨害するおそれがある場合、公平交易法第 19 条第 2 号の規定に違反する。三、被処分者が約定した転売価格に違反した者に対し取引の拒否、罰金等措置をし、及び取引相手に「販売代理地域を制限する」行為をし、不正で取引相対人の事業活動を制限して取引を行い、公正競争を妨害するおそれがある場合、公平交易法第 19 条第 6 号の規定に違反する。

第三節　結び

上述実務見解からも分かるように、並行輸入を開放するのかとの立場から見ると、台湾の法律では著作権、薬物以外、真正品の並行輸入行為を許可している。ただ並行輸入行為は、例えば消費者をして、並行輸入業者は正規代理業者であると誤解させる、又はその他の故意による「便乗」行為があるか等の具体的な事実により判断する必要が有り、やはり公平交易法に違反する可能性がある。なお、どのように並行輸入を制限するのかとの立場から見ると、企業が並行輸入を減少させたいがために販売地域、販売対象などを制限する方法により競争を制限し、公平交易法の不正な方法で公正競争を制限又は妨害する規定に違反するおそれはあるか否かを留意しなければならない。

本章には別途商品使用説明書の属性、企業が並行輸入業者に対し訴訟の提起又は警告書簡を発行するときに、法律に違反しているのかについて、実務見解を整理したので、参照されたい。

第七章　並行輸入の関連事例及びその法律対策

問題①：並行輸入の特許商品を改造後に販売している場合、特許権者はその改造販売者に特許権侵害を主張することができるのか？

特許権者の特許製品を並行輸入し、そしてその特許製品を改造、又は特許製品の使用後に複製し、改めて販売するという方式は、並行輸入の態様の一つである。この類の並行輸入された特許製品を改造する行為は、特許権が消尽したか否かという問題に関わる。

権利の消尽論とは、特許製品が特許権者又はその許諾を得た人（通常は実施許諾者)によって、取引のために市場に提供された場合、その法律で保護された流通・取引権能が満たされたので、権利者は該製品の市場流通を制御できず、これによりいかなる第三者に対し権利を主張してはならないことを指す。例えば、出版者が著作者から発行の許諾を得て、書籍を作成し、流通業者に売却する場合、著作者又は出版社は、著作権により流通業者又は購入した消費者の再度販売、贈与の行為に対し、同意を得ずに書籍の取引をしてはならないと主張することができない。この理論は、無体財産権と有体財産権（物権）が結合した場合に、両権利の間でバランスをどう取ればいいのか、当該有体物の使用、収益、処分は無形の知的財産権の権利者、又は、有形の財産権（物権）所有権者が決めるべきなのかという問題を解決するため生まれた。

専利法第 57 条第 1 項第 6 号に「特許権の効力は次の各号に及ばない。六、特許権者が製造し、又はその同意を得て製造された特許物品の販売後、当該物品を使用、又は再販売したとき。上記の製造、販売行為は国内に限らない」と規定している。よって、特許権者が製造し、又はその同意を得た上で製造された特許製品が販売後に、特許権者の権利が消尽したので、特許権者は当該製品の流通を制御してはならない。権利消尽に限界があるか否かについて、米国法及び日本法では様々な角度から議論しており、例えば、米国司法実務には、いわゆる「修

理及び再構成の原則」[9]があり、権利消尽理論を限定縮小し、「合法的な特許製品の修理行為」と「合法的でない特許製品の再構成行為」に分け、前者は特許権侵害を構成しない、すなわち権利者の特許権の効力が及ばず、後者は特許権侵害を構成し、権利消尽原則の適用がない。台湾法の実務では、目下権利消尽の範囲に限界があるか、その限界の基準は何かについての明確な見解がないものの、学説では、外国の学説を引用し、専利法第 57 条第 1 項第 6 号の適用に制約条件を付けるべきであると認めている。

台湾法の実務では、目下権利消尽範囲の限界についての明確な見解がないものの、具体例を見れば裁判所の見解がわかる。知的財産裁判所 97 年民専上字 7 号判決の「彬騰社が丙〇〇に売却した 1,500 セットの「気動主機」は係争登録された実用新案の本体であり、彬騰社の該「気動主機」(すなわち本体部分)に対する権利は確かに販売により消尽し、竣稜社は該「気動主機」を単独で販売又は使用することができる。ただ、本件竣稜社は、該気動主機の本体及び管路に竣稜社のシールを貼り、その本体、管路及び接触式圧力センサを組み合わせ、巻き取り式シャッターの保護装置として建築坊社に販売しており、そして該装置の技術的内容は係争特許の特許請求の範囲の技術的特徴と同一であることが鑑定からわかり、係争実用新案登録の登録範囲に入っており、しかも前述を如く、係争実用新案はなお新規性及び進歩性という特許要件を満たす。よって、竣稜社が販売した上記の「気動主機」の本体、管路及び接触式圧力センサを組み合わせた全体装置は、やはり彬騰社の実用新案権を侵害しており、気動主機を彬騰社から購入した、又は管路、接触式圧力センサは従来技術を利用して製作したこと

[9]沈宗倫、権利消尽原則から合法的な特許製品の使用限界を論じる：特許製品の組み立てと修復を中心に、台大法学論叢、第 39 巻第 1 期、305 頁以下にある、「アメリカ連邦裁判所は、特許製品自体が既に「消尽」した状態におけるとき、第三者の特許製品機能を回復するための修復行為は、まさに原特許請求内容の再実現と同じ、特許権者の同意を得ていない場合、該修復行為が不法の「再構成行為」となり、その逆の場合、合法的な修理行為となると認めた、Aro Mfg Co. v. Convertible Top Replacement Co.,365 U.S. 366(1961)」という内容を引用した。

をもって、竣稜社の前述装置の販売は特許権を侵害していないと述べることができない。」という内容から、当該購入した特許製品を改造後して再販売する行為は、特許権侵害行為を構成する可能性があることを示している。これに対し、最高裁判所 99 年台上字 1467 号民事判決では、「同法 108 条により第 57 条第 1 項第 6 号の規定を準用し、特許権者が製造した、又はその同意を得た上で製造された特許製品が販売後に、前述特許製品の使用又は改めて販売することは、特許権の効力が及ばない。**これに準じ、特許権者が自ら製造販売した特許製品を変更後に改めて販売するのは、特許権侵害という問題が生じない**」と反対の見解を示している。

前述をまとめると、目下、権利消尽の限界がどこまでか、既に市場で販売・流通された特許製品を改造する行為は特許権侵害を構成するかに対する台湾法の実務見解は増えつつあり、具体例の事情によって判断しなければならない。

問題②：並行輸入の商標商品を改造後に販売している場合、商標は変更されていなくても、商標権者はその改造販売者に、商標権侵害及び刑法の詐欺罪を主張することができるのか？

並行輸入の商標商品は、出所が正当であるため、商標権者又はその実施許諾者の信用や名誉に損害を与えることがなく、台湾法では、商標権侵害を構成しないと認められている。

ただし、並行輸入された商品を改造、加工又は変更してから販売した場合、商標権侵害及び刑法上の詐欺罪を構成する可能性がある。具体的な例では、某業者がメーカーの商標が付されている「〇〇牌」バイク用エンジンのオイル缶を購入し、「〇〇牌」バイク用エンジンのオイル缶を偽って、廃棄オイルを充填し、同価格で販売して利益を得た。最高裁判所 80（1991）年度第 1 次刑事廷会議は、このような事情につき、「甲は真正品のバイク用エンジンオイルカンに廃棄オイルを装入し、利益を得る意図により真正品として販売した行為は、**詐欺罪を構成するほか、たとえ商標を模倣していないとしても、当該商標を使用**

する権利がないにも関わらず使用したため、明らかに他人の商標専用権を侵害し、別途商標法第 62 条第 1 号の罪が成立するはずであり、2 つの罪の間に手段、結果の牽連関係があり、最も重い刑により処断すべきである」という見解を示した。

よって、真正品が並行輸入された後に、販売業者によって改造、加工又は変更された場合、商標権侵害のおそれがあるだけでなく、刑法上の詐欺罪を構成する可能性もある。

問題②-1：包装替えや詰め替えが行われた場合、並行輸入の問題があるか？

包装替えした商品に権利者の知的財産権が使われている場合、輸入された商品又は中身が真正品であり、品質が真正品と変わらなくても、並行輸入の問題が生じる。また、実務では、並行輸入した真正品は、原包装のまま販売すべきであり、輸入者が自ら加工、改造又は変更したものに同一の商標図形を表彰、又は当該商標図形を広告等同類の書類に付して陳列又は配布し、消費者に商標権者又は使用許諾を得た者、指定代理業者、販売店と誤認混同させるに足りる場合、商標権侵害とみなすべきであると認めている。

内容物の詰め替えは、商品又は中身が真正品でないため、商標権侵害に関係する問題であり、並行輸入とは関係がない。

台湾の通説では、このように真正品を偽って利益を図る行為は、刑法上の詐欺罪を構成するほか、例え真正品の包装をそのまま使用し、商標を模倣していなくとも、該商標の使用許諾を得ていないので、該商標を使用する権利がないのに使用したため、明らかに他人の商標専用権を侵害し、商標法の規定に違反すると認めている。

問題②-2：中国で製造された商品を部分品に分解し、台湾へ並行輸入してからまた組立てた場合、並行輸入の問題があるか？

台湾では、中国からの輸入商品に特別な制限が設けられており、「台湾地区と大陸地区貿易許可弁法」第 7 条第 1 項第 1 号の「中国物品は、次の各号規定に該当する場合を除き、台湾へ輸入することができない。

一、主務官庁の公告により輸入を許可した品目及び条件付き物品。」、第 8 条第 1 項第 1 号、第 2 号の「主務官庁の前条第 1 項第 1 号公告により輸入を許可した中国物品は、次の条件に合致するときに限る。一、国家安全に危害を与えない。二、関連産業に重大な悪影響を与えない」という規定により、中国物品の台湾への輸入は、主務官庁経済部の公告により輸入が許可された項目及び条件付き物品に限る。現在、中国物品の輸入管理は、「中華民国輸出入貨物分類表」及び「大陸物品条件付輸入許可項目・輸入管理法規彙総表」により処理する。国際貿易局「中華民国輸出入貨物分類表」[10]及び「貨品輸出入規定検索」[11]のシステムを参照すれば、目下中国が製造したバイク完成品はタンク容量を問わず、一切輸入禁止であることがわかる。ただ、バイク部品の場合、原則として輸入することができるので、並行輸入業者が中国で製造されたバイクを部分品に分解し、台湾へ並行輸入してからまた組立ててから販売する可能性が生じる。

商標が付された商品を部分品に分解し、台湾へ並行輸入してからまた組立てて販売する行為が商標権侵害を構成するかはなお議論がある。実務上、商標権侵害を構成するか否かは、真正品を加工、改造又は変更したのに同一商標図形を表示したか、又は当該商標図形を広告等の書類に付して陳列又は頒布し、消費者に誤認混同させる状況があるかによって判断される。よって、単に商品（例えば、二輪車）を部品に分解し、台湾へ並行輸入した後に組立てた事実だけで消費者に誤認混同させるおそれがない場合、商標権侵害を構成しないはずである。逆に、該商品を部分品に分解し、台湾へ並行輸入してからまた組立てた時に加工、改造又は変更の行為がある、又は組立てた該商品の品質が元の品質に及ばないのに、同一商標図形を表示し、当該商標図形を広告等同類の書類に付して陳列等し、消費者をして誤認混同させる場合、商標権侵害を構成するはずである。

[10] 関連ウェブサイト：http://fbfh.trade.gov.tw/rich/test/fhj/asp/FHJI010L.asp（最終アクセス期日：2011/1/20）

[11]関連ウェブサイト：http://fbfh.trade.gov.tw/rich/test/indexfh.asp（最終アクセス期日：2011/1/20）

問題②-3：並行輸入の製品を改造等する行為に違法性があるか？

真正品の並行輸入は、当該商品の出所が正当であり、商標権者又はその実施許諾者の信用や名声を毀損するおそれがないため、商標法違反とならないのである。しかし、工場出荷時のままに販売せず、放送や商品を勝手に加工、改造又は変更した商品に同一商標を表彰する場合、あるいは当該商標を商品の広告などの文書に付加し、陳列や頒布することにより、商標権者、その実施許諾者、指定した代理販売店、販売店等の商品であると消費者に混同誤認させる悪意の使用をした場合、他人の商標専用権を侵害するとして、商標法の刑罰規定により処罰され得る。

つまり、並行輸入業者が加工等をした並行輸入品に同一商標を表彰した場合、又は当該商標を商品の広告などの文書に付加等し、一般消費者が混同誤認するおそれがある場合、商標法に違反するおそれがある。

問題②-4：電源電圧の問題を解決するため、変圧器とセットで販売する行為に違法性はないか？

並行輸入品の電源電圧が、台湾の商用電圧（110V）と異なることを考慮して、変圧器とセットで販売する行為は、並行輸入品を加工等をしないため、違法性の問題は生じない。そして、商標法違反の問題も生じない。

問題③：並行輸入品である旨を十分表示せず、消費者に誤認を惹起するおそれがある場合、違法性の問題があるか？

この場合は、公平交易法に違反する可能性がある。第三章で述べたとおり、商標法は原則として並行輸入を禁止しておらず、裁判実務でも「真正品の並行輸入業者は、自らが輸入した商標権者が製造・販売

した商標図形が付される真正品に対して加工、改造又は変更を行わず、工場出荷の状態で販売するとき、商品の出所が正当であるので、商標権者等の信用や名誉を損なうことがなく、市場の独占を防ぐことで価格競争を促進し、消費者に合理的な価格で商品を購入する利益を享受させるので、商標法の立法目的に反しない範囲内においては、商標権者の同意を得て行った行為として認めるべきである」としており、消費者に誤認混同させない限り、商標法違反の問題は生じないはずである。

しかし、第三章第五節で述べたとおり、並行輸入行為が消費者に対して商品の出所を故意に誤認させる場合、公平交易法第 21 条の規定に違反し、「欺罔」又は「著しく不公平」というただ乗り行為が生じて、同法第 24 条の違反となる。つまり、並行輸入業者が並行輸入品であることを明示せず、商品の出所や内容、業者名称や住所を明示せず、消費者に対して当該商品が代理店等が輸入した商品と故意に誤認させる場合は、公平交易法違反となる可能性がある。

問題③-1：ネット販売やカタログ販売において、掲載情報と異なる製品の提供、一部に模倣品が混在する場合やメーカーや正規代理店等の関連会社であると誤認又は混同させる宣伝があった場合、違法性の問題があるか？

並行輸入業者が並行輸入品の販売に際し、模倣品を混入して販売して利益を得ことがあるが、これは商標法に違反し、商標権侵害となる問題があり、模倣品を真正品と偽って販売する行為は、消費者に誤認混同させるため公平交易法第 20 条及び第 24 条に違反するおそれがある。また、並行輸入業者の広告が当該商品の台湾における総代理店等であると消費者に故意に誤認させる場合、公平交易法第 21 条の不実広告、及び第 24 条の「欺罔」又は「著しく不公平」行為を構成する可能性がある。

問題④：代理商又は販売店の広告を盗用する場合、違法性の問題があるか？

代理商や販売店が商品を販売するために作成する商品販促広告を、並行輸入業者が同意なく盗用して並行輸入品を販売したり、商品比較に広告を盗用して類似品を販売することがある。広告を盗用する行為は、著作権侵害を構成する可能性があり、著作権法第 91 条第 1 項により「無断で複製することにより他人の著作財産権を侵害した者は、3 年以下の懲役若しくは拘留に処し、又は新台湾ドル 75 万元以下の罰金を科す、又はこれを併科する」。また、商品類型ごとの制限により広告行為には異なる法的制限が設けられている。

薬事法第 65 条には「薬商でない者は薬物広告を行ってはならない」とあり、薬商でない並行輸入業者が、代理店又は販売店の薬物広告を盗用する広告行為は同法第 65 条にも違反し、同法第 97 条によりニュー台湾ドル 20 万元以上、500 万元以下の過料が処される。

また、化粧品衛生管理条例第 24 条第 2 項には「化粧品広告の掲載又は放送にあたって、メーカーは、広告文案、映像等について事前に中央衛生主管機関又は直轄市の衛生主管機関の審査・許可を申請し、放送・メディアへ許可証明書を提出しなければならない。さもなければ罰金が課せられることとなる」とあり、化粧品の広告は事前に衛生主管機関の審査・許可を経る必要があり、違反した場合は同条例第 30 条第 1 項によりニュー台湾ドル 5 万元以下の過料に処され、あるいは、許可証発行機関により営業許可証や工場設置許可証が取消されることもある。つまり、代理店等の広告を盗用したとき、同条例第 24 条の規定に違反する可能性もある。

問題⑤：正規業者が作成した取扱説明書を並行輸入業者が無断複製する場合、違法性の問題があるか？

2002 年 1 月 1 日に世界貿易機関（WTO）に加盟後、台湾においても「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定」（TRIPS）が適用されることとなった。TRIPS 協定の規定により、日本を含む全ての WTO 加盟国との間に、著作権に関する相互互恵関係が築かれたため、日本人の著作物についても、著作権法第 4 条第 2 号の規定により、台湾の

著作権法で保護されることになった。

しかしながら、正規業者が作成した取扱説明書を並行輸入業者が無断複製する行為が著作権侵害を構成するか否かについて、実務上、異なる見解が存在する。

肯定説によれば、説明書に著作性を認め著作権法上の保護を受けるべきであるとし、台湾最高裁判所 90 年度台上字第 3261 号刑事判決に「上掲中国語の取扱説明書は告訴人たる松下資訊科技股份有限公司が松下通訊工業英語有限公司からライセンスを受け、**その英語の取扱説明書を翻訳して改作した創作物であり、松下資訊科技股份有限公司が単独で著作権を享有する言語著作物である**」との判示がある。他方の否定説によれば、取扱説明書は消費者が購入した製品の操作方法を理解できるように作成したものであり、製品特性、操作手順及び操作上の注意事項の概要を説明したものにすぎず、**これら著作物が文学・科学・芸術あるいは学術の範疇に属するか否かについては検討の余地があり、そこに示す内容は作者の個別性又は独特性を表現するに足りないため、取扱説明書は著作権法により保護される著作物と認めるべきではない**とする見解がある。一例として、台湾高等裁判所 85 年度上易字第 549 号刑事判決、台湾高等裁判所 85 年度上訴字第 860 号刑事判決がある。

しかし、最近の実務では肯定説をとる傾向にあり、取扱説明書を無断複製すると、著作権侵害の可能性がある。

問題⑤-1：正規業者が提供するウェブサイトにおいて、ユーザのみを対象にダウンロードを許可しているマニュアルを、並行輸入業者が無断複製して配布する場合、違法性の問題はあるか？

この場合は、著作権に違反する可能性がある。マニュアルや操作説明書の著作権に肯定説を採用すれば、マニュアル等を複製し配布する権利は著作権者である正規業者が有し、並行輸入業者が著作権者の同意を得ずに複製や配布を意図した場合、著作権侵害の可能性がある。

問題⑥：ライセンスや輸入許可証を未取得の場合、違法性の問題があるか？

台湾の安全や国民衛生等の要素を考慮するため、法令により特定製品の輸入に規制が設けられている。例えば、薬物及び薬用化粧品（医薬部外品）の輸入は、それぞれ薬事法第 39 条、第 40 条、及び化粧品衛生管理条例第 7 条第 1 項により、薬商ライセンスや輸入許可証等を取得する必要がある。これらを未取得の場合、薬物の並行輸入業者は、薬事法第 92 条の規定によりニュー台湾ドル 3 万元以上 15 万元以下の過料に処される。薬用化粧品（医薬部外品）の並行輸入業者は、化粧品衛生管理条例第 27 条の規定により 1 年以下の懲役、拘留若しくはニュー台湾ドル 15 万元以下の罰金を科され、該当物品を没収される。

あるいは、電信管制器材の輸入は、主務官庁の許可を得て、且つ電信管制射頻器材輸入許可証を取得する必要がある（電信管制射頻器材管理弁法第 16 条）。また、これら装置の製造や輸入には、主務官庁による経営許可証の発行を受ける必要がある（電信管制射頻器材管理弁法第 5 条）。これらを取得せず無断で輸入したとき、電信法第 65 条第 9 号によりニュー台湾ドル 10 万元以上 50 万元以下の過料に処す。

問題⑦：電気機器、事務機器、輸送機器などの工業製品は、「商品検査認証標章」を貼り付けていない場合、違法性の問題があるか？

商品検験法第 3 条第 3 号の規定によると、主務官庁が指定する「農産品・工業製品・鉱物品」であれば、何れも法により検査認証を受けなければ輸入できない。また違反した場合、主務官庁に告発することができ、工業製品には電気機器（デジタルカメラ、家電製品、オーディオなど）、事務機器、輸送機器（自動車部品、自動車、二輪車など）などが含まれている。

なお、商品検験法第 6 条第 1 項により、検査を受けるべき商品が、検査に係わる規定に合致しないとき、工場から搬出、販売又は輸出入ができない。したがって、経済部標準検験局（BSMI）による検査認証に合格して国家検査認証基準に合格した商品は、必ず「商品検査認

証標章」を貼付しなければならず、貼付していない場合は過料が課される。

問題⑧：並行輸入業者が低価格申告、異なる貨物類別をもって不実申告、数量偽装、密輸出入、税関との結託など脱税の手段により、価格的な優位性を築く場合、違法性の問題があるか？

実務上、並行輸入業者が低価格申告、異なる貨物類別をもって不実の申告、数量偽装、密輸出入、税関との結託等の脱税行為により高い利益を稼ぐケースが多い。

例えば、ビデオ等の高級家電製品は贅沢品として扱われ、合計 32%の税金（輸入税 14%、貨物税 13%、法人税 5%）を納付する必要があり、正式の代理業者や販売店は並行輸入業者と競争することが難しい。

この問題に対し、海関緝私条例第 37 条第 1 項に「輸入貨物の通関申告は、次の何れか一つに該当する場合は、情状によって申告漏れした輸入税の二倍から五倍までにあたる額の過料に科す、又は貨物を没収、若しくは過料に処するともに没収することができる。一、輸入貨物の名称、数量又は重さにつき不実に申告したとき。二、輸入貨物の品質、価値又は規格につき不実に申告したとき。三、偽造、変造若しくは不実の発票又は証書を提出したとき。四、その他違法行為。」、貨物税条例第 32 条に「納税義務者が次のいずれか一つに該当する場合は、税金を追徴収するほか、追徴収する税金の二倍から三倍までの過料に処する。…十、海外から輸入した課税すべき物品につき、規定により申告しなかった場合…」との規定があり、海外から並行輸入され課税すべき貨物は、調査により貨物税及び関税の脱税があると判明された場合、関税の脱税、申告漏れは、関税法及び海関緝私条例の規定により処理する。貨物税の脱税、申告漏れは、税関が貨物税稽徴規則の関連規定により追徴課税及び処罰を科することができる。

問題⑧-1：知的財産権侵害の可能性がある商品が台湾に輸入された場合、権利者が採り得る対応策は何か。

この場合、早期に税関と協力して被疑商品の輸入や市場進出を阻止することが、権利者の権益を自営する最良の方法である。関連規定には「海関配合執行専利商標及著作権益保護措施作業要点」、「海関查扣侵害商標権物品実施弁法」、「海関查扣著作権或製版権侵害物実施弁法」などがあり、以下の説明を参照されたい。

ただし実務的には、権利者が事前に「検挙/提示進出口侵害商標権及著作権物品申請書（商標権侵害品及び著作権侵害品の輸出入の摘発又は情報提供の申請書)」を作成して税関に提出することが一般的である。この申請書に加えて、登録証書、商品種類、識別のポイント、権利の根拠、連絡先（代理人）等関連資料を税関に提供することにより、知的財産権侵害の被疑商品が発見されたとき、権利者による鑑定を経て差押えが行われる。また税関は、不定期的で真正品・模倣品の真贋鑑定方法に関する説明会を開催し、税関職員の教育訓練を実施している。

1. 「海関配合執行専利商標及著作権益保護措施作業要点」

第四点（一）に、「権利者等は、輸出入貨物は商標権侵害や著作権侵害の可能性があると思料する場合は、書面により財政部関税総局や輸出入地の関税局に対し、次の情報を提供して告発しなければならない。①権利侵害事実及び侵害物を識別できる説明。②輸出入業者の名称、貨物名、輸出入港及び日時、航空機（船舶）の名称及び便名、コンテナ番号、貨物の保管場所等の具体的な情報。③商標登録証、著作権証明書又はその他著作権を認定するに足る文書。申立ては代理人によって行われたときは、代理人の代理証明文書を別添する必要がある」と規定されている。

また、第四点（四）に、「①輸出入者が前号第 2 点に規定する期限内に、ライセンス又は権利非侵害を証明する文書を提出できなかったときは、税関は商標法第 82 条の規定により審理のため案件を移送する（副本を経済部智慧財産局に送付し告知する)。②輸出入者が前号第 2 点に規定する期限内に、ライセンス又は権利非侵害を証明する文書を提出したときは、税関は直ちに権利者等にその旨を通知する。③権利者等は、前記通知を受領した日から 3 営業日以内に、商標法第 65 条第 1 項の規

定により税関に対して事前差押えを申立て、又は裁判所に保全の申立てて、差押えの執行に静観を協力させることができる。なお、被差押人も、商標法第 65 条第 4 項の規定により税関に差押え解除の申立て、又は裁判所に保全取消の申立てをすることができる。④権利者等が前記に規定する期限内に、商標法第 65 条第 1 項の規定により税関に対する事前差押えの申立て、又は裁判所に保全の申立てをしなかったときは、当該貨物にその他の通関規定の違反がない限り、税関は代表的なサンプルを取った後に、これを通関させる。⑤権利者等が税関に差押えの申立てをした後に、税関より差押を受理した旨の通知を受領した日から 12 日以内に、商標法第 61 条の規定により押収物につき訴訟を提起し、且つその旨を税関に告知しなかったときは、税関は差押えを解除し、当該貨物にその他の通関規定の違反がない限り、代表的なサンプルを取った後にこれを通関させなければならない。なお、税関は必要に応じて前記期限を 12 日間延長することができる」と規定されている。

2. 「海関查扣侵害商標権物品実施弁法」

第 2 条に、「商標権者がその商標権を侵害する嫌疑のある輸出入貨物の差押を申立てるに際して、書面をもって税関総局又は輸出入地の税関局に申立をし、且つ次の書類を提供しなければならない。一、権利侵害事実及び侵害物を識別するに足る説明。二、輸出入業者の名称、貨物名、輸出入港及び日時、航空機（船舶）の名称及び便名、コンテナ番号、貨物の保管場所及びその他等の具体的な情報。三、商標登録証、又はその他商標権を認定するに足る文書（第 1 項)。前項申立が代理人によって行われたときは、代理人の代理証明文書を別添する必要がある（第 2 項)」と規定されている。

3. 「海関查扣著作権或製版権侵害物実施弁法」

第 2 条第 1 項に、「著作権者又は製版権者は本法第 90 条の 1 第 1 項規定によりその著作権又は製版権を侵害する物品の差押えを申立てるに際して、被差押人が差押えによって損害を被ったため、その損害賠

償の担保として、税関が算定した当該輸入貨物の CIF 価格又は輸出貨物の FOB 価格に相当する保証金を提供し、且つ書面をもって次の事項を説明しなければならない。一、著作権又は製版権を享有すること。二、侵害物を識別するに足る説明。三、権利侵害事実」と規定されている。

また、第 3 条に「差押えの申立が審査を経て本法第 90 条の 1 第 2 項及び前条規定に符合する場合は、税関は直ちに差押えを行うべきである（第 1 項)。差押えの申立が補正を要する場合は、税関は直ちに申立人に補正を要請する旨を通知すべきである。補正が行われる前に、通関手続に影響はない（第 2 項)」と規定されている。

問題⑨：中国語による商品表示及び内容説明をしていない場合、違法性の問題があるか？

商品標示法第 8 条第 1 項には「輸入商品が流通し国内市場に流れるとき、輸入業者は本法の規定に基づき、中国語による「**商品名称、生産、製造又は輸入業者の情報、商品内容及び製造期日（又は有効期限）など」の商品表示と説明書の添付をし**なければならず、その内容は原産地の標示と内容説明を簡略化してはならない」と規定されている。また、商品標示法第 9 条には「商品が市場に流れるとき、生産、製造又は輸入業者は次の項を標示しなければならない。一、商品名称。二、生産、メーカーの名称、電話、住所及び商品の原産地。輸入商品に属するものは、輸入業者の名称、電話、及び住所を標示しなければならない。三、商品内容。四、民国暦又は西暦の製造日。ただし期限があるものは、有効期日又は有効期限を加えて表示しなければならない。五、その他の中央主管機関の規定により表示すべき事項」と規定されている。

これら規定に違反する場合、商品標示法第 15 条に「直轄市又は県（市）の主務官庁は生産、製造又は輸入業者に対して期限を定めて改善すべきことを通知しなければならない。さらに、期限内に改善しないときは、ニュー台湾ドル 2 万元以上、20 万元以下の過料に処し、且

つ改正するまで連続的に処罰することができる」と規定されている。

これにより、主務官庁に対し商品表示法の規定により告発し、商品に期限の改正を命じられ、且つ罰金に処しされることができる。さらに、並行輸入品から輸入業者の名称を中国語の表示で知ることができ（表示していない場合、上述により主務官庁に告発を提出した後、知ることができる)、当該輸入業者が税金を滞納しているかを調査し、税金滞納の告発により間接的に並行輸入を阻止することができる。

問題⑨-1：台湾では中国製紡織品の輸入に法令上に輸入制限が設けられているため、実務上中国製既製服を台湾製のものと偽装して輸入するケースがあり、よく見かける手口を以下に示すが、このような不実表示にいかに対応すべきか？

手口 1：「Made in China」のタグを切り取り、「Made in Taiwan」のタグを取り付ける。

手口 2：以下のタグから「太字の文字列」を取り除く。

台湾　**〇〇〇〇股份有限公司**
製造　**地：中国**

「次の各号に掲げる商品表示をしてはならない。一、虚偽不実又は人の誤解を招くもの…」、「市場に流入した商品が第 6 条各号に規定する事情に該当する場合、直轄市又は県（市）主管機関は期限付きでメーカー又は輸入業者に是正を命ずるべきである。期限を過ぎても是正しないときは、ニュー台湾ドル 3 万元以上、30 万元以下の反則金に処し、且つ是正するまで反則金を科すことができる。情状が重いときは、6 ヶ月以下の業務停止命令又は廃業命令を出すことができる」と商品標示法第 6 条第 1 項、第 14 条にそれぞれ明文で定められている。

したがって、並行輸入業者が生産地、設計地等商品情報の表示を改ざんしている場合、主務官庁に上記商品表示法の規定により告発し、商品に期限の改正を命じされ、且つ罰金を科される。

問題⑩：医薬品、化粧品、食品の並行輸入品について、特に注意すべき事項又は問題があるか？

医薬品、化粧品、食品は国民の健康に密接な関わりがあるため、消費者の健康を守るために、法令上これら商品の商品表示及び広告につき特別な規定が設けられており、特に医薬品は一定の資格を取得した者だけ販売することができ、何人でも販売できるわけではない。又、薬用化粧品（医薬部外品）の輸入も事前に主管機関の許可を経る必要がある。関連規定を十分に理解できれば、医薬品、化粧品、食品の並行輸入対策の作成に役に立つため、医薬品、化粧品、食品の定義及び関連規定をそれぞれ以下のとおり説明する。

（一）医薬品

医薬品の定義につき、「本法にいう『薬品』とは、次の各号のいずれかの原料薬及び製剤を指す。一、中華薬典（Chinese Pharmacopoeia）又は中央衛生主務官庁に認められた、その他各国薬局方、公定の国家処方集、又は各当該補充薬局方集に記載される薬品を指す。二、前号に記載されないものの、人間の疾病の診断、治療、軽減又は予防に使用される薬品。三、その他、人間の身体構造及び生理機能に影響を及ぼすに足る薬品。四、前三号に掲げる薬品を配合し製造する薬品。」と薬事法第6条に規定されている。

薬事法第 6 条の定義に該当する医薬品に関して、薬品のメーカーが薬品を台湾に輸入するとき、薬種商販売業者資格、薬監証明を取得しなければならないため、原則上医薬品の並行輸入は禁止されている。さもなければ、薬事法第 39 条に違反し、薬事法第 92 条によりニュー台湾ドル 3 万元以上、15 万元以下の罰金に処される。医薬品の並行輸入が薬事法第 75 条の薬物のラベル、添付文書又は包装に記載すべき事項の明記に違反した場合、同法第 92 条によりニュー台湾ドル 3 万元以上、15 万元以下の罰金に処される。また、許可を得ずに輸入した医薬品は禁制薬であり、ニセ薬又は禁制薬であることを明らかに知りながら、これを販売、供給、調剤、輸送、委託保管、

販売斡旋、譲渡又は販売を意図し陳列した者は、薬事法第 83 条により 7 年以下の懲役に処し、ニュー台湾ドル 500 万元以下の罰金を併科される。

薬物のラベル、添付文書又は包装は、許可されたとおり、それぞれ次の事項を明記しなければならない。一、メーカーの名称及び住所。二、品名及び許可証番号。三、ロットナンバー。四、製造日及び有効期間又は保存期限。五、主要成分の含有量、用量及び用法。六、主治効能、性能又は適応症。七、副作用、禁忌及びその他の注意事項。八、規定に基づき明記しなければならないその他の事項（薬事法第75条1項）。また、医薬品の広告について、誰でも広告することができることではなく、医薬品の製造販売業若しくは販売業若しくは製造業及び医療機器の製造販売業若しくは販売業若しくは製造業でないものは、薬物の広告を行ってはならない（薬事法第65条）。

その他、医薬品と医療器材の広告は、事前に中央又は直轄市の主務官庁に許可を得てから掲載することができる（薬事法第66条）。薬商でない者は薬物広告を行った場合、薬事法第91条により、ニュー台湾ドル20万元以上、500万元以下の罰金に処される。医薬品の広告は事前に許可を得ていなかった場合、薬事法第92条4項によりニュー台湾ドル20万元以上、500万元以下の罰金に処される。

（二）化粧品

化粧品とは、「人体の外部に施され、毛髪に潤いを与える、嗅覚を刺激する、又は容貌を修飾するための物品」（化粧品衛生管理条例第 3 条）であり、その詳な細範囲と種類について、別途中央主務機関から広告すると授権する。化粧品はその医薬品成分又は毒物、劇物を含むのか否かによりさらに「化粧品（薬用ではないもの）」あるいは「薬用化粧品（医薬部外品）」と区別することができ、前者の輸入は主務機関に準備検査を提起すればよく、原則的には並行輸入を制限していない。ただし、後者は医療又は毒物、劇物を含み、人の身体の健康を影響するため、輸入許可を取得しなければならず（化粧品衛生管理条例第 7 条 1 項）、原則には並行輸入を制限し、輸入許

可を取得していない並行輸入薬用化粧品を差し押さえられた場合、化粧品衛生管理条例第 15 条の規定により、1 年以下の懲役、拘留に処し、又は新台湾ドル 15 万元以下の罰金を科し又はこれを併科し、且つ別途衛生を妨害した物品を没収し消滅させる。」

化粧品のラベル、添付文書又は包装など化粧品の表示について、中央衛生主務機関の規定により、それぞれメーカー名、住所、商品名称、許可証若しくは許可証番号、成分、用途、用法、重量若しくは容量、ロット番号あるいは出荷期日を掲載しなければならず、中央衛生主務機関より指定公告された者は、保存方法及び保存期間も掲載しなければならない。化粧品の体積が小さく、容器又は包装に詳しく記載できない場合、添付文書に記載しなければならない。台湾で製造された化粧品である場合、ラベル、添付文書及び包装の記載文字は中国語とし、海外から輸入した化粧品は添付文書を中国語訳しなければならず、且つ輸入業者の名称、住所を明確的に記載しなければならない（化粧品衛生管理条例第 6 条 1、2 項）。上記規定に違反した場合、化粧品衛生管理条例第 28 条により、ニュー台湾ドル 10 万元以下の罰金に処することができる。

化粧品業者が広告を掲載又は放送するとき、事前に全ての文字、映像又は台詞を中央又は直轄市の衛生主務官庁に許可を申請し、且つ放送機構に検査許可の証明文書を交付しなければならない。中央主務官庁の許可効力は 1 年を維持することができ、期間満了後、継続して広告する者は、原許可衛生主務機関に延長を申請することができ、毎回の延長許可期間は 1 年を超過することができない。また、その掲載、放送の許可期間に、その内容又は掲載、放送の方法が不適切であると発見された場合、当該衛生主務官庁は廃止又は修正を命じることができる。この他、マスコミに掲載又は発布した化粧品の広告は、猥褻、風俗妨害、虚偽又は誇大があってはならない（化粧品衛生管理条例第 24 条 1、2 項）。化粧品に誇大不実がある、又は事前に許可を得ていない場合、化粧品衛生管理条例第 30 条 1 項により、ニュー台湾ドル 5 万元以下に処し、再犯又は重大犯罪者に

ついては、営業又は工場に関する許可ライセンスを廃止することができる。

(三) 食　品

食品とは、「人に飲食又は咀嚼させる物品とその原料」（食品衛生管理法第 2 条 1 項）であり、原則として、多数の食品は自由に輸入又は並行輸入をすることができる。ただ中央主務機関の公告によって指定した食品、食品添加物、食品用洗剤及び食品器具、食品容器又は包装は、中央主務機関の検査を経て登録し、且つ許可証の発行を受けなければ、製造、加工、配合、改装又は輸入、輸出をすることができない（食品衛生管理法第 14 条）。

食品の輸入は医薬品、薬用化粧品のように多く制限されていないが、食品衛生管理法には食品の表示に対し特定な要求があり、例えば、容器又は包装のある食品、食品添加物は、中国語と図記号で「商品名称」、「内容物名称と重量」、「容量と数量」、「食品添加物名称」、「メーカー名称、電話番号と住所」を明確的に表示し、輸入業者は、「国内担当業者の名称、電話番号と住所」、「有効日付、製造日付、保存期限又は保存条件」、「その他中央主務機関が公告指定された標示事項」を容器又は包装に記載しなければならず、法により中国語で商品名称、メーカー、輸入業者を表示せず、又は保存期限を改ざんした場合、主務機関は期間を定めて回収且つ訂正するよう通知しなければならず、訂正されるまでは継続的に販売することができない。期間が満了してもまだ訂正していない場合、主務機関に没収、消滅される（食品衛生管理法第 29 条）。

食品、食品添加物、若しくは食品用洗剤の表示、宣伝又は広告について、不実、誇大又は誤解させる情況を禁止しており（食品衛生管理法第 19 条第 1 項）、違反した場合、ニュー台湾ドル 4 万元以上、20 万元以下の罰金に処される。また、医療効能の表示、宣伝又は広告を禁止しており（食品衛生管理法第 19 条第 2 項）、違反した場合、ニュー台湾ドル 20 万元以上、100 万元以下の罰金に処される。一年以内に再度違反した者はその営業又は工場登録ライセンスを廃止す

ることができる。このような違反広告に対して、主務機関はそのつど連続で業者が放送を停止するまで処罰することができる。

問題⑩-1：並行輸入品の商品表示で、賞味期限等の記載事項の改ざん、ラベルの貼替え等があった場合、違法性の問題はあるか？

これら行為は、刑法上の私文書偽造罪や詐欺罪に関わる可能性があり、前者では5年以下の懲役、後者では5年以下の懲役、拘留又は1,000元以下の罰金、又は併科が科される。この他、薬事法、化粧品衛生管理条例及び食品衛生管理法などの行政法でも、これら行為が違法であると明示されている。

(一) 医薬品

薬品の有効期間の表示の書直し又は変更は、薬事法第20条に規定する「偽薬」と扱われ、製造又は輸入者は10年以下の懲役、又はニュー台湾ドル 1,000 万元以下の罰金が併科され、故意の販売は、7年以下の懲役、ニュー台湾ドル500万元以下の罰金が併科される。

(二) 化粧品

化粧品衛生管理条例第12条に、化粧品販売業者は、化粧品のラベル、取扱説明書、包装、容器等を変更して販売してはならず、違反した場合は10万元以下の罰金に処し、商品の販売中止や回収、没収、廃棄をしなければならないと規定している。このため、化粧品販売業者は勝手に化粧品の表示内容を変更してはならない。

(三) 食　品

食品衛生管理第19條第1項の規定により、食品、食品添加物又は食品用洗浄剤の表示、宣伝又は公告に不実、過大又は誤解を招くような事情があってはならない。

したがって、勝手に食品の有効期限の表示変更、不実表示は、上記規定に違反し、主務官庁はニュー台湾ドル 4 万元以上 20 万元以下の罰金を科されると同時に、期限を定めて回収や訂正を通知される。また、訂正されるまで販売を続続できず、没収又は廃棄されることとなる。

問題⑩-2：並行輸入された製品に台湾で未認可の成分が含まれている場合、違法性の問題があるか？

（一）医薬品

薬事法第 39 条の規定によると、薬品の製造や輸入は、衛生署に対して検査登録を申請し、承認を経て、薬品許可証の発行を受ける必要がある。つまり、薬品の製造や輸入は、衛生署の承認なく実施できない。承認を経ることなく製造した場合は「偽薬」か「禁制薬」と扱われ、同法第 82 条、第 83 条の規定により処分される。

（二）化粧品

一般化粧品（薬用ではないもの）は主管官庁への届出のみでよいが、薬用化粧品は、輸入か国産かを問わず、添加する薬品の成分、種類及びその添加量は、台湾行政院衛生署が公告した「化粧品含有医療或毒劇薬品基準」に符合する必要がある。また、メーカーは衛生署に検査登録を申請し、承認を経て、許可証の発行を受ける必要がある。これに反する場合、1 年以下の懲役、拘留、又はニュー台湾ドル 15 万元以下の罰金を科す。なお、当該衛生を妨害した物品は没収又は処分される。

（三）食　品

販売する食品、食品用洗剤又はその器具、容器又は包装は、食品衛生管理法第 10 条の規定により、衛生安全及び品質基準に符合しない場合は、主務官庁がそれを没収する。なお、食品衛生管理法第 14 条の規定により中央主務官庁が公告指定した食品、食品添加物、食品用洗剤、食品器具、食品容器及び食品包装につき、その製造、加工、調製、改装、輸入又は輸出は、中央主務官庁による検査登録及び許可証の発行を経ることなく実施できない。これに反した場合、主務官庁はこれを没収又は処分する。つまり、台湾法令に認められない成分が輸入食品に含まれる場合は、主務官庁に告発することができる。

問題⑩-3：並行輸入された製品の効能について、台湾で未認可の効能を広告する行為や、過大に広告する行為は、違法性の問題があるか？

不実広告に関する規定は、消費者保護法及び公平交易法で定められている。消費者保護法第 22 条には、企業経営者は広告内容の真実を確保しなければならず、その消費者に対し負う義務は広告内容を下回ってはならないと定めている。消費者が不実広告を信じたことにより生じた損害は、消費者保護法第 23 条の規定により、掲載又は伝達の依頼を行う企業経営者並びに広告媒体業者に対して、損害賠償を請求できる。

公平交易法第 21 条には、事業者は、商品若しくはその広告にその他公衆に知らせる方法で、商品の価格、数量、品質、内容、製造方法、製造期日、使用期限（賞味期限）、使用方法、用途、原産地、製造者、製造地、加工者、加工地等について、虚偽不実若しくは錯誤を招く表示又は表徴をしてはならないと定めている。

(一) 医薬品

医薬品と医療器材の広告は、事前に中央又は直轄市の主務官庁の許可を得てから掲載できる（薬事法第 66 条）。薬商でない者が薬物広告を行った場合、薬事法第 91 条によりニュー台湾ドル 20 万元以上、500 万元以下の罰金が科される。医薬品の広告が事前に許可を得ていなかった場合、同法第 92 条 4 項によりニュー台湾ドル 20 万元以上、500 万元以下の罰金が科される。

(二) 化粧品

化粧品業者が広告を掲載や放送には、使用する全ての文字や映像、台詞の許可を中央又は直轄市の衛生主務官庁に対して事前に申請し、且つ放送機構に検査許可の証明書を交付しなければならない。中央主務官庁の許可効力は 1 年間を維持でき、期間満了後も継続的に広告する者は、当該衛生主務官庁に延長を申請できる。ただし、毎回の延長期間は 1 年間を超えることができない。

また、その掲載や放送の許可期間に、その掲載や放送の方法や、その広告内容が不適切であるとされた場合、当該衛生主務官庁は、

当該広告の廃止又は修正するよう命じることができる。

この他、マスコミに掲載又は発布した化粧品の広告は、猥褻、風俗妨害、虚偽又は誇大があってはならない（化粧品衛生管理条例第24条1、2項)。化粧品に誇大や不実がある場合、又は事前に許可を得ていない場合、化粧品衛生管理条例第30条1項によりニュー台湾ドル5万元以下に処し、再犯や重大な場合は営業又は工場に関する許可ライセンスを廃止できる。

(三) 食　品

食品、食品添加物、若しくは食品用洗剤の表示、宣伝又は広告について、不実、誇大又は誤解させることを禁止しており（食品衛生管理法第19条第1項)、違反した場合はニュー台湾ドル4万元以上、20万元以下の罰金を科される。

また、医療効能の表示、宣伝又は広告を禁止しており（食品衛生管理法第19条第2項)、違反した場合はニュー台湾ドル20万元以上、100万元以下の罰金に処される。

一年以内に再度違反した者は、その営業又は工場登録ライセンスを廃止できる。このような違反広告に対して、主務機関は業者が放送を停止するまで繰り返し処罰できる。

問題⑩-4：並行輸入された製品の成分表に記載されている成分が実際に含まれていない場合、違法性の問題があるか？

この場合は、消費者保護法及び上記の公平交易法第21条の規定、当該商品に関する特別規定に違反する可能性がある。

消費者保護法第24条の規定により、企業の経営者は商品標示法等法令により商品又は役務の表示をする義務があり、且つ商品又は役務を輸入するに際して、中国語による商品表示及び説明書を添えなければならず、その内容は原産地による商品表示及び説明書より簡略なものであってはならない。

また、公平交易法第21条の規定により、事業者は商品若しくはその広告において、商品の価格、数量、品質、内容、製造方法、製造日付、

有効期限、使用方法、用途、原産地、製造者、製造地、加工者、加工地等について虚偽不実又は誤解が生じる表示や標示を行ってはならない。なお、薬品、化粧品、食品におけるこのような不実表示の行為について、次のとおり規定する。

(一) 医薬品

薬事法の規定により、薬品に含まれる有効成分の名称が許可されたものに符合しない場合は「偽薬」、許可された薬品に法に定めていない添加物を無断に添加し、又は含有した有効成分の質、量又は強度が許可されたものに符合しない場合は「劣薬」であり、これらが発見された場合は、回収や処分をしなければならない。また、偽薬を製造又は輸入した者は 10 年以下の懲役、且つニュー台湾ドル 1,000 万元以下の罰金を併科できる。さらに偽薬であると知りながら、これを販売、供給、調剤、運送、委託保管、売買斡旋、譲渡又は販売意図のため陳列した者は 7 年以下の懲役、且つこれにニュー台湾ドル 500 万元以下の罰金を併科できる。

(二) 化粧品

前述の通り、薬用化粧品の輸入又は製造販売は、衛生署に検査登録を行い、許可証の発行を受ける必要がある。また、不実やは過大表示が発見された場合はニュー台湾ドル 5 万元以下の過料が科される。

(三) 食　品

前述の通り、食品衛生管理法第 19 条第 1 項の規定により、食品、食品添加物又は食品用洗剤の表示は不実・過大又は誤解が生じさせることが禁止され、ニュー台湾ドル 4 万元以上、20 万元以下の過料が科される。

問題⑪：中国産の並行輸入製品に対し、特に注意すべき事項又は問題があるか？

台湾は中国大陸の製品の輸入に多くの制限があり、「台湾地区與大陸地区貿易許可弁法」第 7 条第 1 項第 1 号の規定により、中国大陸の物

品について、主務機関が公告許可した輸入項目とその条件の物品以外、台湾に輸入することができないため、中国産の並行輸入製品は原則として直接中国大陸から輸入することができない。

また、台湾における輸出入品の原産地認定は、「進口貨物原産地認定標準」及び「原産地証明書及び加工証明書管理弁法」の関連規定により処理している。物品の加工、製造又は原材料が二つ以上の国家（地域）にわたる場合、最終的に「実質的変更」を加えた国・地域を原産地としている。「実質的な変更」を加えた物品には、付加価値率を 35%以上加えたものが含まれるため《計算式：【物品の輸出価格（F.O.B.）－直接又は間接に原材料並びに部品を輸入する価格（C.I.F.）】／【物品の輸出価格（F.O.B.）】》、物品の加工や製造、原材料の提供に中国が参与したとしても、原産地が中国以外の国・地域と認定されれば、台湾に輸入できる。

問題⑪-1：経済部国際貿易局が輸入規制している品目の商品が並行輸入される場合、個人、業者の何れでも違法性の問題が発生するか？

よくある輸入禁止の種類には、たとえば紡織材料、綿紗、杼織物等衣装素材、オートバイ、冷蔵庫、熱水器、洗濯機、自動車、トラック等[12]があり、「台湾地区與大陸地区貿易許可弁法」の中国商品輸入規制規定に違反した場合、主務機関は 2 ヶ月以上、1 年以下に物品の輸入を停止し、又はその輸出入業者登録を廃止することができる（台湾地域と大陸地域関係条例第 86 条）。また、中国大陸から物品を台湾に密輸した場合、「懲治走私条例」（懲治走私条例第 12 条）、「海関緝私条例」（海関緝私条例第 36 条）の規定に違反する可能性があり、前者に違反した場合は 5 年以下の懲役、拘留、若しくはニュー台湾ドル 150 万元以下の罰金を科す。後者による取締の場合、物品価値の一～三倍の罰金が科されて、且つ没収される。その他、輸入貨物の通関申告で、輸

[12]具体的制限項目の検索ウェブサイトのリンク（国貿局ウェブサイト）：http://fbfh.trade.gov.tw/rich/test/indexfh.asp （最後閲覧日：2011/1/21）

入貨物の名称、数量、重さ、品質、価値又は規格につき不実に申告したとき、偽造、変造若しくは不実の発票又は証書を提出した場合、及びその他違法行為がある場合、情状によって申告漏れした輸入税の二倍～五倍までにあたる額の過料に科す、又は貨物を没収できる（海関緝私条例第 37 条第 1 項)。上記罰則は、業者、個人の何れにも適用される。

問題⑫：法定の手続きをされておらず自動車又はオートバイの個人輸入について、違法性の問題があるか？

台湾では従来、個人が海外から自動車を輸入するために多くの制限があった。例えば「個人申請輸入在国外已使用之自用車輛（小汽車或機車）審核要点」（2001 年 1 月 1 日から適用を停止した）に、個人で海外自動車の輸入を申請する主体（輸入申請者の資格)、客体（自動車種類）の何れも制限しており、且つ一台の自動車につき 1 回を限りとし、自動車を輸入しライセンスを受領してから 1 年以内は譲渡できなかった。

しかし、2002 年 1 月 1 日に WTO に加盟した後は全て取消され、自動車の個人輸入は原則として合法であり、あまり多くの制限はない。また、自動車の輸入関税の大幅な低下により、台湾人が海外から自動車を輸入する誘因となっている。

ただし、税関において法律が定めた輸入税、貨物税、営業税、貿易役務の宣伝費等を正直に申告しない場合、関係税法により補充納付が命じられ、且つ脱税の二倍の罰金を科されることとなる。

問題⑬：機器のコピーガード等が勝手に解除された場合、何か問題あるか？

著作権法第 80 条の 2 第 1 項には「著作権者が他人に無断で著作物にアクセスするのを禁止し、又は制限するために採用したコピーガード等の措置については､合法的に許諾を受けない限り､これを解除し、破壊し、その他の方法を用いてこれを回避してはならない」と規定されている。機器のコピーガード等が勝手に解除された場合、著作権法

第 84 条及び第 88 条による差止請求権、損害賠償請求権を行使できる（民事責任)。

また、著作権法第 80 条の 2 第 2 項には、「コピーガード等の措置の解除、破壊又は回避を図るための設備、器材、部品、技術若しくは情報は、合法的に許諾を受けない限り、これを製造し、輸入し、公衆の用に提供し又は公衆のために役務を提供してはならない」と規定されている。この規定に違反する場合、著作権法第 96 条の 1 により 1 年以下の懲役若しくは拘留に処し、あるいは新台湾ドル 2 万元以上、25 万元以下の罰金を科し又はこれを併科することができる（刑事責任)。

なお、著作権法第 80 条の 2 第 2 項の適用について、経済部智慧財産局の 95 年智字第 094011197-0 号書簡には「科学技術中立の原則に基づき、全ての科技保護措置を回避できる行為は著作権法に制限されていることではなく、著作権法第 80 の 2 第 2 項は次のいずれかに符合しなければ適用できない。①コピーガード等の措置の解除、破壊又は回避を図るためのもの。②前項の用途以外、その商業用途が限られているもの。③コピーガード等の措置の解除、破壊又は回避を図るため販売促進したもの」と説明している。

つまり、営業の目的をもって機器のコピーガード等の措置を解除する者（店舗従業員など）に対しては、民事責任のほか、著作権法第 96 条の 1 による刑事責任を問うことができる。

問題⑭：内国権利者が輸入した時点で、外国権利者とは無関係に独自のグッドウィルを形成している場合、何の問題があるか？

これは著名商標が第三者に先取り登録された問題に関わり、有名な案例として日本企業吉田股份有限公司の「PORTER 及び図」商標、日本企業高岡屋股份有限公司の「高岡屋」商標等が上げられる。

しかし、当該商標が海外でどれだけ著名であろうと、台湾の商標法は登録主義及び属地主義であるため、台湾で登録出願をしなければ、商標法により与えられる商標使用権及び排他権を享受することができない。外国権利者が商標商品を輸入しようとする時に、内国権利者が

既に同じ商標を登録している場合、当該内国権利者の商標が無効となるまで、台湾現行法では、当該商標の権利は、台湾内の権利者に帰属するため、外国権利者による異議申立てや無効審判請求により、当該商標を取り消すことが必要となる。無効事由には通常、商標法第 23 条第 12 号「他人の著名な商標又は標章と同一又は類似し、関連する公衆に誤認混同を生じさせるおそれがあり、又は著名商標又は標章の識別性又は信用・名声に損害を生じさせるおそれがあるもの」、又は第 14 号「同一又は類似商標又は役務について他人の先使用、にかかる商標と同一又は類似であり、出願人が当該他人との間で契約関係、地縁、業務取引又はその他の関係を有することにより、他人の商標の存在を知悉していたとき」との規定が用いられる。

ただし、商標法第 54 条に「無効審判請求の審決が成立した案件においては、その登録を取り消さなければならない。ただし、審決時において、当該不登録事由がすでに存在しないものは、公益および当事者の利益を参酌した後、不成立の審決にすることができる」と規定され、当該条文の但書に言う「当該不登録事由がすでに存在しないもの」とは、二つの商標が市場で「長らく並存し、関連消費者が混同誤認することがない」ことを指す。

すなわち、商標が市場で存在している客観事実が消費者の印象として覚えられ、無効審判を提起した時点ですでに消費者が区別でき、混同誤認することがない状況を言う。したがって、内国権利者が外国権利者商標とは異なる独自のグッドウィルを築き上げたことを証明できれば、商標は取消されれない。また、公平交易法第 20 条又は 24 条の構成要件に該当するかにより、公平法における関係規定を以って、民事訴訟の提起又は公平交易委員会に告発することができる。

問題⑮：代理店・販売店契約書における「販売できる区域」の限定と再販禁止に関する規定に、違法性の問題があるか？

第四章第三節及び第六章第二節を参照すれば分かるように、競争を制限する「販売できる区域」の限定及び再販禁止等は公平交易法第 19

条第 6 号に違反する可能性がある。

公平交易法施行細則第 27 条第 2 項に、当該制限が正当なのか否かについては、当事者の意図、目的、市場地位、所属する市場の構造、商品の特徴及び履行した場合に市場競争に与える影響などを総合的に判断しなければならないと規定されている。メーカー又は権利者が明文で並行輸入を禁止できない前提のした、契約で実施許諾者の販売できる区域又は再販禁止等を制限し、公正競争を妨げるおそれがある場合、公平交易法第 19 条第 6 号の規定に違反するおそれがあるため、契約でサービスの品質を確保するための制限であると強調する、又は製品の成分が生命安全を危害するおそれがあるので管理を強化する等の制限するに十分な理由があるかが鍵となる。

問題⑮-1：新品の製品を一旦販売登録することで中古品とすることにより、代理店･販売店契約の条項に抵触しない形にして並行輸出する行為に違法性の問題があるか？

違法性の問題はないが、当事者間の契約違反の問題がある。つまり、「信義則」は民法の基本原則であり、権利行使又は義務の履行は、信義則に基づき行う必要があり、公平・正義の要求に符合させ、当事者双方の権利義務のバランスがとれるように､「無効」の評価を与えるか、又は「適切な調整」を行うべきである。

したがって、代理店又は販売店が契約の約定内容を悪意に回避し、故意にルール違反している事情を挙証できた場合は、民法の信義則の基本原則に基づき、代理店等は契約違反責任を負うべきであると主張できるはずである。

問題⑯：並行輸入品に対するアフターサービスについて、メーカーや正規代理店がアフターサービスの義務を負うのか？

消費者保護法第 7 条の規定に「製品の設計、生産、製造に従事する者又は役務を提供する企業経営者は、製品を提供し市場に流通させる時又は役務を提供する時に、当該製品又は役務が当時の科学技術又は

専門レベルで合理的に期待できる安全性に符合しなければならない」との規定があり、法律面では企業やメーカーにアフターサービスを提供するよう義務付けていない。アフターサービスを提供する企業は、企業のイメージや製品価値を高めるなどのストラテジーを考慮して、消費者に提供しているサービスであるため、契約で義務付けることができる。よって、並行輸入品にアフターサービスを提供するかは、企業のマーケティングストラテジーに関わるものであり、メーカー及び販売店はアフターサービスを提供する義務を負う必要がない。

問題⑯-1：真正品を改造し、真正品の商標を外し、自社商標を添付して並行輸出する行為に違法性の問題があるか？

このような場合を「逆模倣」と言い、市場で購入した他社の製品に自分の商標を勝手につけ、市場へ流通して販売することを指す。

世界各国の立法例によれば、逆模倣を不法行為として商標法に明らかに定めている国は、わずかにフランス、イタリア、オーストラリア、ブラジル及び中国等であり、台湾は含まれていない。このため、台湾において「逆模倣」が不法行為を構成するか否かについてあまり論議されておらず、法律の適用に紛争がないとは言えない。

ただし、商標法第 61 条第 1 項には「商標権者はその商標権を侵害したものに対し、損害賠償を請求することができ、その侵害排除を請求できる。侵害の可能性があるときは、その防止を請求することができる」と規定されている。つまり、登録商標の使用権は、商標権者の権利の一つであり、その製造した商品に当該商標を使用するのみでなく、消費者をして認識させ、自分のブランドを作るために該商標を利用するといった意味が含まれている商標権の使用により、商標価値を実現することも含まれる。

商標権とは、上記商標を直接使用する権利と使用することにより着々と築かれていく商標の未来価値の両方を同時に含み、両者を分割して論ずることはできない。よって、商標権者の同意を得てない「逆模倣」という行為は、経営者が心を込めて製品を経営することにより

得た信用や名声、消費者の権益が合理的に保障され、公平に競争する市場環境を作るためにも、商標権侵害と評価されるべきである。

なお、このような行為は実際に間接的に商標権者が製品を市場へ流通する権利を妨害し、取引秩序及び公平競争を壊しているため、公平交易法第 24 条の不正行為禁止に関する他の規定に違反する可能性もある。しかし、このような案例は、台湾において学術面での論議が進められているのみであり、実務上の関連判決や意見表示はなされていない。

問題⑰：台湾から海外への輸出（並行輸出）について、特に注意すべき事項又は問題があるか？

台湾からの並行輸出の商品はあるが、種類や数は並行輸入に及ばず、一番多いのは中国への輸出であり、法律で並行輸出を禁止していない。電気機器（デバイス）、事務機器の消耗品、健康飲料などの食品、スポーツ用品などは実務上よくある並行輸出商品であり、主な原因はやはり大きな価格差があるとのことであり、一部の原因としては台湾製の商品が中国で信頼され人気が高いことにある。並行輸出は、代理店、代理販売契約で販売地域の制限条項を約定することによって対応することができ、また各地域の電圧が異なり、アフターサービスの提供のコントロール等正当理由に基づき、各地の代理業者、代理販売業者と販売地域の制限契約を締結し、制限の条項違約処罰を定めることによって並行輸出入を阻止する効果を上げることができる。また、税関と協力して差押えたり（ただし、輸出の情況には実益は高くない）、商品製造コートにつき販売地域によりコートをつけたりするのも考えられる対策である。

問題⑱：並行輸入された正規品の電池や付属品を取り出し、安い電池、付属部品に取り替えて販売する行為には、違法性の問題があるか？

台湾商標法では真正品の並行輸入は商標法の規定に違反しない。それは、真正品の出所が正当で、商標権者又は実施許諾者の信用・名声

を損害するおそれがないからである。

しかし、工場出荷包装のまま販売せず、加工、改造若しくは変更したものに同一商標図形を表彰し、又は当該商標図形を広告等同類の書類に付して陳列又は頒布し、消費者をして商標権者もしくは実施許諾者、代理業者、販売店であると誤認混同させる場合、悪意に基づき他人の商標を使用する行為に属し、明らかに他人の商標権を侵害する犯意があり、その情状により商標法の刑罰規定を適用するべきである。

よって、並行輸入業者が台湾において、並行輸入された製品に付いている電池、付属又は関連部品を変更し、工場出荷状態のまま販売していない商品に同一商標を表彰し、又は当該商標を広告等の書類に付して販売した場合、商標権者等の信用や名声に損害を与えて、商標法違反、商標権侵害を構成する可能性がある。

問題⑲：台湾以外のライセンス先企業の製品が、品質基準の観点から販売地域の制限契約条項があるにも関わらず台湾に並行輸入された場合に、違法性の問題はあるか？

台湾の現行専利法、商標法のいずれも、真正品の並行輸入を制限していないが、著作権法では国内消尽の原則を採用しており、著作物の真正品を並行輸入してはならない。つまり、著作物の並行輸入を除いては、原則として並行輸入品が専利法や商標法に違反することはない。

販売地域制限契約を締結した場合、その効力は当事者間にしか及ばず、並行輸入業者の並行輸入行為が商標法や専利法に違反するか否かと直接関係がない。実施許諾の受託者と依頼者間で販売地域制限契約を締結している場合、それは当事者間の合意によるものであり、受託者は依頼者に対し、双方の契約に定めた内容により、契約違反した損害賠償又は違約金などを請求することができる（ただし、当該販売地域制限契約が現地の不正競争等の規範に違反するか否かにつき留意する必要がある）。

並行輸入品の流通を制限するためには、販路全体の管理、及び商品差異化の強化、品質保証サービスの提供等の方法により行うことを提

案する。

問題⑳：台湾以外のライセンス先企業が、販売地域及び製造地域の制限を越えて、台湾で委託生産させ、そのまま台湾国内に流通させる場合、違法性の問題があるか？

契約により特定な地域で販売及び製造しない行為は、当事者間の民事上の契約違反に関わる問題であり、契約責任のみを負えばよい。ただ、本章の問題③で述べたとおり、実施許諾者がただ乗りや商品の出所の誤認混同等の行為がある場合、公平交易法第 21 条又は第 24 条規定に違反する可能性がある。また、当該特許権や商標権が台湾で登録済みの場合は特許権侵害や商標権侵害を構成する可能性がある。

問題⑳-1：台湾以外のライセンス先や委託生産先が生産した製品で、品質上引き取り拒否された B 級品が台湾に並行輸入された場合、違法性の問題があるか？

B 級品など工場流出品は、ライセンス先や委託生産先から販売許諾を得ておらず、当事者間契約の合法的許諾範囲に含まれていないため、模倣品に属する。

したがって、台湾に輸入した場合は著作権法、商標法、専利法等の規定に違反し、民事及び刑事の責任を負わされる可能性がある。

産業財産権における模倣対策のご案内

財団法人交流協会では特許庁からの委託により、海外進出日系企業を対象とした産業財産権の侵害対策事業を実施しております。具体的には、現地にて以下の活動をしております。

1. 台湾における産業財産権の模倣対策に資する情報の収集
2. 弁護士、弁理士など産業財産権の専門家を講師としたセミナーの開催
   現地で活躍する専門家から最新の情報を得る機会です。
3. 産業財産権に関する相談窓口の設置
   産業財産権の権利取得手続きから、産業財産権の侵害に関する相談まで、幅広いご質問にお答えいたしますので、是非ご利用ください。

※相談窓口の利用、セミナーへの出席、その他ご不明な点については、
財団法人交流協会　貿易経済部までお問い合わせください。

TEL：０３－５５７３－２６００
FAX：０３－５５７３－２６０１
ＨＰ：http://www.koryu.or/jp/

［特許庁委託］　台湾における職務発明の規定　台湾における並行輸入品への法的手当

平成２３年３月　発行

発行者　井　上　　孝
発行所　財団法人 交流協会
東京都港区六本木３－１６－３３
青葉六本木ビル7階
印刷所　株式会社 宝円堂

【禁無断転載】

執筆協力：万国法律事務所（Formosa Transnational Attoneys at Law）
台北市仁愛路三段１３６号１５階